

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年 1月 1日
(第96期)	至	2020年12月31日

A G C 株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(E01122)

目次

	頁
第96期 有価証券報告書	
表紙	
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	5
3. 事業の内容	7
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. 事業等のリスク	16
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
4. 経営上の重要な契約等	24
5. 研究開発活動	24
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	75
3. 配当政策	76
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	77
第5 経理の状況	98
1. 連結財務諸表等	99
2. 財務諸表等	171
第6 提出会社の株式事務の概要	185
第7 提出会社の参考情報	186
1. 提出会社の親会社等の情報	186
2. その他の参考情報	186
第二部 提出会社の保証会社等の情報	187

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月30日
【事業年度】	第96期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	A G C株式会社
【英訳名】	AGC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 平井 良典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5603
【事務連絡者氏名】	広報・I R部長 玉城 和美
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5603
【事務連絡者氏名】	広報・I R部長 玉城 和美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	2016年 12月	2017年 12月	2018年 12月	2019年 12月	2020年 12月
売上高 (百万円)	1,282,570	1,463,532	1,522,904	1,518,039	1,412,306
税引前利益 (百万円)	67,563	114,424	128,404	76,213	57,121
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	47,438	69,225	89,593	44,434	32,715
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	21,452	135,090	6,629	48,239	△6,426
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	1,095,438	1,184,034	1,137,204	1,157,097	1,115,142
総資産額 (百万円)	1,981,451	2,228,560	2,235,776	2,335,415	2,534,458
1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	4,736.59	5,239.70	5,141.43	5,229.58	5,038.52
基本的1株当たり当期純 利益 (円)	205.14	302.12	399.51	200.85	147.84
希薄化後1株当たり当期 純利益 (円)	204.26	300.65	397.58	199.95	147.24
親会社所有者帰属持分比 率 (%)	55.28	53.13	50.86	49.55	44.00
親会社所有者帰属持分当 期純利益率 (%)	4.33	6.07	7.72	3.87	2.88
株価収益率 (倍)	19.40	16.15	8.59	19.57	24.35
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	203,637	203,504	189,287	191,906	225,392
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△113,596	△209,560	△194,450	△182,636	△230,248
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△46,450	△18,720	8,657	△17,284	128,443
現金及び現金同等物の期 末残高 (百万円)	147,325	126,417	123,503	113,784	236,124
従業員数 〔 〕内は平均臨時従業 員数で外数 (名)	50,963 〔4,592〕	53,224 〔4,947〕	54,101 〔4,752〕	55,598 〔4,688〕	56,179 〔4,189〕

注 1 国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期純利益」及び「希薄化後1株当たり当期純利益」を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	2016年 12月	2017年 12月	2018年 12月	2019年 12月	2020年 12月
売上高 (百万円)	483,078	496,067	542,004	516,708	505,041
経常利益 (百万円)	49,288	41,789	54,079	169,132	41,345
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	24,153	40,190	51,970	178,475	△39,748
資本金 (百万円)	90,873	90,873	90,873	90,873	90,873
発行済株式総数 (千株)	1,186,705	235,177	227,441	227,441	227,441
純資産額 (百万円)	639,795	643,271	614,185	752,067	681,320
総資産額 (百万円)	1,272,447	1,334,415	1,338,966	1,371,747	1,452,293
1株当たり純資産額 (円)	2,755.96	2,835.14	2,765.58	3,388.75	3,068.94
1株当たり配当額 (円)	18.00	65.00	115.00	120.00	120.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(9.00)	(10.00)	(55.00)	(60.00)	(60.00)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	104.45	175.40	231.74	806.73	△179.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	104.00	174.55	230.62	803.15	-
自己資本比率 (%)	50.1	48.0	45.7	54.7	46.8
自己資本利益率 (%)	3.81	6.29	8.30	26.22	-
株価収益率 (倍)	38.10	27.82	14.80	4.87	-
配当性向 (%)	86.2	59.9	49.6	14.9	-
従業員数 (名)	6,024	6,401	6,659	6,998	7,158
株主総利回り (%)	117.0	145.8	107.5	125.3	119.3
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(100.3)	(122.6)	(103.0)	(121.7)	(130.7)
最高株価 (円)	844	1,009 (5,050)	5,090	4,115	4,130
最低株価 (円)	487	798 (4,070)	3,165	2,862	2,255

注 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第96期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第96期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

4 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。

5 第93期の1株当たり配当額65.00円は、1株当たり中間配当額10.00円と1株当たり期末配当額55.00円の合計であります。2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しているため、1株当たり中間配当額10.00円は株式併合前、1株当たり期末配当額55.00円は株式併合後の金額となっております。

6 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。第93期の株価については当該株式併合前の最高・最低株価を記載し、()内に当該株式併合後の最高・最低株価を記載しております。

- 7 第94期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を早期適用しており、第93期の関連する主要な経営指標等について遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。

2【沿革】

年	沿革
1907年	旭硝子株式会社創立
1909年	尼崎工場（現関西工場尼崎事業所）を設置し、日本で初めて板ガラスの工業生産を開始
1914年	牧山工場（現北九州事業所）を設置
1916年	ガラス溶解窯の構造材である耐火煉瓦の生産を開始し、セラミックス事業に参入
〃	鶴見工場（現京浜工場）を設置
1917年	ガラスの原料であるソーダ灰の製造を開始
1939年	伊保工場（現関西工場高砂事業所）を設置
1944年	日本化成工業株式会社と合併し、三菱化成工業株式会社と改称
1950年	企業再建整備法により三菱化成工業株式会社が3分割される。当社は旭硝子株式会社の旧名に復して設立され、再発足。株式を上場。
1954年	ブラウン管用ガラスの生産を開始
1956年	自動車ガラスの生産を開始
〃	インドでのガラス生産を開始し、日本の民間企業としていち早くインドに進出
1959年	千葉工場を設置
1964年	フッ素化学品の生産を開始
〃	タイ旭硝子社（現AGC Flat Glass (Thailand) Plc.）を設立し、タイに進出
1965年	羽沢研究所（現中央研究所）を設置
〃	タイ旭硝子曹達社（現AGC Chemicals (Thailand) Co., Ltd.）を設立し、アジアでの化学品生産を開始
1970年	愛知工場を設置
1972年	相模事業所（現相模工場）を設置
〃	PT Asahimas Flat Glass Tbkを設立し、インドネシアに進出
1974年	鹿島工場を設置
〃	タイ安全硝子社（現AGC Automotive (Thailand) Co., Ltd.）を設立し、アジアでの自動車ガラス生産を開始
1981年	ベルギーのグラバーベル社（現AGC Glass Europe S.A.）を買収、欧州に進出
1985年	A Pテクノグラス社（現AGC Flat Glass North America, Inc.の自動車ガラス部門）を設立し、米国での自動車ガラス生産を開始
〃	合成石英ガラスの生産を開始
1988年	米国の板ガラス製造会社であるAFGインダストリーズ社（現AGC Flat Glass North America, Inc.）に資本参加し、同国での板ガラス生産を開始
1991年	ベルギーのスプリンテックス社（現AGC Automotive Europe S.A.）へ資本参加、欧州での自動車ガラス生産を開始
〃	チェコのグラブユニオン社（現AGC Flat Glass Czech a.s.）に資本参加し、同国へ進出
1992年	中国に大連フロート硝子社（現艾杰旭特種玻璃（大連）有限公司）を設立し、同国での板ガラス生産を開始
1995年	T F T液晶ガラス基板用無アルカリガラスの生産を開始
〃	中国に秦皇島海燕安全玻璃有限公司（現旭硝子汽車玻璃（中国）有限公司）を設立し、同国での自動車ガラス生産を開始
1997年	ロシアのボー・グラス・ワークス社（現AGC Bor Glassworks OJSC）に資本参加し、ロシアに進出
1999年	英国I C I社のフッ素樹脂事業（現AGC Chemicals Europe, Ltd.）を買収し、欧州でのフッ素化学品の生産を開始
2000年	台湾に旭硝子ファインテクノ台湾社（現艾杰旭顯示玻璃股份有限公司）を設立し、台湾でのT F T液晶用ガラス基板の生産を開始
2002年	カンパニー制を導入、グローバル一体経営体制に移行
2004年	AGCオートモーティブ・ハンガリー社（現AGC Glass Hungary Ltd.）を設立し、ハンガリーでの自動車ガラス生産を開始
〃	旭硝子ファインテクノ韓国社（現AGC Fine Techno Korea Co., Ltd.）を設立し、韓国でのT F T液晶用ガラス基板の生産を開始

年	沿革
2007年	グループブランドをAGCに統一
2009年	北九州工場から自動車ガラス事業を撤退
〃	スマートフォン・タブレットPC等のカバーガラス向けに化学強化用特殊ガラスの生産を開始
2010年	中国にTF T液晶用ガラス基板の生産拠点として、旭硝子顕示玻璃（昆山）有限公司を設立
〃	韓国電気硝子社でのブラウン管用ガラス生産を停止し、同事業から撤退
2011年	ブラジルにAGC Vidros do Brasil Ltda. を設立し、同国に進出
2013年	シンガポールに東南アジア地域統括拠点として、AGC Asia Pacific Pte., Ltd. を設立
2014年	ベトナムの塩ビ事業会社であるフーミー・プラスチック・アンド・ケミカルズ社（現AGC Chemicals Vietnam Co., Ltd.）に資本参加し、同国に進出
2015年	ポーランドの自動車用補修ガラスメーカーであるNORDGLASS sp. z o.o. の全株式を取得
2016年	ドイツのバイオミーバ社（現AGC Biologics GmbH）全株式を取得し、同国でのバイオ医薬品開発製造受託事業を開始
2017年	デンマーク・米国に開発拠点を有するCMC Biologics社（現AGC Biologics, Inc.）の全株式を取得し、同国でのバイオ医薬品開発製造受託事業を開始
〃	タイの化学品製造・販売会社であるVinythai Public Company Limitedの過半数株式を取得し、同国において新たに塩化ビニル樹脂の生産拠点を確保
2018年	社名を旭硝子株式会社からAGC株式会社へ変更
〃	米国Park Electrochemical社のエレクトロニクス事業を買収
2019年	スペインのMalgrat Pharma Chemicals, S.L.U.（現AGC Pharma Chemicals Europe, S.L.U.）の全株式を取得し、同国での合成医薬品開発製造受託事業を開始
〃	米国Taconic社のAdvanced Dielectric部門グローバルオペレーションを買収
2020年	イタリアのMolecular Medicine S.p.A.（現AGC Biologics S.p.A.）の全株式を取得し、同国での遺伝子・細胞治療領域における開発製造受託事業を開始
	新研究開発棟をAGC横浜テクニカルセンター（旧京浜工場）内に新設

3【事業の内容】

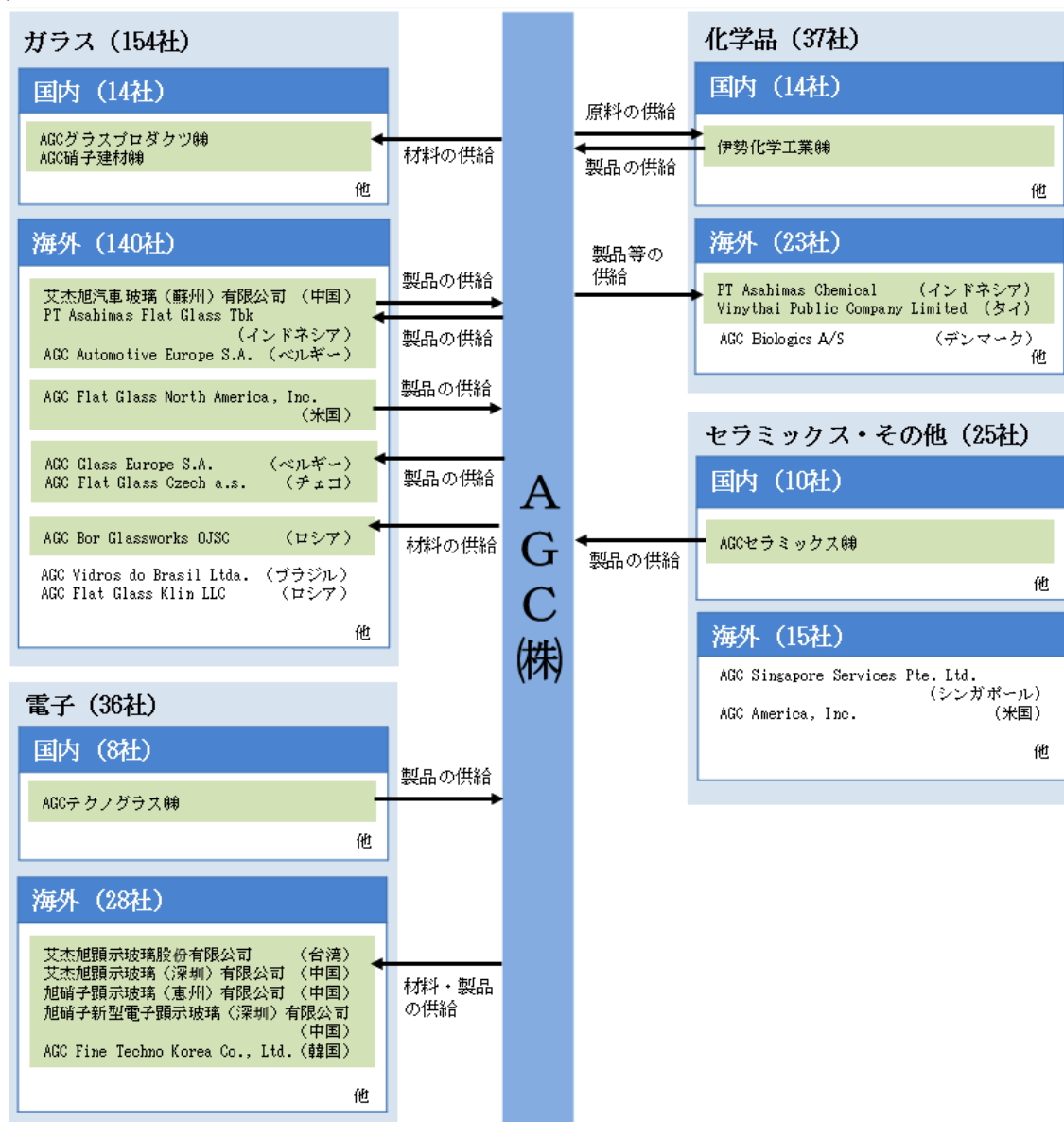
当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）並びに当社の関連会社は、当社、子会社238社及び関連会社43社により構成され、その主な事業内容は次のとおりであります。

なお、以下の区分とセグメント情報における事業区分とは、同一です。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、装飾ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、防災・防犯ガラス、防・耐火ガラス等）、自動車用ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス等
電子	液晶用ガラス基板、有機EL用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、ディスプレイ用周辺部材、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、半導体プロセス用部材、オプトエレクトロニクス用部材、プリント基板材料、照明用製品、理化学用製品等
化学品	塩化ビニル、塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、フッ素樹脂、撥水撥油剤、ガス、溶剤、医薬薬中間体・原体、ヨウ素製品等

上記製品の他、当社グループは、セラミックス製品、物流・金融サービス等も扱っています。

当社グループ及び関連会社のうち、当社、連結子会社及び持分法適用会社の位置付け等は、次の図のとおりであります。



(注) 各区分の会社数には当社を含んでおりません。

4【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
ガラス					
AGC硝子建材(株)	東京都台東区	百万円 450	板ガラス、建築用加工ガラス及び建材の製造、施工、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(板ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が6名おります。
AGCグラスプロダクツ(株)	東京都台東区	百万円 1,287	建築用加工ガラスの製造、販売及び板ガラスの切断、販売	70.0 (0.0)	当社から材料の一部(板ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が4名おります。
* 艾杰旭汽車玻璃(蘇州)有限公司	中国蘇州市	百万米ドル 236	自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から製品の一部(自動車用ガラス)を購入し、当社へ製品の一部(自動車用ガラス)を供給しております。 役員兼任者等が6名おります。
* PT Asahimas Flat Glass Tbk (注4)	Jakarta, Indonesia	億ルピア 2,170	板ガラス、自動車用ガラス、産業用加工ガラスの製造、販売	44.5 (0.0)	当社から製品の一部(自動車用ガラス)を購入し、当社へ製品の一部(自動車用ガラス)を供給しております。 役員兼任者等が5名おります。
AGC Flat Glass North America, Inc.	Georgia, U. S. A.	百万米ドル 250	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社へ製品の一部を供給しております。 役員兼任者等が3名おります。
* AGC Vidros do Brasil Ltda.	Guaratingueta, Brazil	百万リアル 1,270	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	
* AGC Automotive Europe S. A.	Louvain-La- Neuve, Belgium	百万ユーロ 148	自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から製品の一部を購入し、当社へ製品の一部を供給しております。
* AGC Glass Europe S. A.	Louvain-La- Neuve, Belgium	百万ユーロ 346	板ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から製品の一部を購入しております。 役員兼任者等が5名おります。
* AGC Flat Glass Czech a. s.	Teplice, Czech	百万コルナ 3,560	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から製品の一部を購入しております。 役員兼任者等が1名おります。
AGC Bor Glassworks OJSC	Nizhegorodsky, Russia	百万ルーブル 418	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	94.7 (94.7)	当社から材料の一部を購入しております。
電子					
* 艾杰旭顯示玻璃股份有限公司	台湾斗六市	百万新台幣 ドル 3,120	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が8名おります。
* 艾杰旭顯示玻璃(深圳)有限公司	中国深圳市	百万円 14,200	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が6名おります。
* 旭硝子顯示玻璃(惠州)有限公司	中国惠州市	百万円 28,900	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が6名おります。
* 旭硝子新型電子顯示玻璃(深圳)有限公司	中国深圳市	百万円 30,400	電子用ガラスの製造、販売	70.0 (0.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が5名おります。
* AGC Fine Techno Korea Co., Ltd.	韓国龜尾市	百万ウォン 227,000	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (33.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が7名おります。

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合 (%)	関係内容
化学品					
※ 伊勢化学工業㈱	東京都中央区	百万円 3,599	ヨウ素製品、金属化合物 の製造、販売及び天然ガ スの採取、販売	53.2 (0.0)	当社から原料（かん水等）を購入 し、当社へ製品の一部（天然ガス 等）を供給しております。 役員兼任者等が3名おります。
PT Asahimas Chemical	Jakarta, Indonesia	百万米ドル 84	塩化ビニル、塩化ビニル 原料、苛性ソーダの製 造、販売	52.5 (0.0)	当社から製品の一部及び製造設備 の一部（フッ素系イオン交換膜） を購入しております。 役員兼任者等が5名おります。
* Vinythai Public Company Limited	Rayong, Thailand	百万バーツ 7,111	塩化ビニル、塩化ビニル 原料、苛性ソーダの製 造、販売	58.8 (0.0)	当社から製品の一部及び製造設備 の一部（フッ素樹脂、その他フッ 素系製品）を購入しております。 役員兼任者等が5名おります。
AGC Biologics A/S	Copenhagen, Denmark	百万デンマ ーククロー ネ 42	バイオ医薬品原薬の開発 製造受託	100.0 (0.0)	役員兼任者等が3名おります。
セラミックス・その他					
AGCセラミックス㈱	東京都港区	百万円 3,500	各種セラミックス製品の 製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部（電鍍煉瓦等） を供給しております。 役員兼任者等が8名おります。
* AGC Singapore Services Pte. Ltd.	Singapore	百万米ドル 88	アジアにおける関係会社 のための資金調達、融資 及び関係会社の株式保有	100.0 (0.0)	当社の関係会社に対し融資等を行 っております。 役員兼任者等が4名おります。
AGC America, Inc.	Georgia, U. S. A.	百万米ドル 725	北米における関係会社の 株式保有及び情報収集	100.0 (0.0)	当社の関係会社に出資しておりま す。 役員兼任者等が2名おります。
その他の連結子会社195社					
(持分法適用会社)					
35社					

- 注 1 「議決権の所有又は被所有割合」欄の（内書）は間接所有割合であります。
- 2 会社の名称欄*印は特定子会社であります。
- 3 会社の名称欄※印は有価証券報告書を提出している会社であります。
- 4 議決権が100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため連結子会社としております。
- 5 上記会社は、その売上高（連結会社相互の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）	
ガラス	32,519	[3,162]
電子	11,770	[215]
化学品	8,263	[756]
報告セグメント計	52,552	[4,133]
セラミックス・その他	3,627	[56]
合計	56,179	[4,189]

注 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
7,158	43.2	17.9	7,957,375

セグメントの名称	従業員数（名）
ガラス	2,288
電子	898
化学品	2,112
報告セグメント計	5,298
セラミックス・その他	1,860
合計	7,158

注 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社においては、AGC労働組合（組合員総数4,386名）が組織されており、全国化学労働組合総連合に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は2021年3月30日現在において判断したものです。

(1) 経営の基本方針

当社グループでは、グループの全ての事業活動、社会活動を貫く企業理念としてのグループビジョン“**Look Beyond**”を定めています。このグループビジョンにおいて、当社グループが世の中に提供すべき価値、グループの存在意義を示すものとして「私たちの使命」を掲げています。

〔私たちの使命〕

“AGC、いつも世界の大事な一部”

～独自の素材・ソリューションで、いつもどこかで世界中の人々の暮らしを支えます～

また、グループビジョン“**Look Beyond**”では、以下のとおり、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観及びグループメンバーが世代を超えて受け継ぎ、実践していく基本精神（スピリット）を掲げています。

〔私たちの価値観〕

「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス（革新と卓越）」、

「ダイバーシティ（多様性）」、「エンバイロメント（環境）」、「インテグリティ（誠実）」

〔私たちのスピリット〕

“易きになじまず難きにつく”

(2) 新経営方針**AGC plus 2.0**及び新長期経営戦略「2030年のありたい姿」について

当社グループは、新経営方針**AGC plus 2.0**及び長期経営戦略「2030年のありたい姿」を以下の通り決めました。



新経営方針**AGC plus 2.0**

- ・世の中に「安心・安全・快適」を
 - ・お客様・取引先様に「新たな価値・機能」と「信頼」を
 - ・従業員に「働く喜び」を
 - ・投資家の皆様に「企業価値」を
 - ・将来世代に「より良い未来」を
- プラスする

新長期経営戦略 2030年のありたい姿

独自の素材・ソリューションの提供を通じて
サステナブルな社会の実現に貢献するとともに
継続的に成長・進化する
エクセレントカンパニーでありたい

「2030年のありたい姿」実現のために、コア事業と戦略事業を両輪として、最適な事業ポートフォリオへの転換を図り、継続的に経済的・社会的価値を創出することを目指します。

建築用ガラス、自動車用ガラス、ディスプレイ、基礎化学品、フッ素化学品などのコア事業においては、各事業の競争力を高め、強固で長期安定的な収益基盤を構築します。

また高成長分野であるエレクトロニクス、ライフサイエンス、モビリティの戦略事業においては、自社の強みを活かし、当社グループの将来の柱となる高収益事業を創出・拡大します。

この戦略に基づき各種施策を実施することで、以下の財務目標達成を目指します。

	2020年度実績	2023年度目標	2025年度目標	2030年度目標
営業利益	758億円	1,600億円	2,000億円	2030年までに最高益* を更新し安定的に ROE10%以上を確保
ROE	2.9%	8%	9%	
戦略事業 営業利益	444億円	700億円	1,000億円	
D/E比率	0.63	0.5以下	0.5以下	

*過去最高益：2010年度 営業利益2,292億円

また財務目標の達成に加えて、「事業成長」と「持続可能な社会の実現」の両立が求められる中、当社グループが直面する重要機会と重要リスクを踏まえ、あらゆる事業活動においてサステナビリティ目標に取り組み、以下5つの社会課題解決に貢献します。

- 持続可能な地球環境の実現
- 安全・快適な都市インフラの実現
- 安心・健康な暮らしの実現
- 健全・安心な社会の維持
- 公正・安全な働く場所の創出

(3) 新中期経営計画**AGC plus-2023**について

当社グループは、長期経営戦略「2030年のありたい姿」を確実に実現するため、新たな中期経営計画**AGC plus-2023**を策定しました。その経営財務目標と主要戦略は以下の通りです。



<経営財務目標>

	2020年度実績	2023年度目標
営業利益	758億円	1,600億円
ROE	2.9%	8%
戦略事業営業利益	444億円	700億円
D/E比率	0.63	0.5以下

<事業セグメント別業績イメージ>

(単位：億円)

	売上			営業利益		
	19年実績	20年実績	23年目標	19年実績	20年実績	23年目標
ガラス	7,429	6,510	7,100	93	△166	330
電子	2,767	2,894	3,500	256	378	400
化学品	4,758	4,512	5,600	630	505	850
その他	226	208	300	38	41	20
計	15,180	14,123	16,500	1,016	758	1,600

“両利きの経営”の追求	
<ul style="list-style-type: none"> ・戦略事業領域の事業成長を加速させるとともに、新しい事業領域（エネルギー関連領域など）を探索 ・コア事業のうち収益性・資産効率に課題が残る建築用ガラスと自動車用ガラスは構造改革を実施 ・その他のコア事業は収益基盤とキャッシュ創出力を強化 	
サステナビリティ経営の推進	DXの加速による競争力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・素材イノベーションにより社会課題解決を加速 ・2050年にカーボンネットゼロを目指す ・人財とグループガバナンスを強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスモデルの変革も見据え、開発から販売までの一連のプロセスをデジタル技術で変革 ・デジタル技術を使い、お客様と社会に新たな付加価値を提供し、競争優位性を実現 

① “両利きの経営”の追求

<各事業の方向性>

当社グループは、経営方針 **AGC plus**を2015年2月に策定して以来、コア事業の深化と戦略事業の探索を実現する「両利きの経営」を実践しています。**AGC plus-2023**における各事業の主要課題と方向性は以下の通りです。

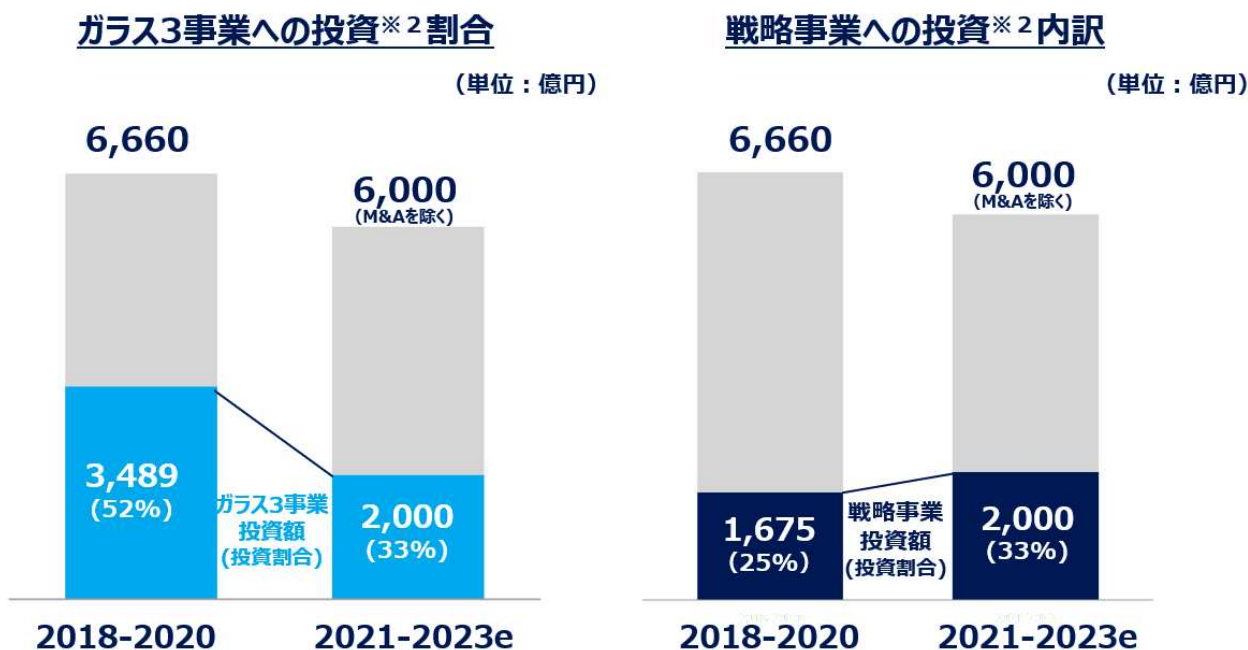
	事業	主要課題	方向性
戦略事業	エレクトロニクス	・EUVフォトマスクブランクスを始めとする高付加価値製品の拡大 ・継続的な新ビジネスを創出	成長を更に加速
	ライフサイエンス	・タイムリーな投資の実施により、事業を拡大 ・グローバル展開・技術対応力を強みに高い成長を	
	モビリティ	・CASEによる市場変化を見据え、事業機会を確実に捉える ・中国で車載ディスプレイ用ガラス量産を開始し、収益貢献	
コア事業	ディスプレイ	・中国市場の更なる需要増に対応し、長期安定的な事業基盤を構築	前中計で設定した基本戦略に変更なし
	クロールアルカリウレタン	・タイ、インドネシアでの増設を通じ、東南アジア事業の基盤を一段と強化	
	フッ素・スペシャリティ	・高付加価値化と事業領域拡大で、グローバルニッチ市場の需要取り込み ・環境課題を事業機会に変える	構造改革を加速
	建築用ガラス 自動車用ガラス	・投資を最小化し、資産効率を高める ・生産性改善とコスト削減を着実に進め、収益性を改善、キャッシュ創出力を強化	

AGC plus-2023では、両利きの経営を更に追求し、戦略事業領域においては成長を加速させるとともに、エネルギー関連など新たな事業領域を探索し、2023年に戦略事業の売上高3,000億円、営業利益700億円を目指します。

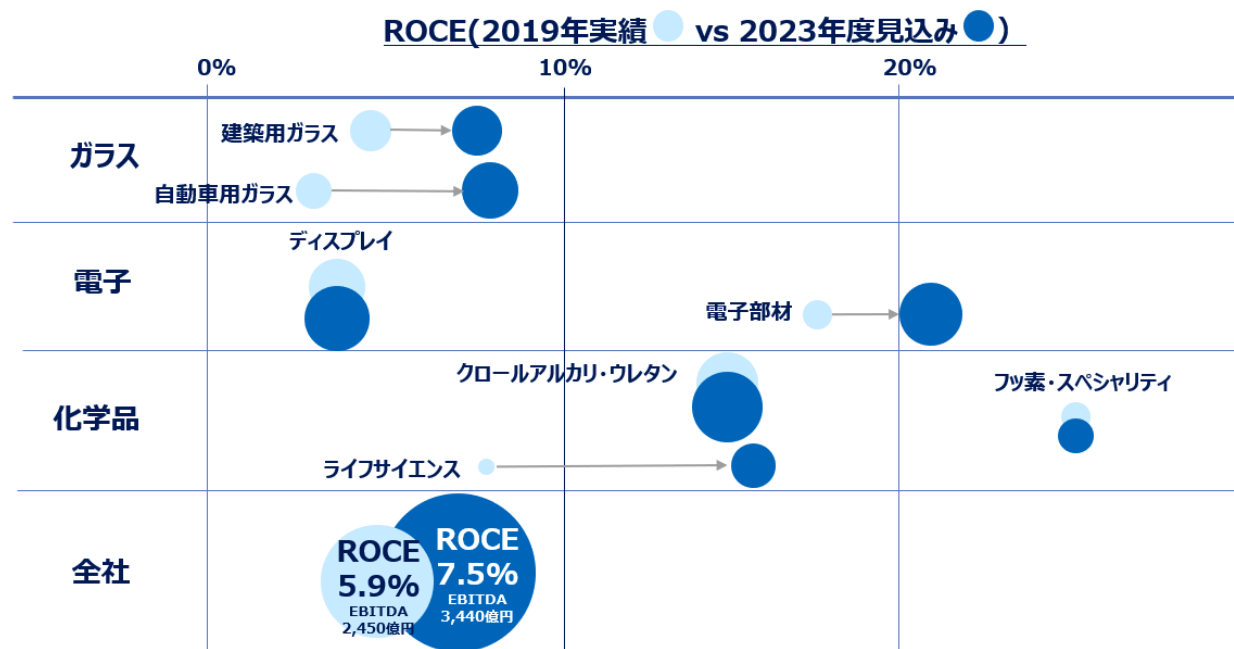
一方、建築用ガラス・自動車用ガラスにおいては、需要に見合った生産体制へのシフト、高効率設備投入による生産集約や人員削減、減価償却費の8割以下までの投資縮減など、2023年までに両事業において固定費を中心として150億円削減します（2019年比）。また建築用ガラスについては、業界リーダーとして業界再編も視野に入れた構造改革をスピード感を持って実施するため、CFOをトップとする構造改革プロジェクトを発足しました。

<投資資源配分及び資産効率向上への取組み>

投資資源配分については、戦略事業をはじめとする成長事業への投資を強化し、本中計期間において全社投資金額の33%に相当する2,000億円を戦略事業に投じる予定です。また、全社投資金額におけるガラス3事業（建築用ガラス、自動車用ガラス、ディスプレイ）への投資割合を、前中計期間の52%から33%まで削減します。



これらの取組みにより、全ての事業の資産効率を改善し、事業ポートフォリオ変革を行うことで、2023年に全社ROCE（営業資産利益率）7.5%、EBITDA3,440億円を目指します。

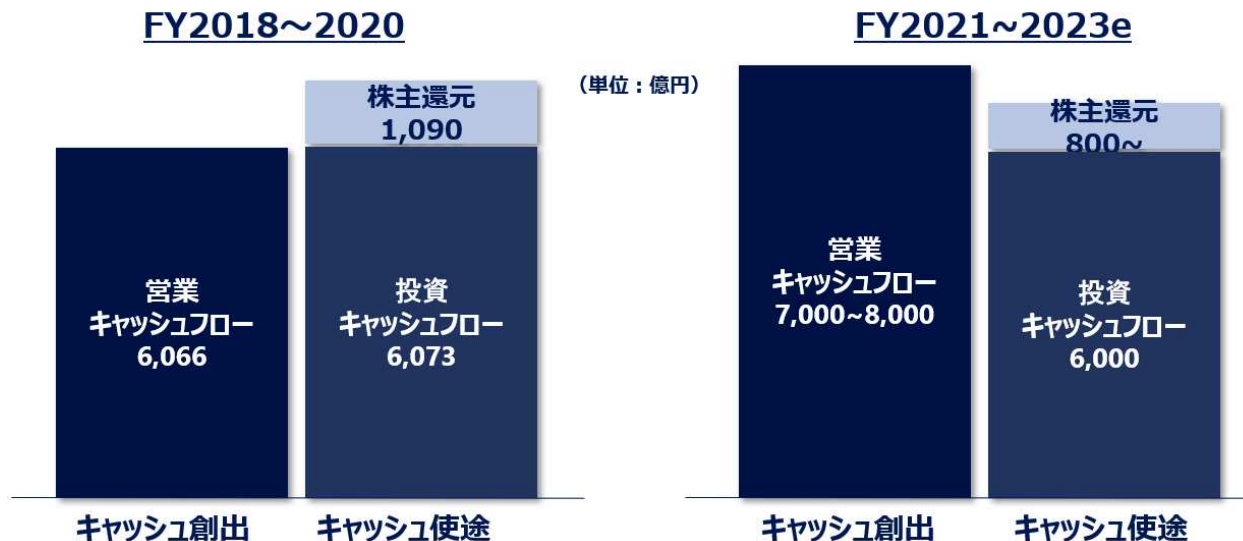


<株主還元方針の変更及びキャッシュフロー計画>

中長期的な財務健全性を維持しつつ、成長事業への投資機会を確保するため、以下の通り株主還元方針を変更することとしました。

<p><現方針></p> <p>現在の1株あたり年間配当額以上の継続を基本に、自己株取得を含めた<u>連結総還元性向 50%以上</u>を継続</p>
<p><新方針></p> <p><u>連結配当性向 40%を目安</u>に安定的な配当を継続。自己株取得は機動的に実施</p>

以上の事業計画、投資計画、株主還元方針によるAGC plus-2023におけるキャッシュフロー計画は以下の通りです。



財務健全性の確保を前提とした上で、創出したキャッシュを資産効率の高い事業や成長事業に重点配分することにより、成長を実現します。

②サステナビリティ経営の推進

当社グループは創業以来、お客様との信頼関係を礎として、長期視点による研究開発と事業化のチャレンジによって、時代の要請に応じて社会課題の解決に取り組んできました。

これからも独自の素材・ソリューションの力で、私たちの使命である“AGC、いつも世界の大事な一部”を果たし続け、地球・社会のサステナビリティ実現に貢献します。

当社グループは、2014年、2020年に年間CO2排出量の6倍を省エネ・創エネ製品で削減することを目標に設定しました。事業活動におけるCO2排出量削減と、省エネガラスや環境対応型次世代低GWP冷媒など省エネ・創エネ製品の普及、販売拡大に取り組んできた結果、その目標を概ね達成しました。

今般、持続可能な地球環境の実現に向け、2050年カーボン・ネットゼロを目指し、そのマイルストーンとして、2030年GHG（温室効果ガス）排出量30%削減、GHG排出量の売上高原単位*50%削減を目標に設定しました。

(*GHG排出量売上高原単位=GHG排出量/売上高)

この目標達成に向け、当社のガラス溶解プロセスにおいて、エネルギー効率の高い酸素燃焼方式や燃料使用削減につながる溶解用電気ブースターの導入を推進するとともに、今後は溶解熱源の電化を加速します。また高性能省エネガラスや燃料電池膜用フッ素系電解質ポリマーなどの供給を通じて、世の中のネットゼロ実現にも貢献していきます。

③DXの加速による競争力の強化

AGCはこれまで、開発・製造、営業・マーケティング、物流などの領域でデジタル技術を活用し、ビジネスプロセスの変革に取り組んできました。また、これらを支える専門性の高い業務知識と高度なデータ解析スキルを併せ持つ「二刀流」デジタル人材の育成にも注力しています。独自の育成プログラムを活用し、データサイエンティストを

2020年末までに1,600名、データサイエンスを用いて自部門の課題を解決可能な上級人材40名を育成しました。2025年までにデータサイエンティスト5,000名、上級人材100名を育成予定です。

今後は、これまでの取組みを深化・複合化させるとともに、DXによるAGCグループのビジネスモデル変革に取り組めます。これにより競争優位性を築き、お客様と社会に新たな付加価値を提供します。

AGCグループは、新中期経営計画**AGC plus-2023**で掲げた戦略の実行による経営財務目標の達成及びサステナビリティ経営の推進により、世の中、お客様・取引先様、従業員、投資家の皆様、将来世代など全てのステークホルダーに様々な価値をプラスします。

2【事業等のリスク】

(1) リスクマネジメント体制

①短期～中期のリスク

短期～中期のリスクに関しては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ④内部統制システムの整備の状況」に記載の「リスク管理体制」に基づき、当社グループのリスク管理体制に関する基本方針である「AGCグループ統合リスクマネジメント基本方針」を定め、リスク管理及び危機対応の体制を整備しています。

<リスク管理>

社内規程に基づき、当社グループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に当社経営会議、取締役会で審議し、監視することとしています。また、当社グループの事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、SBU（戦略事業単位）が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議しています。当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、当社の各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施しています。なお、重要なリスク要因については、リスク発現時のグループ経営への影響度と発現の可能性を加味して、定期的に見直しています。

<発現したリスクへの対応>

社内規程に基づき、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、「Bad News First」の考え方の下、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定しています。加えて、社長執行役員の判断により、直ちにグループ対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を整備しています。

②長期のリスク

中期経営計画では、グローバルの社会課題・リスクの将来動向やお客様が解決に取り組む社会課題等を踏まえ、当社経営の長期的な方向性や企業価値に影響を及ぼしうる重要機会、重要リスクを、当社グループのマテリアリティとして特定しています。その上で、機会を活かし、リスクに対処することを狙いとしたサステナビリティ目標を設定しています。サステナビリティに関わる取組みの意思決定機関として、CEOを委員長とし、CTO、CFO及び各部門の長を委員とするサステナビリティ委員会を設置しています。重要リスクについても、取締役会による監督のもと、同委員会が対処方針の決定、目標の進捗状況を踏まえた今後の施策の審議等を実施することとしています。



(2) 事業等のリスク

以下において、当社グループの事業その他のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しています。但し、以下は当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は2021年3月30日現在において判断したものです。

<短期～中期のリスク>

①市場の経済状況

当社グループの製品に対する需要は、建築・建材業界、自動車業界、電子・ディスプレイ業界、及び化学品業界等の市場動向の影響を受けます。また、当社グループの製品販売地域は、日本、アジア、アメリカ、ヨーロッパをはじめ、多岐にわたっており、各国・地域の経済状況は当社グループの製品の販売に影響を与えます。当社グループは、生産性の向上を図るとともに、固定費・変動費の削減を推進し、事業環境の変化に影響されにくい収益体質づくりを目指していますが、これらの関連業界の需要減少や販売地域での景気減退が、販売数量の減少や価格の下落を通じて当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

セグメントごとの状況は、以下のとおりです。

(i) ガラス

ガラスセグメントでは、日本・アジア、欧州、米州のそれぞれに開発・生産拠点を構築し、グローバルに製品を提供しています。建築用ガラスの需要は、地域ごと、国ごとの景気により変動する建設投資に連動しており、同事業の収益も当該需要変動の影響を受ける可能性があります。また、自動車用ガラスの需要は、地域ごと、国ごとの景気変動等に連動する自動車生産台数の影響を受け、同事業の収益も当該需要変動の影響を受ける可能性があります。

(ii) 電子

ディスプレイ事業の製品は液晶TV、スマートフォン、タブレット端末等に使用されています。同ビジネスについては、市場動向の変化、顧客のマーケットシェアの変動等が起きることが想定されます。当社グループは顧客ポートフォリオも考慮し拡販に努めていますが、市場や顧客の動向が同事業の収益に影響を与える可能性があります。電子部材事業については、半導体業界、オプトエレクトロニクス業界等に関連する企業が主な顧客です。これらの顧客の業績は、半導体、スマートフォン、通信インフラ、産業機器等の市場動向に依存するため、同事業の収益もこれらの市場動向の影響を受ける可能性があります。

(iii) 化学品

クロールアルカリ製品については、日本及びインフラ整備が進展する東南アジアを中心に生産拠点を構築し、事業を展開しています。当該製品の需要は、主に地域ごと、国ごとの経済成長率や基幹産業の稼働状況に連動しており、同事業の収益も当該需要変動の影響を受ける可能性があります。フッ素・スペシャリティ事業においては、輸送用機器業界や半導体業界、建設業界に関連する企業が主な顧客であり、同事業の収益もこれら業界の市場動向の影響を受ける可能性があります。ライフサイエンス事業においては、医薬・農薬業界の経済状況及び新薬等の開発状況の影響を強く受け、同事業の収益もこれらの動向の影響を受ける可能性があります。

②グローバルな事業展開

当社グループでは、日本における事業活動に加え、製品の輸出入及び海外における現地生産等、海外においても事業活動を展開しています。これらグローバルな事業展開に関するリスクとして、事業を展開している国及び地域における政治経済情勢の悪化、輸出入・外資の規制、予期せぬ法令の改変、治安の悪化、国家間の経済制裁、テロ・戦争・感染症の発生その他の要因による社会的混乱等が考えられます。当社グループとしては、当該政治経済情勢や各国・地域の規制の動向等について注視し、状況に応じた対応がとれるよう努めていますが、これらの事象の発生により、海外における当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

③競争優位性及び新技術・新製品の開発・事業化に係るリスク

当社グループが展開する各事業においては、当社グループと同種の製品を供給する競合会社が存在します。当社グループでは、競争優位性を維持できるよう、顧客ニーズの把握、新技術・新製品の開発・事業化に努めていますが、技術や顧客ニーズの変化に適切に対応できなかった場合や、新技術・新製品の開発・事業化期間が長期化した場合には、当社グループの成長性や収益性を低下させ、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

④製造に係るリスク

当社グループでは、全ての工場設備の予防保全に努め、設備の安全審査、保安管理体制等の強化を図るとともに、外部に製造を委託した場合には、事業継続の観点から複数の委託先の確保に努めています。しかしながら、当社グループ又は当社グループの製造委託先において重大な生産トラブル等が発生し、一時的又は長期にわたる生産の中断等があった場合、製品によっては代替生産できないものもあり、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑤資材等の調達

当社グループの生産活動で使用している電力、燃料ガス、重油並びに原材料の価格変動等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、一部原燃材料については商品デリバティブ取引等により価格変動リスクをヘッジしていますが、原燃材料価格の上昇による影響を完全に排除できない可能性があります。また、当社グループの生産活動では、一部調達先が限られる特殊な原料、資材等も使用しており、代替材料の検討並びに当該原料・資材等の複数購買の推進に努めていますが、これらについての供給の逼迫や遅延、価格変動等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑥公的規制

当社グループが事業活動を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、労働、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。当社グループでは、関係法令の改変動向を注視し、情報収集に努めていますが、関係法令の改変は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑦環境規制

当社グループでは、グループビジョンである「私たちの価値観」の一つに「環境」を定め、環境に関する各種法規制を遵守するとともに、より厳しい化学物質管理基準を独自に設定し運用するなど、事業活動により発生する環境負荷抑制に努めています。また、温室効果ガス排出量削減、廃棄物埋立処分量最小化、生物多様性保全などにも取り組んでいます。

しかしながら、当社グループの製造工程で排出または製品に含有した化学物質等により非意図的な環境汚染等が発生した場合、浄化处理、損害賠償等にかかる費用が必要となるなど、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、気候変動、資源循環、環境汚染防止、化学物質管理、水リスク対策、生物多様性保全など地球環境課題解決に対する企業の社会的責任の高まりに伴う新たな法整備への対応が必要になると考えられます。具体的には、法遵守や各種規制値を満たすために必要なコスト増、生産規模縮小、生産効率低下などが余儀なくされるなど、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑧製造物責任

当社グループは、製品の特性に応じて最適な品質を確保できるよう、全力を挙げて取り組んでいますが、予期せぬ事情により大規模なリコール等に発展する品質問題が発生する可能性が皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑨知的財産権

当社グループでは、現在の事業活動及び将来の事業展開に有用な知的財産権の取得に努める一方、第三者の知的財産権や事業状況の調査を行い問題の発生の防止を図っています。しかし、第三者から知的財産に関する訴訟等を提起されたり、第三者が当社グループの知的財産権を侵害したりする可能性は皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑩訴訟・法的手続

当社グループは、国内及び海外事業に関連して、訴訟等の対象となるリスクがあり、現在、当事者となっている訴訟等もあります。これらの訴訟等において、当社グループにとって不利な結果が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑪事故災害、自然災害・感染症等の影響

当社グループは、組織的な環境・保安防災・労働安全衛生管理体制の構築と運用及び設備の安全化や点検・保守管理により、労働災害及び生産設備等の事故防止に取り組んでいます。しかしながら、重篤な労働災害や重大な火災・爆発・漏洩事故等の不測の事態が発生するリスクが考えられます。

また、当社グループは、自然災害・感染症等が発生した場合に備えて、グループ内の主要拠点においては、地震・強風・洪水・感染症等に関するリスクを評価し、ハザードの高い拠点では事業継続計画を策定しています。しかしながら、事業継続計画の想定を超えた大規模な地震・台風・洪水等の自然災害や未知の感染症により、事業活動の中断、生産設備への被害、交通遮断による製品輸送停止など、不測の事態が発生するリスクが考えられます。

当社グループ又は当社グループの構築するサプライチェーンにおいてこれらの不測の事態が発生したことにより、一時的又は長期にわたる生産の中断があった場合、製品によっては代替生産できないものもあり、お客様への供給に支障が生じる可能性や、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響と対応については以下のとおりです。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大へ対応するため、2020年1月に、社長執行役員を本部長とするグループ対策本部を立ち上げ、グループ全体の状況を迅速に把握し危機に対応してきました。現在、各国、地域の政府や自治体の指導に従い、従業員とその家族の健康と安全確保及び社外への感染拡大防止に取り組みながら、事業を継続しています。

2020年2月以降の感染拡大に伴い、当社グループにおいても複数の事業において需要が減少するなど業績に影響がでており、詳細は、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載しています。提出日現在においては、当社グループの業績は緩やかに回復すると見込んでいますが、依然として先行きは不透明な状況であり、今後の状況によっては、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。当社グループとしては、需要に見合った生産体制の構築、経費削減と投資のメリハリを強化するなどの収益改善策を実施してまいります。

⑫為替レートの変動

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれています。各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建の項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

また、当社グループは、日本をはじめとする世界各国の生産拠点で生産活動を行っており、その製品を複数の国に輸出しています。各国における生産及び販売では、外貨建で購入する原材料や販売する製品があります。したがって、為替レートの変動は、購入する原材料の価格や販売価格の設定に影響します。当社グループでは、短期的な為替レートの変動に対応するためヘッジ取引等の対策を講じるとともに、グローバルに生産拠点を配置して生産を行うなどリスクの軽減に努めていますが、大幅な為替レートの変動の結果、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑬退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の運用収益率や割引率等の数理計算上の前提に基づいて計算されています。年金資産の運用環境の悪化により前提と実績に乖離が生じた場合等は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑭有形固定資産、のれん及び無形資産の減損

当社グループの連結財政状態計算書に計上されている有形固定資産、のれん及び無形資産について、今後、収益性の低下等により回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失が発生する可能性があります。当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

特に、ガラスセグメントに属する欧州自動車用ガラス事業においては、主に新型コロナウイルス感染拡大に伴う自動車生産台数の減少によって営業損益が悪化しており、有形固定資産(77,769百万円)が属する資金生成単位に減損の兆候が認められています。また、電子セグメントに属するディスプレイ用特殊ガラス等においては、市場の変化に起因して営業損益が予算よりも悪化しており、有形固定資産(13,232百万円)が属する資金生成単位に減損の兆候が認められています。これらに対して減損テストを実施した結果、減損損失は認識していませんが、今後の市場の経済状況等の影響を受けます。

⑮情報セキュリティ

当社グループの事業活動における情報システムの重要性は非常に高まっており、システムやデータ等の情報資産の保護に努め、またセキュリティインシデント予防対策及び発生時には影響を最小限に抑える対策を講じていますが、災害、サイバー攻撃、不正アクセスその他不測の事態により、重要な業務の中断や機密データの漏洩等が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

<長期のリスク>

①気候変動問題への対応について

2015年のパリ協定合意以降、脱炭素化の流れが加速しており、エネルギー関連政策・法規制の厳格化が想定されるとともに、企業に対する温室効果ガス排出の実質ゼロ実現への社会的要請が強まっています。当社グループとしても、当該リスクを見据え、2050年のビジョンとして「自社の事業活動に伴う排出量ネットゼロを目指すとともに、製品・技術を活かして世界のカーボンネットゼロ実現に貢献」することを定めています。当社グループは、2050年のビジョン達成に向け、温室効果ガス排出量の少ない製造技術・設備の開発など、温室効果ガスの排出源に応じた削減策の実施に努めるとともに、本項目を重要機会とも捉え、製品ライフサイクルにおける省エネ・創エネ効果を有する製品の拡販、再生可能エネルギー普及に寄与する事業モデルの構築などに努めてまいります。

②資源の有効利用について

レアアース等の枯渇性資源に関する利用規制の厳格化や都市化の進展に伴う水資源需要の増加による生産活動への影響が想定されるとともに、循環型経済の加速に伴う廃棄物削減・リサイクルの社会的要請が強まっています。当社グループとしても、当該リスクを見据え、再生原材料や再生資材の活用、埋立て処分削減に努めるとともに、本項目を重要機会とも捉え、水不足地域における地下水・雨水浄化に寄与する製品の拡販、枯渇性資源使用量の少ない製品・生産プロセスの開発、リサイクル・リユース性に優れた製品の拡販などに努めてまいります。

③社会・環境に配慮したサプライチェーンについて

サプライチェーンのグローバル化・複雑化に伴い、サプライヤーや外部委託先における強制労働・児童労働等の違法雇用問題の発生や、環境規制強化等による操業停止、規制違反等の発生が想定されます。当社グループとしても、当該リスクを見据え、環境負荷低減などの取組みを推進するなどサステナブルな調達等を定めた「AGCグループ購買取引基本方針」に加え、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組み、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により取引先との共存共栄の構築を目指す「パートナーシップ宣言」を表明し、人権尊重・環境保護を重視したサプライヤー管理に努めてまいります。

④公正・平等な雇用と職場の安全確保について

雇用におけるコンプライアンスや労働者の人権尊重の動きや、未熟練者や高齢者の増加に伴う製造拠点の安全対策の必要性が高まっています。当社グループとしても、当該リスクを見据え、従業員エンゲージメントの向上、重篤災害・休業災害の発生防止に努めてまいります。

⑤地域社会との関係・環境配慮について

世界各地での都市化進展による生活圏拡大や周辺の生物多様性維持への関心、新興国での生活水準向上に伴うQOL（生活の質）向上への意識が高まっています。当社グループとしても、当該リスクを見据え、水使用量の削減や生物多様性の保全、環境事故の撲滅に努めるとともに、拠点設置地域との良好な関係構築を進めてまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度期間（2020年1月1日から2020年12月31日まで）における当社グループを取り巻く世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けました。中国では、2月頃から景気が減速したものの、4月頃より持ち直しています。また、欧州、米国、日本などでは、3月から景気が急速に悪化したものの、5月頃より経済活動の再開が段階的に進められ、7月より持ち直しつつあります。但し、依然として感染拡大による影響の長期化が見込まれており、先行きは不透明な状況です。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(i) 財政状態

イ. 資産

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末比1,990億円（8.5%）増の25,345億円となりました。これは主に、現金及び現金同等物が増加したことによるものであります。

ロ. 負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末比2,386億円（22.7%）増の12,914億円となりました。これは主に、有利子負債が増加したことによるものであります。

ハ. 資本

当連結会計年度末の資本は、前連結会計年度末比396億円（3.1%）減の12,430億円となりました。これは主に、前期末比で円高になったことにより在外営業活動体の換算差額が減少したことによるものであります。

(ii) 経営成績

当社グループは、2016年に長期経営戦略「2025年のありたい姿」を策定しました。この戦略では、長期安定的な収益基盤となる「コア事業」とグループ全体の成長を牽引する「戦略事業」の2つの事業軸で、「高収益のグローバルな優良素材メーカー」となることを目指しています。2018年からの3カ年は、「2025年のありたい姿」実現のための礎を築く期間と位置づけ、中期経営計画**AGC plus-2020**に取り組みました。

最終年度である当連結会計年度においては、自動車用ガラスや建築用ガラス、輸送機器向けフッ素関連製品などにおいて新型コロナウイルス感染拡大による需要減少の影響を受けました。一方、電子部材及び液晶用ガラス基板、ライフサイエンス製品は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けず、出荷が増加しました。また、東南アジアにおける苛性ソーダ、及び液晶用ガラス基板や建築用ガラスの価格が下落しました。

このような事業環境の下、戦略事業領域のうちエレクトロニクス事業で、EUV露光用フォトマスクブランクの供給体制の大幅増強を決定しました。また、ライフサイエンス事業では国内外の生産能力増強に加え、米国バイオ医薬品原薬製造工場や遺伝子・細胞治療CDMOを手掛けるMolecular Medicine S.p.A.（現AGC Biologics S.p.A.）の買収など、積極的に事業拡大を進めました。コア事業ではガラス事業において欧州のガラス窯閉鎖や人員削減など固定費削減の取組みを開始し、収益改善に努めています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比1,057億円（7.0%）減の14,123億円、営業利益は、同258億円（25.4%）減の758億円となりました。税引前利益は、同191億円（25.0%）減の571億円、親会社の所有者に帰属する当期純利益は、同117億円（26.4%）減の327億円となりました。

<当連結会計年度の業績>

（億円：千万単位四捨五入）

売上高	1兆4,123億円	（前連結会計年度比 7.0%減）
営業利益	758億円	（前連結会計年度比 25.4%減）
税引前利益	571億円	（前連結会計年度比 25.0%減）
親会社の所有者に帰属する当期純利益	327億円	（前連結会計年度比 26.4%減）

なお、営業利益（前連結会計年度比△258億円）の主な増減要因は以下のとおりです。

販売数量・品種構成	△91億円
販売価格	△249億円
原燃材料価格	+54億円
コストその他	+27億円

<報告セグメント別の概況>

(億円：千万単位四捨五入)

	売上高		営業利益	
	第96期	第95期	第96期	第95期
ガラス	6,510	7,429	△166	93
電子	2,894	2,767	378	256
化学品	4,512	4,758	505	630
セラミックス・その他	811	832	42	39
消去又は全社	△603	△606	△1	△0
合計	14,123	15,180	758	1,016

報告セグメント別の経営成績は次のとおりです。

イ. ガラス

建築用ガラスは、南米など一部を除く地域で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により需要が減少しました。また、日本及び南米を除く地域における販売価格下落の影響も加わり、前連結会計年度に比べ減収となりました。自動車用ガラスは、新型コロナウイルス感染拡大及び景況感悪化による世界的な自動車生産台数減少の影響を受け、当社グループの出荷は減少し、前連結会計年度に比べ減収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度のガラスの売上高は、前連結会計年度比920億円（12.4%）減の6,510億円となりました。営業利益は、前述の減収要因、及び製造設備の大幅な稼働調整による製造原価悪化により、同258億円減の166億円の損失となりました。

ロ. 電子

ディスプレイのうち、ディスプレイ用特殊ガラスは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、スマートフォンの販売台数が減少したことから出荷が減少しました。一方、液晶用ガラス基板は販売価格が下落したものの、出荷が増加したことから、ディスプレイの売上高は前連結会計年度に比べ増収となりました。電子部材は、オプトエレクトロニクス用部材及びEUV露光用フォトマスクブランクス等の半導体関連製品の出荷がともに増加しました。また、2019年6月に買収したTaconic社のプリント基板材料事業等の売上高が寄与したこともあり、電子部材の売上高は前連結会計年度に比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度の電子の売上高は、前連結会計年度比127億円（4.6%）増の2,894億円となり、営業利益は、同122億円（47.8%）増の378億円となりました。

ハ. 化学品

クロールアルカリ・ウレタンは、新型コロナウイルス感染拡大の影響による出荷減少、東南アジアでの苛性ソーダの販売価格下落などにより、前連結会計年度に比べ減収となりました。フッ素・スペシャリティは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により航空機などの輸送機器向けフッ素関連製品の出荷が減少したため、前連結会計年度に比べ減収となりました。ライフサイエンスは、合成医薬品、バイオ医薬品ともに受託件数が増加したことにより、前連結会計年度に比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度の化学品の売上高は、前連結会計年度比246億円（5.2%）減の4,512億円となり、営業利益は同125億円（19.8%）減の505億円となりました。

各報告セグメントに属する主要な製品の種類は以下のとおりです。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、装飾ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、防災・防犯ガラス、防・耐火ガラス等）、自動車用ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス等
電子	液晶用ガラス基板、有機EL用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、ディスプレイ用周辺部材、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、半導体プロセス用部材、オプトエレクトロニクス用部材、プリント基板材料、照明用製品、理化学用製品等
化学品	塩化ビニル、塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、フッ素樹脂、撥水撥油剤、ガス、溶剤、医薬品中間体・原体、ヨウ素製品等

上記製品の他、当社グループは、セラミックス製品、物流・金融サービス等も扱っています。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー（営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計）は、税引前利益やその他の金融資産の売却が減少したことなどにより、49億円の支出（前連結会計年度は93億円の収入）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、長期有利子負債の借入による収入等があり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末より1,223億円（107.5%）増加し、2,361億円となりました。

（i）営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動により得られた資金は、前連結会計年度比335億円（17.4%）増の2,254億円となりました。

（ii）投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動により使用された資金は、前連結会計年度比476億円（26.1%）増の2,302億円となりました。当該支出は、有形固定資産の取得による支出、子会社又はその他の事業の取得による支出等があったことによるものであります。

（iii）財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動により得られた資金は、1,284億円（前連結会計年度は173億円の支出）となりました。当該収入は、長期有利子負債の借入による収入等があったことによるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種製品であっても、その形態、単位等は必ずしも一様ではなく、また製品のグループ内使用（製品を他のセグメントの設備に使用）や、受注生産形態をとる製品が少ないため、セグメントごとの生産規模や受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

販売の実績については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況 (ii) 経営成績」における各セグメント業績に関連付けして示しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの重要な会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 2 作成の基礎 及び 3 重要な会計方針」に記載しております。

また、ガラスセグメントに属する欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産及び電子セグメントに属するディスプレイ用特殊ガラス等に係る有形固定資産の減損テストに関しては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 8 有形固定資産 (2) 減損損失」に記載しております。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、中期経営計画に則り、持続的な業績成長のための成長基盤の構築や事業体質・競争力の強化に取り組み、資産効率を高めながら株主価値の継続的な向上に努めております。また、今後の成長のために必要な設備及び研究開発活動に投資するために、適切な資金確保を行い、最適な流動性を保持し、健全なバランスシートを維持することを財務方針としており、D/Eについては0.5以下を目標値として定めております。

資金調達活動については、当社グループを取り巻く金融情勢に機動的に対応し、金融機関借入、社債発行、コーポレート・ペーパー発行等、多様な手段により、より安定的で低コストの資金調達を目指しております。また、長期資金の年度別償還額の集中を避けることで、借り換えリスクの低減を図っております。

資金の流動性については、現金及び現金同等物に加え、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、現在必要とされる資金水準を充分満たす流動性を保持していると考えております。

④ 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営財務目標については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループでは、経営方針**AGC plus 2.0**として“投資家の皆様に「企業価値」をプラスする”ことを掲げ、その実現のために売上拡大と資産効率の向上を進めています。研究開発領域においても「2030年のありたい姿」の実現に向けて、ガラス、ディスプレイ、化学品、セラミックスといった「コア事業」における研究開発で安定的な収益の基盤づくりに貢献するとともに、エレクトロニクス、ライフサイエンス、モビリティをターゲット領域とする「戦略事業」についての開発活動にも重点的に注力して、技術力の向上、売上高の拡大に努めています。

具体的には、建物や車の外観を損なわない通信用ガラスアンテナの開発など次世代高速通信で使われる材料・基板・部材、携帯端末のカバーガラスなどに用いられる化学強化用特殊ガラスの開発とディスプレイ以外（自動車内装や建築、照明等）への用途展開、地球温暖化への影響を大幅に抑制する空調機器向け新冷媒などの開発、ガラス・化学・セラミックス技術の融合による高付加価値商品（ディスプレイ関連部材や省エネ効果の高い自動車用調光ガラス等）の開発、フッ素・化学分野における医農薬原体の開発など、今後拡大が見込まれる分野での研究開発活動をより強化して進めています。

こうした活動を推進するため、2019年7月に、コーポレートの研究開発活動の担い手である技術本部について、従来組織の見直しを行いました。具体的には、特徴のある材料開発とそれらを基軸にした複合化、部材化、生体機能化等を見据えた融合技術の開発とマーケット視点からの新商品の創出を推進する材料融合研究所、差別化されたプロセス技術と先端的な基盤技術の開発、及び事業の顕在・潜在技術課題の解決を推進する先端基盤研究所を新設しました。この再編により、競争力のある革新的な基盤技術の開発に集中し、マーケット視点に立って多様性を融合した新商品開発を推進するとともに、プロセス技術、設備技術といった広義の生産技術を開発・設計段階から一体化させ、競争力のある品質・コストの実現を推進することとしています。また、各事業部には現行事業及びその周辺における新商品・新品種開発、生産技術改良、お客様への技術サービス等を担当する研究開発部署を設置しており、実際の活動においては、各組織が相互連携のもとに一体化することによって、効果的かつ効率的な研究開発活動を進めています。

さらに、2020年11月に、これまで分散していた材料開発、新商品開発、基盤技術開発、プロセス開発拠点をAGC横浜テクニカルセンター（神奈川県横浜市）へ集約し、新たな研究開発体制を構築することにより、研究開発スピードの大幅な向上とオープンイノベーションの実現を図りました。

また、当社では必要に応じ、共同研究や委託研究、または国が行う大型プロジェクトへの参画等を活用することで、効率的な開発推進を図っております。例えば、2019年8月、東京大学と、東京大学国際オープンイノベーション機構を活用した共同研究を開始し、新規事業創出を目的とした産学共同研究を開始しました。また、ユニークな産学連携システムとして、共同研究テーマを公募する「リサーチコラボレーション制度」も導入し、2004年の開設以来、国内の大学・公的研究機関との共同研究を継続的に進めています。

さらに北米、欧州、中国、及び東南アジアに駐在員を配置し、海外大学や研究機関等への積極的な情報収集活動を行うとともに、当社グループとのシナジーが期待できる技術を保有するベンチャー企業の探索を行っています。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は46,444百万円でした。当連結会計年度における各事業部門別の研究開発課題と研究成果及び研究開発費は次のとおりです。

(1) コーポレート

コーポレートが担当している研究開発には、技術プラットフォームの強化拡大を目指した長期的・基礎的な研究開発と、新規事業の創出を目指した研究開発があります。また上記の戦略に基づいた全社的な研究開発体制の構築もコーポレートが策定・調整しています。コーポレートが担当しているテーマとしては、高度な解析技術などの共通基盤技術の開発、既存事業及び新事業に資する材料技術の開発等があります。

当連結会計年度における、コーポレートの研究開発費は18,373百万円でした。

(2) ガラス

当事業の研究開発部門では、板ガラスや自動車用ガラスに関する商品設計や新技術開発、生産技術開発を行っています。また、省エネ効果の高い建築用ガラスや自動車ガラスに関する技術開発を行っています。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は8,478百万円でした。

(3) 電子

当事業の研究開発部門では、全ての薄型ディスプレイ商品に対応する表示デバイス用ガラスを提供している世界で唯一のガラスメーカーとしてお客様のご期待に沿うべく、ガラス溶解・成形・研磨・検査などの生産技術開発に注力しています。さらに、その他にも多岐にわたる研究開発テーマがあり、主に半導体製造装置用部材、ディスプレイ関連部材、光電子部材等に関する新商品・新技術・生産技術の開発を行っています。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は10,163百万円でした。

(4) 化学品

当事業の研究開発部門では、フッ素化学、高分子化学、無機化学、電気化学などの基盤技術を生かした新商品・新技術の開発を行っています。特に、環境に配慮した製品やプロセスの開発に注力している他、医農薬中間体・原体やバイオ分野の開発も進めています。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は8,649百万円でした。

(5) セラミックス・その他

上記以外の事業部門における当連結会計年度の研究開発費は780百万円でした。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、グループ全体で241,348百万円となりました。セグメント別の概要は以下のとおりです。

ガラスにおいては、中国における車載ディスプレイ用カバーガラス製造設備の建設等で64,141百万円の設備投資を実施しました。

電子においては、中国における液晶用ガラス基板製造設備の建設、日本におけるEUV露光用フォトマスクブランクス製造設備の増強等で80,686百万円の設備投資を実施しました。

化学品においては、日本におけるフッ素化学品製造設備の増強、日本及び米国における医薬品中間体・原薬製造設備の増強等で95,216百万円の設備投資を実施しました。

これらの設備投資の所要資金は、自己資金、借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により賄いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
関西工場尼崎事業所 (兵庫県尼崎市)	電子	電子用ガラス 製造設備	4,968	7,450	1,073 (204)	243	13,735	128
関西工場高砂事業所 (兵庫県高砂市)	電子	電子用ガラス 製造設備	11,369	10,375	491 (423)	482	22,718	368
AGC横浜テクニカル センター (注2) (横浜市鶴見区)	ガラス、電子、 セラミックス・ その他	板ガラス、自動 車用ガラス製造 設備、その他設 備	27,859	11,950	997 (277)	3,157	43,965	1,254
千葉工場 (千葉市原市)	化学品	化学品製造設備	23,189	31,498	5,763 (795)	2,185	62,636	1,249
愛知工場 (愛知県知多郡武豊町 及び豊田市)	ガラス	板ガラス、 自動車用ガラス 製造設備	10,637	22,295	2,615 (638)	3,175	38,724	1,164
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ガラス、化学品	板ガラス、化学 品製造設備	9,543	18,873	2,565 (849)	1,030	32,013	627
相模工場 (神奈川県愛甲郡愛川 町)	ガラス	自動車用ガラス 製造設備	2,590	3,985	2,296 (114)	706	9,578	518
本社 (東京都千代田区)	セラミックス・ その他	その他設備	5,128	4,320	9,192 (409)	7,094	25,735	1,459
中央研究所 (横浜市神奈川区)	セラミックス・ その他	その他設備	10	1,861	517 (68)	470	2,859	255

注 1 各事業所の内容には管轄の厚生施設等を含んでおります。また、本社には、関係会社に賃貸している土地等を含んでおります。

2 2020年1月1日付で京浜工場の事業所名称を「AGC横浜テクニカルセンター」に変更しました。

(2) 国内子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCガラスプロダ クツ㈱	鹿島工場 (茨城県神栖 市) 他	ガラス	建築用加工 ガラス製造 設備	1,338	3,341	510 (46)	1,570	6,760	839 [99]
伊勢化学工業㈱	白里工場 (千葉県大網 白里市) 他	化学品	ヨウ素製品 製造設備	3,849	3,974	1,810 (249)	857	10,492	274
AGCセラミックス ㈱ (注3)	高砂工場 (兵庫県高砂 市)	セラミック ス・その他	セラミック ス製品製造 設備	1,336	955	- (-)	136	2,428	247

(3) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGC Glass Europe S.A. グループ	Moustier Plant (Moustier, Belgium) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	52,296	88,997	10,731 (8,366)	21,547	173,572	15,445
AGC Flat Glass North America, Inc. グループ	Greenland Plant (Tennessee, U. S. A.) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	4,878	13,135	607 (3,264)	651	19,272	1,129
艾杰旭顕示玻璃股 份有限公司	雲林工場 (Yunlin hsien, Taiwan) 他	電子	電子用 ガラス製造 設備	29,677	43,227	7,979 (250)	3,082	83,966	1,917
PT Asahimas Chemical	Anyer Plant (West Java, Indonesia)	化学品	化学品 製造設備	23,533	75,718	6,173 (994)	2,685	108,110	1,280 [458]

注 1 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具器具及び備品、使用権資産並びに無形資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 土地面積には借地は含んでおりません。

3 当該事業所は事業用地の全てにつき、提出会社から賃借しております。

4 [] 内は臨時従業員数であり、年間の平均人員数を外数で記載しております。
(従業員数の10%以上の場合のみ記載しております。)

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 設備の新設・拡充等の計画

当社グループの設備投資については、経済情勢、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しておりますが、当社グループは国内外において多種多様な事業を行っており、当連結会計年度末時点ではその設備の新設・拡充等の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当連結会計年度後1年間の設備投資（設備の新設・増強・合理化等）は2,000億円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	2021年12月末 計画金額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
ガラス	480	生産能力増強、合理化、維持更新等	自己資金及び借入金等
電子	680	生産能力増強、合理化、維持更新等	
化学品	820	生産能力増強、合理化、維持更新等	
報告セグメント計	1,980		
セラミックス・その他	20	生産能力増強、合理化、維持更新等	自己資金及び借入金等
合計	2,000		

注 金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 設備の除却計画

経常的な設備の更新を除き、計画している重要な設備の除却の計画はありません。

(3) 設備の売却計画

経常的な設備の売却を除き、計画している重要な設備の売却計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） (2020年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2021年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	227,441,381	227,441,381	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。ま た、単元株式数は100株 であります。
計	227,441,381	227,441,381	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

なお、2017年3月30日開催の第92回定時株主総会の決議により、2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行いました。また、2016年10月31日開催の取締役会の決議により、2017年7月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について所要の調整をしています。

2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2007年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員22名	同左
新株予約権の数(個)	44	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2007年7月3日～ 2037年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,231 資本組入額 3,616	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2007年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
 (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
 (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

①対象者が2032年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2032年7月3日から2037年7月2日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合（ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。）

権利行使開始日から1年間

(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員22名	同左
新株予約権の数(個)	61	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年7月2日～ 2038年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,031 資本組入額 2,516	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2008年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2033年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2033年7月2日から2038年7月1日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員20名	同左
新株予約権の数(個)	203	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,600 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月2日～ 2039年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,436 資本組入額 1,218	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2009年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2034年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2034年7月2日から2039年7月1日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。
- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員21名	同左
新株予約権の数(個)	236	219
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	43,800 (新株予約権1個につき 200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月2日～ 2040年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,101 資本組入額 1,551	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2010年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2035年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年7月2日から2040年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2011年6月8日取締役会決議
 (株式報酬型ストックオプション (2011年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員20名	同左
新株予約権の数(個)	285	265
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)	53,000 (新株予約権1個につき 200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月2日～ 2041年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,101 資本組入額 1,551	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
 (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
 (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
 ①対象者が2036年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 2036年7月2日から2041年7月1日まで
 ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
 ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
 権利行使開始日から1年間
 (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2012年6月6日取締役会決議
 (株式報酬型ストックオプション (2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く) 4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員19名	同左
新株予約権の数 (個)	746	684
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	149,200 (新株予約権1個につき200株) (注2)	136,800 (新株予約権1個につき 200株) (注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2012年7月3日～ 2042年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,266 資本組入額 633	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割 (又は株式併合) の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
 (2) 新株予約権の割当を受けた者 (以下、「対象者」という。) は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から10年間に限り (ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約 (以下、「割当契約」という。) に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
 (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合 (ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り (ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
 ①対象者が2037年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 2037年7月3日から2042年7月2日まで
 ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
 ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合 (ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
 権利行使開始日から1年間
 (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員68名	同左
新株予約権の数(個)	142	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)	26,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき2,810円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月2日～ 2021年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,353 資本組入額 1,677	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 2012年7月2日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員3名	同左
新株予約権の数(個)	162	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年3月27日～ 2043年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,771 資本組入額 886	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2013年3月26日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2038年3月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年3月27日から2043年3月26日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員19名	同左
新株予約権の数(個)	460	447
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)	89,400 (新株予約権1個につき 200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年7月2日～ 2043年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,776 資本組入額 888	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2013年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2038年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年7月2日から2043年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2013年3月28日定時株主総会決議及び2013年6月6日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2013年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員72名	同左
新株予約権の数(個)	250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき3,805円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2016年7月1日～ 2022年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,497 資本組入額 2,249	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

2 2013年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

3 2013年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員18名	同左
新株予約権の数(個)	565	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月2日～ 2044年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,941 資本組入額 971	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2014年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2039年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年7月2日から2044年7月1日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2014年3月28日定時株主総会決議及び2014年6月12日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2014年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員72名	同左
新株予約権の数(個)	202	198
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)	39,600 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき3,035円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～ 2023年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,851 資本組入額 1,926	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2014年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 2014年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名	同左
新株予約権の数(個)	24	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2015年1月28日～ 2045年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,981 資本組入額 991	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2015年1月27日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2040年1月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年1月28日から2045年1月27日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員20名	同左
新株予約権の数(個)	426	421
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	84,200 (新株予約権1個につき 200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月2日～ 2045年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,591 資本組入額 1,296	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2015年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2040年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年7月2日から2045年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2015年3月27日定時株主総会決議及び2015年6月3日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2015年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員82名	同左
新株予約権の数(個)	344	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき4,000円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～ 2024年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,708 資本組入額 2,354	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2015年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 2015年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名	同左
新株予約権の数(個)	61	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年2月23日～ 2046年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,656 資本組入額 828	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2016年2月22日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2041年2月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年2月23日から2046年2月22日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員22名	同左
新株予約権の数(個)	631	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年7月2日～ 2046年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,711 資本組入額 856	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2016年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2041年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年7月2日から2046年7月1日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2016年3月30日定時株主総会決議及び2016年6月7日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2016年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員82名	同左
新株予約権の数(個)	351	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき3,260円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～ 2025年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,672 資本組入額 1,836	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2016年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 2016年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名	同左
新株予約権の数(個)	121	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年3月25日～ 2047年3月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,381 資本組入額 1,691	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2017年3月24日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2042年3月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年3月25日から2047年3月24日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び 当社取締役を兼務しない当社執行役員20名	同左
新株予約権の数(個)	294	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月4日～ 2047年7月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,556 資本組入額 1,778	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2017年7月3日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②、③又は④に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2042年7月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年7月4日から2047年7月3日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
④対象者が当社の執行役員の地位を喪失した後に、当社の監査役に就任した場合
当社監査役としての地位を喪失した日の翌日から10年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2017年5月31日 (注1)	△10,817	1,175,888	—	90,873	—	91,164
2017年7月1日 (注2)	△940,711	235,177	—	90,873	—	91,164
2018年3月30日 (注3)	△3,199	231,978	—	90,873	—	91,164
2018年11月30日 (注4)	△4,536	227,441	—	90,873	—	91,164

注 1 自己株式の消却による減少であります。

2 2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行ったことによるものであります。

3 自己株式の消却による減少であります。

4 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	144	45	1,165	661	49	63,594	65,659	—
所有株式数 (単元)	10	847,980	187,485	242,417	507,721	113	483,478	2,269,204	520,981
所有株式数 の割合 (%)	0.00	37.37	8.26	10.68	22.37	0.01	21.31	100.00	—

注 自己株式5,813,165株は「個人その他」に58,131単元及び「単元未満株式の状況」に65株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	23,050	10.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	〃 中央区晴海一丁目8番12号	14,921	6.73
明治安田生命保険相互会社(常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	〃 千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	9,615	4.34
パークレイズ証券株式会社	〃 港区六本木六丁目10番1号	6,066	2.74
公益財団法人旭硝子財団(注1)	〃 千代田区四番町5番3号	5,982	2.70
三菱地所株式会社	〃 千代田区大手町一丁目1番1号	4,540	2.05
旭硝子取引先持株会	〃 千代田区丸の内一丁目5番1号	4,492	2.03
J P モルガン証券株式会社	〃 千代田区丸の内2丁目7番3号	4,400	1.99
S M B C 日興証券株式会社	〃 千代田区丸の内三丁目3番1号	4,036	1.82
日本生命保険相互会社	〃 千代田区丸の内1丁目6番6号	3,662	1.65
計	—	80,770	36.44

注 1 公益財団法人旭硝子財団は、1934年に当社の創立25周年を記念して設立された公益法人で、次の時代を拓くための研究等への助成、次の時代を担う優れた人材への奨学助成、人類がグローバルに解決を求められている課題への貢献に対する顕彰等を行っております。

2 ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者6名から、2017年3月22日付で、株券等の大量保有に関する報告書が提出されておりますが、当社として2020年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2017年3月15日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	20,157	1.70
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	1,348	0.11
ブラックロック・ライフ・リミテッド	2,564	0.22
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	4,295	0.36
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	13,333	1.12
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.	16,782	1.41
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド	2,344	0.20
計	60,824	5.13

(注) 当社は、2017年7月1日付で株式併合(普通株式5株を1株)を行いました。上記の所有株式数は、株式併合前の株式数にて記載しています。

- 3 みずほ証券株式会社及び共同保有者1名から、2020年4月22日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が提出されておりますが、当社として2020年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2020年4月15日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
みずほ証券株式会社	808	0.36
アセットマネジメントOne株式会社	9,646	4.24
計	10,454	4.60

- 4 三菱UFJ信託銀行株式会社及び共同保有者3名から、2020年10月19日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が提出されておりますが、当社として2020年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2020年10月12日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,101	3.56
三菱UFJ国際投信株式会社	2,067	0.91
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,294	0.57
エム・ユー投資顧問株式会社	354	0.16
計	11,818	5.20

- 5 野村証券株式会社及び共同保有者2名から、2020年10月22日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が提出されておりますが、当社として2020年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2020年10月15日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
野村証券株式会社	△2	0
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	420	0.18
野村アセットマネジメント株式会社	11,807	5.19
計	12,225	5.38

- 6 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び共同保有者1名から、2020年12月22日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が提出されておりますが、当社として2020年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2020年12月15日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	7,439	3.27
日興アセットマネジメント株式会社	3,966	1.74
計	11,405	5.01

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,813,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 48,900	—	
完全議決権株式 (その他)	普通株式 221,058,400	2,210,584	同上
単元未満株式	普通株式 520,981	—	同上
発行済株式総数	227,441,381	—	—
総株主の議決権	—	2,210,584	—

注 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式 65株

相互保有株式 共栄商事株式会社 40株

2 「完全議決権株式 (その他)」、「単元未満株式」の欄には役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託にかかる信託口が所有する当社株式がそれぞれ304,800株 (議決権の数3,048個) 及び30株含まれております。

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) A G C株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	5,813,100	—	5,813,100	2.56
(相互保有株式) 共栄商事株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	48,900	—	48,900	0.02
計	—	5,862,000	—	5,862,000	2.58

注 「自己名義所有株式数」の欄には、役員報酬B I P 信託にかかる信託口が所有する当社株式は含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2018年3月29日開催の第93回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議しております。

① 本制度の概要

本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、「B I P信託」という。）を用いた株式報酬制度です。B I P信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を取締役等に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する仕組みです。

② 信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 取締役等に対する株式報酬制度の導入
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 取締役等のうち受益者要件を満たした者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2018年5月9日
- ・ 信託の期間 2018年5月9日～2021年5月末日（注1）
- ・ 制度開始日 2018年5月9日
- ・ 議決権行使 行使しない
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 信託金の金額 15億円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ・ 株式の取得時期 2018年5月11日～2018年5月14日
- ・ 株式の取得方法 株式市場より取得
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

③ 信託・株式関連事務の内容

- ・ 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行うものとします。
- ・ 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行うものとします。

④ 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式の上限数

本信託に拠出する信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の上限数は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度を対象として、以下のとおりです。

- ・ 本信託に拠出する信託金の上限額 15億円（注2）
- ・ 本信託から交付等が行われる当社株式の上限数 37万2,000株（注3）

注 1 2021年5月10日付（予定）の信託契約の変更により2024年5月末日まで延長する予定です。

2 信託期間中の本信託による株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が含まれます。信託金のうち社外取締役分の株式取得資金の上限は、3事業年度を対象として合計2,500万円です。

3 このうち社外取締役分は、3事業年度を対象として6,000株です。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	4,358	13,985,638
当期間における取得自己株式	436	1,628,555

注 当期間における取得自己株式には、2021年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの単元未満株式の買取請求によるものは含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) (新株予約権の権利行使)	61,400	282,165,273	25,800	118,546,498
(単元未満株式の買増請求による売渡)	463	2,127,649	9	41,353
保有自己株式数	5,813,165	—	5,787,819	—

注 1 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2021年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求によるものは含まれておりません。

2 役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式は、上記保有自己株式数には含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、財務健全性を維持しながら、コア事業から創出されたキャッシュを今後の成長に必要な戦略事業等への設備投資、M&A、研究開発等に優先的に活用致します。

株主の皆様への還元につきましては、当期連結業績や将来の資金需要等を総合的に勘案しながら、連結配当性向40%を目安とした安定的な配当を継続いたします。また、資本効率の向上に資する株主還元策として機動的に自己株取得を行う方針としております。

当期の期末配当金は、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、1株当たり60円としました。

中間配当金を含めた当期の年間配当金は、1株当たり120円となり、連結配当性向は81.2%となります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、定款に「当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2020年7月31日 取締役会決議	13,296	60
2021年3月30日 定時株主総会決議	13,297	60

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、当社のコーポレート・ガバナンスを強化し、更に充実させることを目的として、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、方針を定めた「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」を制定しています。

詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.agc.com/company/governance/index.html>

なお、当社は、2018年6月1日に施行された改訂コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しています。同コードの各原則に基づく開示については、(株)東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」をご参照ください。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社グループは、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行については、コーポレート機能と事業執行機能を明確に区分し、事業執行における迅速な意思決定を図ることをコーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針としています。経営監視及び経営執行の体制については、以下のとおりです。

(i) 経営監視の体制と施策の実施状況

イ. 取締役会

当社は、取締役会を「当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関」と位置付けています。提出日現在(2021年3月30日)、取締役の人数は7名(任期1年)で、うち3名が当社の独立性の基準を満たした社外取締役です。なお、取締役のうち1名は女性です。取締役会の議長は、原則として社外取締役が務めることとしています。また、執行役員制を採用しており、執行役員(任期1年)は、会社法規定の取締役と明確に区別され、当社グループの経営及び事業の執行責任を負っています。

当連結会計年度においては、合計15回の取締役会を開催し、当社グループの経営執行の監視を行うとともに、取締役候補者の決定、次期執行役員の内定及び決定、重要財産の取得及び処分、予算等の重要事項の承認を行いました。

ロ. 指名委員会及び報酬委員会

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を目指し、取締役、監査役及び執行役員を選解任及び報酬に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しています。

<指名委員会>

当社は、取締役、監査役、社長執行役員をはじめとする執行役員を選解任に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会を設置しています。指名委員会は、取締役の中から選定される指名委員をもって構成し、うち半数以上を社外取締役とするとともに、指名委員長は社外取締役が務めることとしています。

指名委員会は、取締役、社長執行役員をはじめとする執行役員の要件を審議し、社長執行役員等の後継者計画を策定し、これに沿って計画的に候補者の育成が行われるようレビューするとともに、取締役、監査役、社長執行役員の候補者を選定し、取締役会に推薦する役割を担っています。

なお、取締役候補者は、当社の経営執行上の重要事項の承認や経営執行の監視を担うにふさわしい実績、経験、見識等を備えている者とし、取締役会における専門性のバランスや多様性も考慮して審議・決定されます。また、社外取締役候補者については、当社独自の内規である「社外役員の独立性に関する基準」も満たす者としています。監査役候補者は、当社の監査を担うにふさわしい実績、経験、見識等を備えている者とし、社外監査役候補者については、社外取締役同様、「社外役員の独立性に関する基準」を満たす者としています。なお、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する相当程度の知見を有している者としています。

当連結会計年度においては、合計10回の指名委員会を開催し、取締役候補者を選定し、取締役会に対して推薦するとともに、取締役及び執行役員に求められる要件、配置及び育成について審議しました。

<報酬委員会>

当社は、取締役、執行役員の報酬に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しています。報酬委員会は、取締役の中から選定される報酬委員をもって構成し、うち半数以上を社外取締役とするとともに、報酬委員長は社外取締役が務めることとしています。

報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬原則・戦略・制度を審議し、取締役会に提案するとともに、個々の執行役員の業績評価や報酬支払結果を検証する役割を担っています。

当連結会計年度においては、合計8回の報酬委員会を開催しました。同委員会では、当社の「役員報酬の決定方針」を踏まえ、執行役員の業績連動報酬の支給額の決定ならびに次年度の目標設定、取締役・監査役・執行役員の報酬水準の分析・検証等について審議し、取締役会に提案しました。これらの提案を受け、延べ6回の取締役会において、報酬委員会からの提案内容について審議・決議しました。

なお、提出日現在における取締役会、各委員会の構成及び当連結会計年度における取締役会、各委員会への出席状況は以下のとおりです。

氏名	当社における地位、担当	代表取締役	取締役会 (注1)	指名委員会 (注1)	報酬委員会 (注1)
島村 琢哉	取締役会長		○ <15回中15回>	○ <10回中10回>	○ <8回中8回>
平井 良典	取締役 社長執行役員CEO	○	○ <15回中15回>	○ <—>	○ <—>
宮地 伸二	取締役 副社長執行役員CFO/CCO 経営企画本部長	○	○ <15回中15回>		
倉田 英之 (注2)	取締役 常務執行役員CTO 技術本部長		○ <—>		
長谷川 閑史	社外取締役 (独立役員)		○ 取締役会議長 <15回中15回>	○ <10回中10回>	○ <8回中8回>
柳 弘之	社外取締役 (独立役員)		○ <15回中15回>	○ 委員長 <10回中10回>	○ <8回中8回>
本田 桂子 (注3)	社外取締役 (独立役員)		○ <11回中11回>	○ <7回中7回>	○ 委員長 <5回中5回>

注 1 各取締役の当連結会計年度における取締役会又は各委員会への出席状況は〈 〉内に記載しています。

なお、2021年3月30日付で取締役を退任した石村和彦氏の当連結会計年度における取締役会、各委員会への出席状況は以下のとおりです。

氏名	取締役会	指名委員会	報酬委員会
石村 和彦	15回中15回	10回中10回	8回中8回

- 倉田英之氏は2021年3月30日付で取締役就任しております。
- 本田桂子氏は2020年3月27日付で取締役就任したため、他の取締役と出席対象の取締役会、各委員会の回数が異なります。

ハ、取締役会の実効性評価

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、継続的にコーポレート・ガバナンスを強化し、充実させることが重要であると考えています。

この取り組みの一環として、取締役会の実効性の向上とともに、ステークホルダーの当社のコーポレート・ガバナンスに対する信頼感をより高めていくために、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、毎年、その実効性を分析・評価しています。

<取締役会の実効性評価の方法>

当社は、2016年度より取締役会の実効性評価を毎年実施しており、評価によって認識した課題について改善を進めてきた結果、評価数値は全般的に年々改善傾向にあります。

2016年度から2018年度までは自己評価の形式で実施しましたが、2019年度に際しては、新たな視点と客観性を取り入れるべく、外部機関の協力を得て実施しました。今後も一定の年数ごとに、外部の機関の協力を得て実施する計画です。

2020年度は、取締役会及び指名委員会・報酬委員会を評価対象として取締役及び監査役による自己評価形式で実施しました。また、個別インタビューも行っています。

自己評価の際に用いる調査票は、取締役会及び指名委員会・報酬委員会の運営状況などの経年変化を問う評価項目に加え、世界標準のガバナンスに関する質問やベンチマークとなる質問を含めています。

調査票によるアンケート及び個別インタビューの実施後、取締役会においてそれらの評価結果を検証し、取締役会の実効性を向上させるための施策を議論しました。

<評価結果の概要と今後の取り組み>

上記評価の結果、当社の取締役会及び指名委員会・報酬委員会は、実効性が十分に確保されていると評価されました。

当社グループは、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図ることをコーポレートガバナンス体制整備の基本方針としており、経営監視機能は、主に当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関である取締役会が担っています。

この経営監視機能を強化すべく、これまでも、戦略的議論のための社外取締役に対する事前説明の充実などについて取り組み、取締役会や指名委員会・報酬委員会の機能向上を図ってきております。

取締役会でその実効性評価につき議論した結果、取締役会では経営戦略や経営執行の監督を中心とした議題について、少人数でオープンな雰囲気の下、積極的な議論が行われており、適切な運営が行われていることを確認しました。

更に実効性を高めるため、今後は以下の事項について検討してまいります。

- ・中期経営計画、事業ポートフォリオ戦略、非財務指標の設定、内部統制の強化等について、更なる議論の充実
- ・取締役会の議論をより充実するための、効率的な運用と資料の改善

二. 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役は、提出日現在、社外監査役3名（女性の監査役1名を含む）を含む4名で、監査役会を構成しています。

監査役監査の詳細については、「(3) 監査の状況 ①監査役監査の状況」に記載しております。

<新型コロナウイルス感染拡大による影響について>

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大による影響下において、取締役会、指名・報酬委員会、監査役会などの主要会議並びに監査役監査、内部監査及び会計監査等の一部はWEB会議を通して実施し、デジタルツールなどを活用するうえコミュニケーション・連携を図るなど、適切な経営監視体制を確保しています。

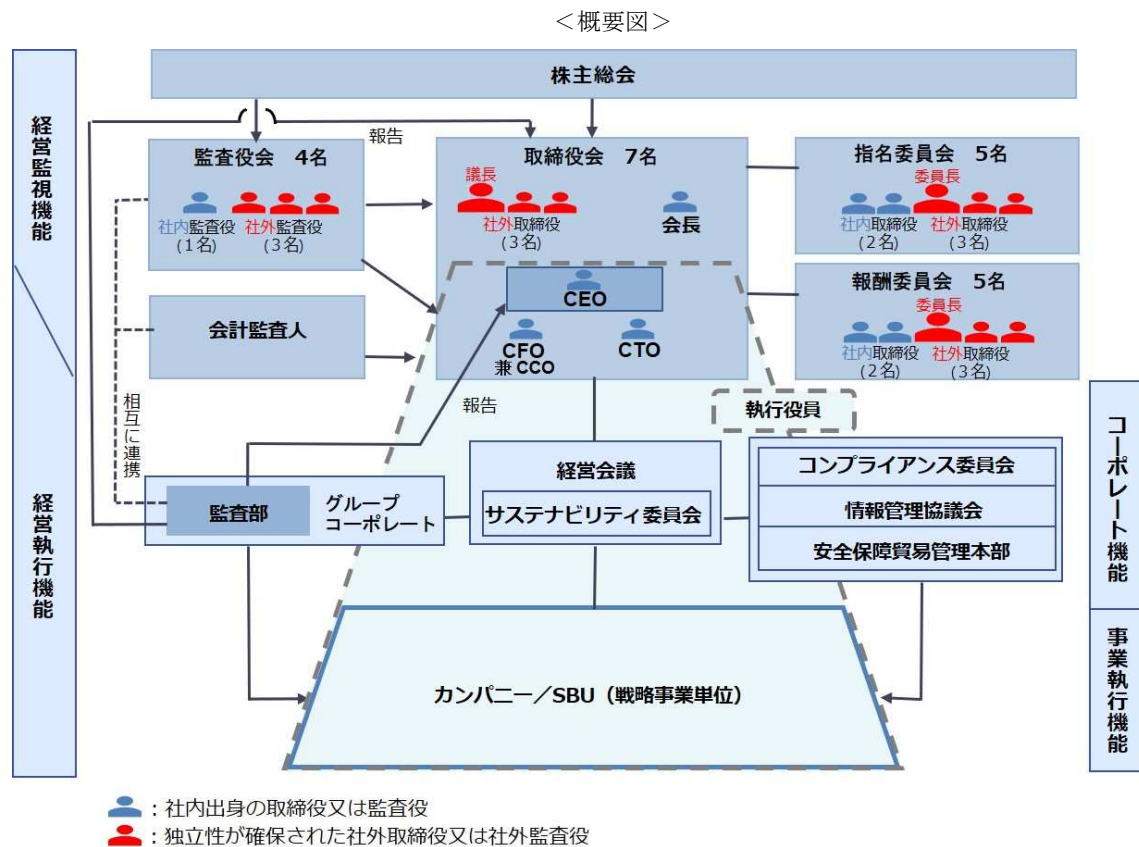
(ii) 経営執行の体制

当社は、執行役員制、カンパニー（社内擬似分社）制を導入しており、グローバル連結運営体制を採用するとともに、事業執行の責任と権限をカンパニー／SBUに大幅に委譲しています。

カンパニーは、売上高が概ね2,000億円を超え、グローバルに事業を展開する事業単位と位置付けており、「ビルディング・産業ガラス」、「オートモーティブ」、「電子」、「化学品」の4つのカンパニーを設置しています。それ以下の規模の事業単位はSBU（戦略事業単位：ストラテジックビジネスユニット）と位置付け、「AGCセラミックス」がSBUとして設置されています。

なお、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」につきましては、サプライチェーンの最上流に位置し最大の資産であるフロート板ガラス製造設備（ガラス溶解窯）を、共同で活用しており、経営資源の配分の決定がそれぞれの業績に密接に影響を与え、業績評価についても不可分の関係にあることから、「ガラス」セグメントとして全体最適生産、シナジー効果の維持等を目的に、両カンパニープレジデント等参加の下で「ガラスセグメント会議」等を設置し、グループ利益の最大化を協働で図っています。

上記の当社グループの経営監視及び経営執行の仕組み、コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりです。



③コーポレート・ガバナンス体制を採用する理由

上記のとおり、当社は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離することにより経営監視機能を強化するとともに、独立性のある社外取締役の選任及び社外取締役を過半数とする任意の指名委員会、報酬委員会の設置により経営の客観性・透明性の向上を図っています。これに加え、監査役による取締役の職務執行の監査も十分に機能しており、コーポレート・ガバナンスの体制の強化を十分図ることができると考えられるため、監査役制度を採用しています。

④内部統制システムの整備の状況

当社グループは、グループビジョン **"Look Beyond"** において、「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス（革新と卓越）」、「ダイバーシティ（多様性）」、「エンバイロメント（環境）」、「インテグリティ（誠実）」の4つの価値観を、あらゆる行動の基礎として当社グループ全体で共有すべき最も重要な価値観として位置付けています。

また、グループビジョン **"Look Beyond"** の追求を正しく導く規範として、企業が果たすべき社会的責任を「AGCグループ企業行動憲章」として定めています。

業務の適正を確保するための体制は、次のとおりです。

(i) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社グループは、グループビジョン **"Look Beyond"** において、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観の一つとして「インテグリティ（誠実）」を掲げ、コンプライアンス体制の整備、強化に取り組んでいます。

具体的には、当社グループのコンプライアンス体制の整備を統括し、これを推進する責任者としてCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を置き、当社社長執行役員（以下、社長執行役員という）から権限を委譲された執行役員がこれを務めています。さらにCCOの下に、法令・企業倫理遵守の専門機関として、グローバルコンプライアンスリーダー及びコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス施策の企画と実践を行っています。また、法令・企業倫理に沿った行動を徹底するために、行動基準（AGCグループ行動基準）にグローバル共通の遵守事項及び各国・各地域の遵守事項を定め、当社グループのコンプライアンス体制を整備し、教育・研修の実施等の展開を図っています。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため、当社グループでは、通報・相談窓口（ヘルプライン）を設置しています。更に、当社全従業員及び子会社の幹部に対し、行動基準遵守の誓約書の提出を義務付けていま

す。当社グループのコンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況については、定期的に当社取締役会（以下、取締役会という）に報告しています。

また、当社グループの法務管理体制を構築し、重要な法務問題についての情報を把握するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

当社グループの内部監査については、監査部及び各地域に配置した監査要員が、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「AGCグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を定め、財務報告に係る内部統制の体制を整備しています。

(ii) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社グループは、法令及び社内規程に基づいて、重要書類・情報の保存、管理を行っています。

重要書類・情報の機密保持については、情報セキュリティに関する基本方針を社内周知し、所定の手続に従い実施しています。

(iii) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社グループのリスク管理体制に関する基本方針である「AGCグループ統合リスクマネジメント基本方針」を定め、リスク管理及び危機対応の体制を整備しています。

リスク管理については、社内規程に基づき、当社グループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に当社経営会議（以下、経営会議という）、取締役会で審議し、監視することとしています。また、当社グループの事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、SBU（戦略事業単位）が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議しています。

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、当社の各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施しています。

危機対応については、社内規程に基づき、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定するとともに、社長執行役員の判断により、直ちにグループ対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を整備しています。

(iv) 当社グループの取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

当社は、コーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針として、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図っています。

経営監視については、当社では、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、当社グループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。また、任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、当社取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を担保しています。

経営執行については、当社では、社内カンパニー制、執行役員制の下、一定基準により、執行の責任と権限を、各カンパニー、SBUに委任し、当社グループの経営方針・業績目標に沿った具体的な連結ベースでの業績管理指標の下、事業運営を行い、その評価を実施しています。

当社グループにおける職務の執行は、業務分掌、決裁基準に基づく意思決定ルールに従い実施され、その運用状況を内部監査により定期的に検証しています。

(v) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（子会社から当社への報告体制）

子会社は、事業運営等に関する一定の事項を当社に報告しています。このうち重要な事項については、経営会議、取締役会に報告しています。子会社は、当社グループのコンプライアンス体制及び法務管理体制の下、子会社で生じた重要なコンプライアンスに関する問題、重要な法務問題等を速やかに当社に報告しています。これらの事項については、定期的に取締役会に報告しています。

子会社に対して実施した内部監査結果については、内部監査部門は、随時、社長執行役員に報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

(vi) 監査役の監査体制に関する事項

a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を置いています。

b. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要することとしています。

c. 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役会に関する職務を専属で行い、監査役の指示に従っています。

- d. 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人は、監査役に対し、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他社内規程に定める事項を報告することとしています。
子会社は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等について、当社に報告することとしています。これらの事項について、報告を受けた部門は、速やかに当社の監査役に報告することとしています。
- e. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、グループ行動基準において、行動基準違反等に関し通報を行った者に対する不利益な取扱いや報復行為を禁止し、当社グループ従業員に周知徹底しています。
- f. 監査役職務の執行について生ずる費用の償還の手續等に係る方針に関する事項
当社は、監査役が支払った費用については、当該費用が監査役職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。
- g. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に、監査役が出席するとともに、代表取締役と監査役、社外取締役と監査役の会合を定期的に開催しています。
内部監査機能を有する監査部等と監査役の会合を定期的に開催し、監査役が内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手できる体制をとっています。更に、監査役が、監査部、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備しています。

⑤責任限定契約の概要

当社と社外取締役長谷川閑史氏、柳弘之氏及び本田桂子氏、監査役竜野哲夫氏、森本芳之氏、作宮明夫氏及び竹岡八重子氏との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

⑥取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

⑦取締役の選任の決議要件

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とし、累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑧取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

また、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

更に中間配当においては、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長	島村 琢哉	1956年12月 25日生	1980年 4月 当社入社 2009年 1月 当社執行役員化学品カンパニー企画・管理 室長 2010年 1月 当社執行役員化学品カンパニープレジデ ント 2013年 1月 当社常務執行役員電子カンパニープレジデ ント 2015年 1月 当社社長執行役員CEO 2015年 3月 当社取締役兼社長執行役員CEO 2021年 1月 当社取締役会長 (現在に至る)	1年	151
代表取締役 社長執行役員CEO	平井 良典	1959年8月 19日生	1987年 4月 当社入社 2012年 1月 当社執行役員事業開拓室長 2014年 1月 当社常務執行役員技術本部長 2014年 3月 当社取締役兼常務執行役員技術本部長 2016年 1月 当社取締役兼常務執行役員CTO、技術本 本部長 2018年 1月 当社取締役兼専務執行役員CTO、技術本 本部長 2019年 1月 当社取締役兼専務執行役員CTO 2021年 1月 当社取締役兼社長執行役員CEO (現在に 至る)	1年	81
代表取締役 副社長執行役員CFO、CCO 経営企画本部長	宮地 伸二	1958年11月 4日生	1990年 8月 当社入社 2010年 1月 当社執行役員社長室経営企画グループリー ダー 2012年11月 当社執行役員<AGC Flat Glass North America, Inc. シニア・バイス・プレジ デント> 2013年 2月 当社執行役員ガラスカンパニー北米事業本 本部長 2013年10月 当社執行役員ガラスカンパニー戦略室長 2014年 1月 当社執行役員電子カンパニーエレクトロニ クス事業本部長 2015年 1月 当社常務執行役員社長室長 2015年 3月 当社取締役兼常務執行役員社長室長 2016年 1月 当社取締役兼常務執行役員CFO、 経営企画部長 2018年 1月 当社取締役兼専務執行役員CFO、CCO 2019年10月 当社取締役兼専務執行役員CFO、 CCO、経営企画本部長 2020年 3月 当社取締役兼副社長執行役員CFO、 CCO、経営企画本部長 (現在に至る)	1年	62
取締役 常務執行役員CTO、技術本部長	倉田 英之	1961年11月 11日生	1987年 4月 当社入社 2018年 1月 当社執行役員化学品カンパニーライフサイ エンス事業本部長 2019年 1月 当社常務執行役員技術本部長 2021年 1月 当社常務執行役員CTO、技術本部長 2021年 3月 当社取締役兼常務執行役員CTO、技術本 本部長 (現在に至る)	1年	9
取締役	長谷川 閑史	1946年6月 19日生	1970年 4月 武田薬品工業㈱入社 1999年 6月 同社取締役 2003年 6月 同社取締役社長 2014年 6月 同社取締役会長 2017年 3月 当社取締役 (現在に至る) 2017年 6月 武田薬品工業㈱相談役 2019年 6月 同上退任	1年	74

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	柳 弘之	1954年11月 20日生	1978年 4月 ヤマハ発動機㈱入社 2007年 3月 同社執行役員 2009年 3月 同社上席執行役員 2010年 3月 同社取締役社長 2018年 1月 同社取締役会長（現在に至る） 2019年 3月 当社取締役（現在に至る）	1年	17
取締役	本田 桂子	1961年9月 27日生	1984年 4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・ インコーポレイテッド入社 1986年 5月 シェアソン・リーマン・ブラザーズ証券㈱ 入社 1989年 7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・日本支社入社 1999年 7月 同社パートナー 2007年 7月 同社ディレクター（シニアパートナー） 2013年 7月 世界銀行グループ 多数国間投資保証機関 長官CEO 2019年10月 同上退任 2020年 3月 当社取締役（現在に至る）	1年	—
常勤監査役	竜野 哲夫	1958年4月 20日生	1982年 4月 当社入社 2009年 1月 当社執行役員経理センター長 2009年 7月 当社執行役員経理・財務室副室長 2010年 4月 当社執行役員ガラスカンパニーバイスプレ ジデント（企画・管理担当） 2013年 1月 当社執行役員経理・財務室長 2015年 1月 当社常務執行役員経理・財務室長 2016年 1月 当社常務執行役員経理・財務部長 2017年 1月 当社常務執行役員社長付 2017年 3月 当社常勤監査役（現在に至る）	4年	56
常勤監査役	森本 芳之	1956年5月 29日生	1981年 4月 プリヂェストーンタイヤ㈱（現 ㈱プリヂェスト ン）入社 2008年 3月 同社執行役員 2011年 3月 同社常務執行役員 2012年 3月 同社取締役常務執行役員 2013年 1月 同社取締役専務執行役員CTO・技術管掌 2015年 3月 同社専務執行役員 2016年 3月 同社参与 2017年12月 同上退任 2019年 3月 当社常勤監査役（現在に至る）	4年	5
監査役	作宮 明夫	1952年9月 10日生	1975年 4月 立石電機㈱（現 オムロン㈱）入社 2003年 6月 同社執行役員 2010年 6月 同社執行役員常務 2011年 6月 同社専務取締役 2014年 6月 同社取締役副社長 2017年 6月 同上退任 2018年 3月 当社監査役（現在に至る）	4年	2
監査役	竹岡 八重子	1957年5月 10日生	1985年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2007年 1月 光和総合法律事務所入所（現在に至る） 2019年 3月 当社監査役（現在に至る）	4年	—
計					457

- 注 1 取締役のうち長谷川閑史氏、柳弘之氏及び本田桂子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役のうち森本芳之氏、作宮明夫氏及び竹岡八重子氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役7名は、2021年3月30日開催の第96回定時株主総会で選任されたものであります。
- 4 監査役のうち作宮明夫氏は2018年3月29日開催の第93回定時株主総会で、森本芳之氏及び竹岡八重子氏は2019年3月28日開催の第94回定時株主総会で、竜野哲夫氏は2021年3月30日開催の第96回定時株主総会で、それぞれ選任されたものであります。
- 5 執行役員は取締役兼務者を含め2021年3月30日現在で32名であります。

② 社外役員の状況

(i) 社外取締役及び社外監査役の員数及び当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
 当社は、取締役7名のうち3名が社外取締役、監査役4名のうち3名が社外監査役となっています。

また、各社外役員は下記(ii)ハに記載する社外役員の独立性に関する基準を満たしており、当社との間に、社外役員の独立性に影響を及ぼす人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
 社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況は、上記「①役員一覧」に記載のとおりです。

(ii) 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況に関する当社の考え方及び当社からの独立性に関する基準の内容

イ. 社外取締役

氏名	当該社外取締役を選任している理由及び期待される役割
長谷川 閑史	長谷川閑史氏については、武田薬品工業㈱の取締役社長、取締役会長を歴任し、積極的に経営のグローバル化を推進する当社において会社経営についての豊富な経験を有しております。同氏には、この経験を生かし、独立の立場から当社の経営を監視・監督いただくと共に、当社の経営のグローバル化を含めた経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
柳 弘之	柳弘之氏については、ヤマハ発動機㈱の取締役会長を務めており、積極的にグローバル展開を推進している当社において会社経営についての豊富な経験を有しております。同氏には、この経験を生かし、独立の立場から当社の経営を監視・監督いただくと共に、当社事業の経営のグローバル展開の強化を含めた経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
本田 桂子	本田桂子氏については、コンサルティング業務に長年従事し、企業戦略やM&A、提携等に関する助言を行った経験を有しており、また、多国籍機関の代表を務めた経験を有するなど、企業経営及びグローバル組織運営に関する豊富な知見を有しております。同氏には、この経験を生かし、独立の立場から当社の経営を監視・監督いただくと共に、当社の経営全般に対して専門的な見地から提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。

ロ. 社外監査役

氏名	当該社外監査役を選任している理由
森本 芳之	森本芳之氏については、㈱ブリヂストンの取締役及びCTOとして、積極的にグローバル展開を推進している当社において会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
作宮 明夫	作宮明夫氏については、オムロン㈱の取締役として会社経営についての豊富な経験を有するとともに、当社において各種諮問委員会の副委員長としてコーポレート・ガバナンスに関する取り組みを推進してきました。この経験及び知見を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
竹岡 八重子	竹岡八重子氏については、弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しております。この経験及び知見を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。

ハ、 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、下記の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外監査役の要件に加え、下記の社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、監査役会及び指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役長谷川閑史氏、柳弘之氏及び本田桂子氏並びに社外監査役森本芳之氏、作宮明夫氏及び竹岡八重子氏を、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

<社外役員の独立性に関する基準>

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- (1) 当社グループの重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ（以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、当社グループは含まないものとする。）内の会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。）でないこと。また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。
- (2) 過去3年間において、当社グループから役員報酬（※）以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。
（※）社外取締役に關しては取締役報酬、社外監査役に關しては監査役報酬を指す。
- (3) 過去3年間において、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。
なお、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループから当社グループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (4) 過去3年間において、当社グループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。
なお、当社グループの主要な取引先である連結企業グループとは、当社グループから当該連結企業グループへの販売額が、当社グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (5) 過去3年間において、当社グループを担当する監査法人の社員でないこと。
- (6) 当社の大株主（議決権の10%以上を保有している者）でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。
- (7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。また、内部監査機能を有する監査部、会計監査人等からの報告や意見交換を通し、連携して監査の実効性を高めています。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

(i) 監査役監査の体制

監査役の人数は4名であり、うち過半数の3名が当社の独立性の基準を満たした社外監査役です。監査役のうち1名は女性です。また、監査役の職務を補助すべき組織として、監査役会事務局を設置しています。

監査役竜野哲夫氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役森本芳之氏及び社外監査役作宮明夫氏は、会社経営について豊富な経験を有しています。また、社外監査役竹岡八重子氏は、法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しています。

(ii) 監査役及び監査役会の活動状況

- 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。2020年度においては、「内部統制に関する基本方針」に掲げられたコンプライアンス体制やリスク管理体制、財務諸表の信頼性確保のための体制等の内部統制システムに係る事項が、当社グループとして十分に整備され運用されているかを適切に監視・検証することを監査の基本方針とした上で、計画的かつ効率的な監査の実施に努めました。

当連結会計年度においては、合計14回の監査役会を開催し、各監査役の地位及び監査役会、取締役会への出席状況は以下のとおりです。

氏名	当社における地位	常勤監査役	監査役会への出席状況	取締役会への出席状況
森本 芳之	社外監査役（独立役員）	○	14回中14回 （監査役会議長）	15回中15回
竜野 哲夫	監査役	○	14回中14回	15回中15回
作宮 明夫	社外監査役（独立役員）		14回中14回	15回中15回
竹岡 八重子	社外監査役（独立役員）		14回中14回	15回中15回

- 監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役及び内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に出席し、重要な書類等の閲覧、本社各部門や事業所における業務及び財産の状況の調査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。また、取締役及び使用人等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、検証するとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証しました。

- 常勤監査役である森本芳之氏（社外監査役）及び竜野哲夫氏は、監査環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し検証した上で、他の監査役との情報共有を行いました。

なお、社外監査役の選任理由等については、「(2) 役員の状況 ②社外役員の状況」に記載しています。

②内部監査の状況

(i) 内部監査の体制等

内部監査については、監査部及び欧米、中国にグループで約40名の内部監査人員を配置し、年度監査計画等に基づき、海外グループ会社も含め、内部統制システムが有効に機能していることを合理的に保証するとともに、内部統制システムをより有効で効率的に機能させるための提言を行うこととしています。監査部は、社長執行役員に直属し、公正かつ独立の立場で、内部監査を通して、当社グループの経営諸活動に関わる内部統制システムの整備、運用状況を調査・評価し、これに基づいて意見を述べる役割を担っています。監査結果は定期的に取締役会に報告しています。

(ii) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに当該監査と内部統制部門との関係について

監査役（含む社外監査役）は、会計監査人との会合を開催し、会計監査の実施経過やその結果等の情報を入手するとともに、会計監査人からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。また、内部監査機能を有する監査部と定期的な会合を開催し、内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手するとともに、監査部からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。

また、監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握しています。更に、経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。

③ 会計監査の状況

(i) 会計監査の体制等

当社は、当連結会計年度の会計監査業務を有限責任 あずさ監査法人に委嘱しています。有限責任 あずさ監査法人の継続監査年数は15年となります。

当連結会計年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数は、以下のとおりです。

氏名	継続監査年数
前野 充次	4年
小川 勤	1年
梶原 崇宏	2年

また、当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士11名、公認会計士試験合格者等6名、その他（システム監査担当等）11名です。

なお、監査役、監査部及び会計監査人は、報告や意見交換を通じ適宜連携し、監査の実効性を高めるとともに、その充実を図っています。

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、グローバルな事業展開に対するグループ監査の状況等を総合的に評価して、会計監査人を選定しています。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

監査役会は、会計監査人の独立性の保持、適切な監査計画の策定及びその効果的かつ効率的な実施、関係各部署とのコミュニケーション、グループ監査の状況並びに不正リスクへの対応等について評価を行った結果、会計監査人は適切に業務を遂行していると判断しています。

(ii) 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	118	9	127	1
連結子会社	61	6	63	5
計	180	15	190	7

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、重要な社会課題の特定に関する助言等です。連結子会社における非監査業務の内容は、合意された手続業務です。

(当連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、合意された手続業務です。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に属する組織に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	20	—	8
連結子会社	537	220	565	183
計	537	240	565	191

（前連結会計年度）

当社及び連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して支払っている非監査業務の内容は、海外税務申告関連業務等です。

（当連結会計年度）

当社及び連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して支払っている非監査業務の内容は、海外税務申告関連業務等です。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬額については、事業規模、監査日程の充分性・効率性等を勘案し、監査公認会計士と十分に協議を行った上、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び監査報酬見積もりの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査報酬額に同意しています。

(4) 【役員の報酬等】

① 取締役及び監査役の報酬

(i) 取締役及び監査役の報酬等の額

当連結会計年度における、当社の取締役及び監査役の報酬は、次のとおりです。

	支給人数 及び 支給総額		内訳					
			定額報酬		変動報酬			
					業績連動報酬		業績ないしは 株価連動報酬	
			月例報酬		賞与 (当連結会計年度に 係る賞与の額)		株式報酬	
支給 人数	支給 総額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額	
取締役	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
	8	454	8	286	4	97	6	70
うち社外取締役	4	52	4	48	1	1	2	2
監査役	4	100	4	100	-	-	-	-
うち社外監査役	3	64	3	64	-	-	-	-

- 注 1 「支払人数及び支払総額」、「月例報酬」には、2020年3月27日付で退任した取締役（社外取締役）1名に係る報酬が含まれます。
- 2 「賞与」には、社外取締役1名に対し、株式報酬（固定部分）に代えて支給する額が含まれています。
- 3 「株式報酬」の支給金額は、当連結会計年度における費用計上額のうち、固定部分のみ費用計上した金額を記載しています。また、業績連動部分については、前連結会計年度までの費用計上額から100百万円の戻し入れが、別途、発生しています。

(ii) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の額

当連結会計年度において、報酬等の総額が1億円以上である者は、次のとおりです。

氏名	役員区分	会社区分	支給総額	内訳		
				定額報酬	変動報酬	
					業績連動報酬	業績ないしは 株価連動報酬
				月例報酬	賞与 (当連結会計年度 に係る賞与の額)	株式報酬
島村 琢哉	代表取締役 社長執行役員CEO	提出会社	百万円 164	百万円 79	百万円 54	百万円 31

注 島村琢哉氏は、2021年1月1日付で代表取締役会長、2021年3月30日付で代表権のない取締役会長に就任しています。

(iii) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬等の決定方針については、2021年2月5日付で改定を実施しており、内容は次のとおりです。

なお、「賞与」の業績指標については、事業の収益力とともに資産効率の重要性も鑑み「営業利益」から「営業資産営業利益率」に変更のうえ、評価項目として非財務資本の強化やポートフォリオ転換の進展等の状況を追加しています。「株式報酬」については、役員の企業価値向上への貢献意欲をより一層高め、中期経営計画の着実な遂行を促すことを目的に各事業年度に対する業績目標の達成度等により評価する形に業績評価方法を変更しています。また、2020年12月期の実績については、改定前の方針により評価しています。

イ. 報酬に関する方針の内容

a. 報酬制度の基本的な考え方

当社は報酬原則として、役員報酬全般に関わる基本的な姿勢及び考え方を次のとおり定めています。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人財を引きつけ、確保し、報奨することのできる報酬制度であること
- ・企業価値の持続的な向上を促進するとともに、それにより株主の皆様と経営者の利益を共有する報酬制度であること
- ・当社グループの持続的な発展を目指した経営戦略上の業績目標達成を動機付ける報酬制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること

b. 報酬の構成

(1) 定額報酬である「月例報酬」と、変動報酬である「賞与」及び「株式報酬（注1）」で構成され、役位に応じて、次のとおり適用します。

区分	定額報酬	変動報酬		
	月例報酬	賞与	株式報酬	
			業績連動部分	固定部分(注2)
執行役員を兼務する取締役及び執行役員	●	●	●	●
執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を含む）	●	-	-	●
監査役	●	-	-	-

注 1 株式報酬の対象者が国内非居住者の場合は、株式の交付はせず、それに相当する金銭を賞与として支給することができる。

2 株式報酬のうち固定部分は、会社業績とは連動せず、当社株価にのみ連動する。

(2) 取締役については、総報酬に占める各構成要素の割合を標準支給額ベースで概ね次のとおりとし、これに以下「c. 変動報酬の仕組み」の内容を反映することとしています。

区分（注3）	定額報酬	変動報酬（注4）	
	月額報酬	賞与	株式報酬
取締役 社長執行役員	40	30	30
執行役員を兼務する取締役（社長執行役員を除く）	50	25	25
執行役員を兼務しない取締役（取締役会長）	60	0	40
社外取締役	90	0	10

注 3 いずれにも該当しない場合は、報酬委員会で審議し、取締役会で決議する。

4 変動報酬は、賞与と1事業年度あたりの株式報酬額の合計

c. 変動報酬の仕組み

当社グループの持続的な発展と企業価値向上を実現するため、短期・中期・長期のバランスのとれた視点を持ちながら経営を担うべく、変動報酬は各期間のバランスを考慮したものととしています。

(1) 賞与

- ・単年度の業績目標達成への意欲を更に高めることを目的として、役位に応じた額を単年度の連結業績指標に応じて変動させます。
- ・業績指標については、事業の収益力及び資産効率を高めると同時に、キャッシュを創出することが重要であることから、「営業資産営業利益率」（注5）と「キャッシュフロー」を用います。
 (注5) 営業資産営業利益率＝営業利益÷営業資産
- ・営業資産営業利益率の目標に対する達成度合い、及び、キャッシュフローの前年比改善度合いに応じて変動します。加えて、非財務資本の強化やポートフォリオ転換の進展等の状況、ならびに、個人業績も加味した上で、原則として、標準支給額に対して0～200%の範囲で変動します。その決定にあたっては、報酬委員会での審議を経て、取締役会で決議します。
- ・賞与の支給対象期間は、事業年度の開始日からその最終日までとし、当該期間に対応する賞与を、当該期間終了直後の定時株主総会終了後に支払います。

〔2020年12月期の実績〕

- ・営業利益指標は、目標1,200億円に対して実績は758億円となり、未達となりました。
- ・キャッシュフロー指標は、前年比減となりました。
- ・上記2指標に基づき、執行役員を兼務する取締役の賞与は標準支給額×85%の支給となりました。

〔2021年12月期の目標〕

- ・営業資産営業利益率指標は、5.3%以上を目標とします。

(2) 株式報酬

- ・中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画（以下、中計という）における業績目標の達成に向けた意欲を高めることを目的としています。
- ・本制度は役位並びに中計における連結業績指標に応じて、変動する当社株式等の交付を行う「業績連動部分」と、役位に応じて一定数の当社株式等の交付を行う「固定部分」から構成されます。
- ・業績指標については、中計期間の重要な業績目標の一つであるROEを達成するため、素材メーカーとして資産効率を高めていくことが重要であることから「営業資産事業利益率」（注6）（注7）を用います。加えて、効率性の向上を、企業の持続的な成長も実現しながら達成することが重要であることから「EBITDA」（注7）を用います。

〔注6〕 営業資産事業利益率＝事業利益÷営業資産

当該指標の名称を「営業資産利益率」から「営業資産事業利益率」に変更しています。

〔注7〕 営業資産事業利益率とEBITDAの反映割合は、各50%

- ・「業績連動部分」については、中計期間の各事業年度におけるこれら指標の目標に対する達成度を所定の比率（注8）で加重平均して算定します。原則として、標準支給額に対して0～200%の範囲で変動し、その決定にあたっては、報酬委員会での審議を経て、取締役会で決議します。

〔注8〕 初年度25%、次年度25%、最終事業年度50%

- ・役員は中計期間終了後に本制度を通じて取得した当社株式を退任するまで継続保有するものとします。

〔2020年12月期の実績〕

- ・中計の目標である営業資産事業利益率は、目標9.0%に対して、大幅未達となりました。
- ・中計の目標であるEBITDAは、目標3,260億円に対して、大幅未達となりました。
- ・上記2指標に基づき、執行役員を兼務する取締役の株式報酬の業績連動部分については、0%となりました。

〔中計の目標〕

2021年～2023年を対象期間とする中計の目標であるROE8%に概ね相当する営業資産事業利益率とEBITDAを、目標における基準とし、具体的には以下のとおりとします。

- ・指標 2023年12月期
営業資産事業利益率 7.0%以上
EBITDA 3,440億円以上

d. 報酬水準

報酬水準については、第三者機関が実施する調査データの中から、大手製造業の報酬データを分析・比較し、任意の報酬委員会にて検証しています。

ロ. 報酬の決定方法

委員の半数以上を社外取締役とし、社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会において、「a. 報酬制度の基本的な考え方」を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度・水準等を審議・提案し、取締役報酬については、あらかじめ株主総会で決議された報酬（総額）の限度額の範囲内で、取締役会で決議します。また報酬支払結果についても報酬委員会にて検証しています。監査役報酬についても、同じくあらかじめ株主総会で決議された報酬（総額）の限度額の範囲内で、監査役の協議により、決定することとしています。これらを通じて、報酬の決定プロセスに関する客観性及び透明性を高めています。

ハ、本方針の決定方法

本方針は報酬委員会において審議・提案し、取締役会で決議します。

②取締役及び監査役の報酬の限度額に関する株主総会の決議年月日

	報酬の種類		支給対象者	直前の事業年度の 役員の員数	決議年月日と限度額	
取締役	定額報酬		月例報酬	全ての取締役	8 (注1)	2007年3月29日 年額500百万円以内 (上記のうち、社外取締役分は2011 年3月30日に決議。年額65百万円以 内)
	変動報酬	業績連動 報酬	賞与	執行役員を 兼務する取締役	3	
		業績ないし は株価連動 報酬	株式報酬	全ての取締役 (国内非居住者 を除く)	6	2018年3月29日 3事業年度を対象として15億円以内 (取締役を兼務しない執行役員分を 含み、社外取締役分は25百万円以 内)
監査役	定額報酬		月例報酬	全ての監査役	4	2018年3月29日 年額120百万円以内

注 1 2020年3月27日付で退任した取締役 (社外取締役) 1名が含まれます。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、投資先企業との中長期的な関係の維持・強化を図り、それによって当社グループの企業価値を向上させることを方針としています。

また、取締役会にて、毎年、個別の政策保有株式について、保有の目的及び保有に伴うリスクやリターンが当社の想定する資本コスト等に見合っているか等を総合的に精査し、中長期的な観点から政策保有株式を保有することの合理性を検証しています。保有する合理性が希薄となったと考えられる銘柄については、縮減を進めます。

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	65	1,164
非上場株式以外の株式	32	111,352

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	0	関係性構築のため購入
非上場株式以外の株式	1	303	投資先だった会社からの現物配当として新規に取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	52
非上場株式以外の株式	11	2,364

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

ア. 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
トヨタ自動車(株)	3,652,100	3,652,100	主にガラスセグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	29,059	28,172		
三菱地所(株)	15,144,072	15,144,072	主に建物等の賃貸借取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	25,093	31,643		
スズキ(株)	2,970,000	2,970,000	主にガラスセグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	14,202	13,563		
三菱瓦斯化学(株)	4,432,800	4,835,081	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	10,501	8,093		
本田技研工業(株)	3,400,000	3,400,000	主にガラスセグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	9,783	10,536		
三菱倉庫(株)	1,657,584	1,657,584	主に物流関連の取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	5,121	4,719		
三菱重工業(株)	1,220,000	1,220,000	当社事業に係る中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	3,850	5,182		
(株)三菱総合研究所	598,500	598,500	当社事業に係る中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	2,558	2,588		
(株)村上開明堂	739,000	739,000	主にガラスセグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	1,847	2,093		
大和ハウス工業(株)	591,368	689,668	主にガラスセグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	1,811	2,337		
明和産業(株)	3,849,100	3,849,100	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	1,712	2,355		
日本碍子(株)	743,600	867,486	当社事業に係る中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	1,185	1,651		
日本カーバイド工業(株)	781,222	781,222	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	996	1,168		
富士紡ホールディングス(株)	200,000	200,000	主に電子セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	770	708		
ソーダニッカ(株)	1,124,050	1,124,050	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	613	725		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
東海カーボン(株)	323,720	323,720	主に電子セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	417	354		
大日本塗料(株)	366,200	366,200	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	351	431		
三菱化工機(株)	75,900	88,564	当社事業に係る中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	223	172		
Regeneus, Ltd	22,459,393	-	当事業年度において、投資先であった会社からの現物配当により新規に取得しました。	無
	221	-		
フジプレアム(株)	561,400	721,800	主に電子セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	192	191		
日本郵船(株)	77,500	90,389	主に物流関連の取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	186	179		
日本山村硝子(株)	193,000	383,638	当社事業に係る中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	165	504		
三菱自動車工業(株)	700,000	700,000	主にガラスセグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	151	320		
三菱製鋼(株)	206,818	206,818	当社事業に係る中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	125	223		
セーレン(株)	50,000	50,000	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	78	78		
近鉄グループホールディングス(株)	11,200	22,401	当社事業に係る中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	50	132		
アキレス(株)	22,141	22,141	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	31	40		
東北化学薬品(株)	8,000	8,000	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	24	23		
(株)ピーエス三菱	21,275	21,275	当社事業に係る中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	12	15		
三菱製紙(株)	24,981	24,981	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	7	12		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
小松マテール(株)	1,100	1,100	主に化学品セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	無
	1	0		
(株)ニコン	697	697	主に電子セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しています。	有
	0	0		
いすゞ自動車(株)	-	501,666	-	無
	-	651		
(株)土屋ホールディングス	-	6,006	-	無
	-	1		

注 1 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しています。

- 2 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載が困難ですが、保有の目的及び保有に伴うリスクやリターンが当社の想定する資本コスト等に見合っているか等を総合的に精査し、保有することの合理性を検証の上、保有しています。

イ. みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
トヨタ自動車(株)	3,500,000	3,500,000	主にガラスセグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しております。現在は、退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権は留保しています。	有
	27,849	26,999		
東京海上ホールディングス(株)	3,918,600	4,301,000	主に保険関連の取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しております。現在は、退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権は留保しています。	有
	20,799	26,317		
(株)ニコン	2,449,000	2,449,000	主に電子セグメントにおいて取引を行っており、中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため、保有しております。現在は、退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権は留保しています。	有
	1,594	3,291		

- ③保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について連結財務諸表に的確に反映する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準等の変更等の情報収集や講習会への参加等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	5, 25	113, 784	236, 124
営業債権	6, 25	264, 102	266, 177
棚卸資産	7	291, 224	274, 835
その他の債権	6, 25	46, 387	62, 468
未収法人所得税		6, 849	5, 169
その他の流動資産	25	20, 263	16, 186
流動資産合計		742, 612	860, 962
非流動資産			
有形固定資産	8, 10	1, 177, 691	1, 246, 885
のれん	9	103, 946	118, 063
無形資産	9	69, 964	72, 660
持分法で会計処理されている投資	11	33, 204	32, 014
その他の金融資産	25	138, 053	130, 919
繰延税金資産	12	21, 297	25, 944
その他の非流動資産		48, 644	47, 008
非流動資産合計		1, 592, 802	1, 673, 495
資産合計		2, 335, 415	2, 534, 458
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務	13, 25	152, 502	151, 874
短期有利子負債	14, 25	78, 439	106, 884
1年内返済予定の長期有利子負債	14, 25	80, 101	87, 163
その他の債務	13, 25	140, 722	186, 310
未払法人所得税		8, 867	12, 426
引当金	15	3, 968	1, 563
その他の流動負債	25	17, 887	17, 676
流動負債合計		482, 490	563, 898
非流動負債			
長期有利子負債	14, 25	444, 301	593, 912
繰延税金負債	12	41, 846	35, 153
退職給付に係る負債	16	62, 454	64, 736
引当金	15	8, 286	12, 353
その他の非流動負債	25	13, 399	21, 363
非流動負債合計		570, 288	727, 519
負債合計		1, 052, 778	1, 291, 418
資本			
資本金	18	90, 873	90, 873
資本剰余金	18	92, 593	83, 501
利益剰余金	18	811, 589	818, 701
自己株式	18	△28, 468	△28, 170
その他の資本の構成要素	18	190, 510	150, 236
親会社の所有者に帰属する持分合計		1, 157, 097	1, 115, 142
非支配持分		125, 538	127, 897
資本合計		1, 282, 636	1, 243, 039
負債及び資本合計		2, 335, 415	2, 534, 458

②【連結純損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	20	1,518,039	1,412,306
売上原価	21	△1,115,323	△1,053,243
売上総利益		402,715	359,062
販売費及び一般管理費	21	△302,179	△283,867
持分法による投資損益	11	1,088	584
営業利益		101,624	75,780
その他収益	21	12,743	6,743
その他費用	21	△38,365	△22,812
事業利益		76,002	59,711
金融収益	22	13,906	5,903
金融費用	22	△13,696	△8,492
金融収益・費用合計		210	△2,589
税引前利益		76,213	57,121
法人所得税費用	23	△20,698	△15,957
当期純利益		55,515	41,164
親会社の所有者に帰属する当期純利益		44,434	32,715
非支配持分に帰属する当期純利益		11,080	8,448
1株当たり当期純利益			
基本的1株当たり当期純利益 (円)	24	200.85	147.84
希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	24	199.95	147.24

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益		55,515	41,164
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付負債（資産）の純額の再測定	19	6,702	△41
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	19	5,844	△3,258
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	11, 19	△799	△2
純損益に振り替えられることのない項目合計		11,748	△3,302
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	19	△811	1,173
在外営業活動体の換算差額	19	△5,956	△42,349
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		△6,767	△41,175
その他の包括利益（税引後）合計		4,980	△44,478
当期包括利益合計		60,495	△3,314
親会社の所有者に帰属する当期包括利益		48,239	△6,426
非支配持分に帰属する当期包括利益		12,256	3,111

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						確定給付負債（資産）の純額の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
期首残高		90,873	94,368	773,760	△28,821	△37,767	70,288
会計方針の変更の影響		—	—	△168	—	—	—
修正再表示後期首残高		90,873	94,368	773,591	△28,821	△37,767	70,288
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		—	—	44,434	—	—	—
その他の包括利益	19	—	—	—	—	6,322	5,816
当期包括利益合計		—	—	44,434	—	6,322	5,816
所有者との取引額等							
配当	18	—	—	△26,582	—	—	—
自己株式の取得	18	—	—	—	△15	—	—
自己株式の処分	18	—	—	△172	368	—	—
支配継続子会社に対する持分変動		—	△286	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	20,318	—	—	△20,318
株式報酬取引	17	—	73	—	—	—	—
その他企業結合等		—	△1,562	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	△1,775	△6,436	352	—	△20,318
期末残高		90,873	92,593	811,589	△28,468	△31,445	55,786

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素			合計		
		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額	合計			
期首残高		103	174,399	207,023	1,137,204	116,399	1,253,604
会計方針の変更の影響		—	—	—	△168	△117	△286
修正再表示後期首残高		103	174,399	207,023	1,137,035	116,281	1,253,317
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		—	—	—	44,434	11,080	55,515
その他の包括利益	19	△768	△7,565	3,804	3,804	1,175	4,980
当期包括利益合計		△768	△7,565	3,804	48,239	12,256	60,495
所有者との取引額等							
配当	18	—	—	—	△26,582	△3,529	△30,112
自己株式の取得	18	—	—	—	△15	—	△15
自己株式の処分	18	—	—	—	195	—	195
支配継続子会社に対する持分変動		—	—	—	△286	△480	△766
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△20,318	—	—	—
株式報酬取引	17	—	—	—	73	—	73
その他企業結合等		—	—	—	△1,562	1,009	△552
所有者との取引額等合計		—	—	△20,318	△28,177	△2,999	△31,177
期末残高		△665	166,833	190,510	1,157,097	125,538	1,282,636

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						確定給付負債(資産)の純額の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
期首残高		90,873	92,593	811,589	△28,468	△31,445	55,786
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		—	—	32,715	—	—	—
その他の包括利益	19	—	—	—	—	241	△3,257
当期包括利益合計		—	—	32,715	—	241	△3,257
所有者との取引額等							
配当	18	—	—	△26,591	—	—	—
自己株式の取得	18	—	—	—	△13	—	—
自己株式の処分	18	—	—	△143	311	—	—
支配継続子会社に対する持分変動		—	△1,442	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	1,131	—	—	△1,131
株式報酬取引	17	—	△218	—	—	—	—
その他企業結合等		—	△7,431	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	△9,091	△25,603	297	—	△1,131
期末残高		90,873	83,501	818,701	△28,170	△31,203	51,397

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素			合計			
		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額	合計				
期首残高		△665	166,833	190,510	1,157,097	125,538	1,282,636	
当期変動額								
当期包括利益								
当期純利益		—	—	—	32,715	8,448	41,164	
その他の包括利益	19	1,104	△37,231	△39,142	△39,142	△5,336	△44,478	
当期包括利益合計		1,104	△37,231	△39,142	△6,426	3,111	△3,314	
所有者との取引額等								
配当	18	—	—	—	△26,591	△4,291	△30,883	
自己株式の取得	18	—	—	—	△13	—	△13	
自己株式の処分	18	—	—	—	167	—	167	
支配継続子会社に対する持分変動		—	—	—	△1,442	△559	△2,001	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△1,131	—	—	—	
株式報酬取引	17	—	—	—	△218	—	△218	
その他企業結合等		—	—	—	△7,431	4,098	△3,332	
所有者との取引額等合計		—	—	△1,131	△35,528	△753	△36,281	
期末残高		439	129,602	150,236	1,115,142	127,897	1,243,039	

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		76,213	57,121
減価償却費及び償却費		143,361	143,716
減損損失		24,454	1,213
受取利息及び受取配当金		△13,578	△5,702
支払利息		12,281	7,620
持分法による投資損益		△1,088	△584
固定資産除売却損益		2,463	9,378
営業債権の増減額		△2,979	△3,328
棚卸資産の増減額		△9,079	11,691
営業債務の増減額		△4,518	△605
その他		△7,086	24,574
小計		220,444	245,095
利息及び配当金の受取額		13,753	6,244
利息の支払額		△13,073	△7,786
法人所得税の支払額又は還付額	23	△29,217	△18,160
営業活動によるキャッシュ・フロー		191,906	225,392
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△197,928	△191,469
有形固定資産の売却による収入		7,350	4,404
その他の金融資産の取得による支出		△3,790	△33,106
その他の金融資産の売却及び償還による収入		51,302	20,911
子会社又はその他の事業の取得による支出	26	△40,093	△27,019
その他		523	△3,969
投資活動によるキャッシュ・フロー		△182,636	△230,248
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期有利子負債の増減	14	12,653	28,896
長期有利子負債の借入及び発行による収入	14	80,313	228,064
長期有利子負債の返済及び償還による支出	14	△81,636	△99,167
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出		—	△2,001
非支配持分株主からの払込みによる収入		1,500	3,540
自己株式の取得による支出	18	△15	△13
配当金の支払額	18	△26,582	△26,591
非支配持分株主への配当金の支払額		△3,529	△4,291
その他		14	6
財務活動によるキャッシュ・フロー		△17,284	128,443
現金及び現金同等物に係る換算差額		△1,704	△1,246
現金及び現金同等物の増減額		△9,719	122,340
現金及び現金同等物の期首残高	5	123,503	113,784
現金及び現金同等物の期末残高	5	113,784	236,124

【連結財務諸表注記】

1 報告企業

A G C株式会社(以下、「当社」という。)は、日本に所在する企業であります。当社グループの連結財務諸表は2020年12月31日を期末日とし、当社及び子会社、並びに関連会社の持分等により構成されております。

当社グループは、主にガラス、電子、化学品等の事業を行っております。詳細については、「注記4 事業セグメント」に記載しております。

2 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

連結財務諸表は、2021年3月30日に、当社代表取締役平井良典及び当社最高財務責任者である代表取締役宮地伸二によって承認されております。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は連結財政状態計算書における以下の重要な項目を除き、取得原価を基礎として作成されております。

- ・デリバティブは、公正価値で測定しております。
- ・資本性金融商品は、公正価値で測定しております。
- ・条件付対価に係る負債は、公正価値で測定しております。
- ・確定給付型年金制度に係る資産又は負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して測定しております。

(3) 表示通貨

連結財務諸表の表示通貨は日本円であり、百万円単位で切り捨てにより表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定することが義務付けられております。実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された会計期間及び将来の会計期間において影響を与えております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、事業や地域に差はあるものの、経済活動の段階的再開に伴い、当社グループの業績が緩やかに回復するとの前提のもと、有形固定資産の減損、のれん及び無形資産の減損並びに繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積り及び判断を行っております。

以下の注記には、連結財務諸表の金額に最も重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報、及び翌連結会計年度において資産及び負債の帳簿価額に重要な修正をもたらす重要なリスクのある、当連結会計年度末の仮定及び見積りの不確実性に関する情報が含まれております。

- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り（「注記3 重要な会計方針」(6) (7)及び「注記8 有形固定資産」並びに「注記9 のれん及び無形資産」参照）
- ・有形固定資産、のれん及び無形資産の減損を測定する最小単位である、資金生成単位の使用価値の算定（「注記3 重要な会計方針」(9)及び「注記8 有形固定資産」並びに「注記9 のれん及び無形資産」参照）
- ・繰延税金資産の回収可能性（「注記3 重要な会計方針」(16)及び「注記12 繰延税金資産・負債」参照）
- ・確定給付型年金制度の数理計算上の仮定（「注記3 重要な会計方針」(11)及び「注記16 退職給付」参照）
- ・企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の測定（「注記3 重要な会計方針」(1)及び「注記26 企業結合」参照）

(5) 会計方針の変更

当社グループの連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除いて、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準書をそれぞれの経過措置に準拠して適用しております。以下の基準書の適用が、当社グループの連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

基準書	基準名	概要
IFRS第3号 (2018年10月改訂)	企業結合	事業の定義の明確化
IAS第1号 IAS第8号 (2018年10月改訂)	財務諸表の表示 会計方針、会計上の見積り の変更及び誤謬	重要性の定義の明確化

3 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

イ. 企業結合

企業結合は、支配が獲得された時点で取得法を用いて会計処理しております。当社グループは、支配獲得日において、移転された対価及び段階取得の場合には当社グループが支配獲得日以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、被取得企業の識別可能な取得資産から引受負債の正味金額（通常は公正価値）の当社グループが有する比例的な持分を控除した金額を上回る場合には、超過額をのれんとして認識しております。反対に下回る場合には、当該下回る金額を純損益として認識しております。

のれんは、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストの対象となります（「(9) 非金融資産の減損」参照）。

共通支配下における企業結合、すなわち、企業結合の前後で結合企業又は結合事業のすべてが同じ当事者によって支配（一時的な支配を除く）されている企業結合については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

ロ. 子会社

子会社は、当社グループが支配する企業です。支配とは、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、その投資先に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。子会社の会計方針は、当社グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて変更しております。

ハ. 非支配持分

当社グループは、純損益及びその他の包括利益の各内訳項目を、当社の所有者と非支配持分に帰属させております。当社と子会社の非支配持分との間で持分の変動が生じる取引のうち、支配の喪失を伴わない取引で発生した非支配持分の変動額と支払対価（又は受取対価）の差額は、直接資本として認識しており、のれん又は純損益として認識しておりません。

ニ. 関連会社及び共同支配企業に対する投資

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針等に対し、支配には至らないものの重要な影響力を有している企業であります。通常、当社及び子会社が他の企業の議決権の20%以上を保有する場合には、当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。議決権割合の他にも経営機関への参画等の諸要素を総合的に勘案し、重要な影響力を行使しうる場合には関連会社を含めております。

共同支配企業とは、複数の当事者が共同支配の取決めにに基づき、各々の当事者が純資産に対する権利を有している場合であります。

関連会社又は共同支配企業に対する投資は、取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております（以下、「持分法適用会社」という。）。持分法では、投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんとして投資の帳簿価額に含めております。連結財務諸表には、重要な影響力を有するようになった日から期末日までの持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分が含まれております。損失に対する当社グループの負担が、持分法適用会社に対する投資を上回った場合には、当該投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが持分法適用会社に代わって債務を負担又は支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識しておりません。

関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、個別に減損テストを行っておりません。その代わりに、関連会社又は共同支配企業に対する投資額が減損している可能性が示唆される場合には、投資全体の帳簿価額について減損テストを行っております。

ホ. 連結上消去される取引

当社グループ内の債権債務残高及び取引高、並びにグループ内取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。ただし、未実現損失については、回収不能と認められる部分は消去しておりません。

(2) 外貨

イ. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートを用いて当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算し、換算差額は、純損益として認識しております。当該資産及び負債に係る利得又は損失がその他の包括利益として認識される場合には、当該利得又は損失の換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

外貨建の取得原価により測定されている非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

ロ. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、平均為替レートで換算しております。

(3) 金融商品

当社グループは、金融商品に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

当社グループは、以下の場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

- ・金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合
- ・金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合

移転した金融資産に関して、当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産又は負債として認識しております。

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

イ. 非デリバティブ金融資産

当社グループは、非デリバティブ金融資産として、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しております。

(償却原価で測定される金融資産)

以下の2つの要件を共に満たす金融資産を、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有していること
- ・当該金融資産の契約条件が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせること

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権等を除き、当初認識時に当該金融資産を公正価値に取引費用を加算して認識しております。重大な金融要素を含んでいない営業債権等については当初認識時に取引価格をもって認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

当社グループは、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得又は損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

当社グループは、償却原価で測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されなかった金融資産に関して、公正価値で測定し、その変動は純損益として認識しております。

(金融資産の減損)

当社グループは、償却原価で測定される金融資産及び契約資産等に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

各報告日において金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しており、著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。貸倒引当金の見積りにあたっては、一部の金融資産の予想信用損失を期日経過毎等の集合的ベースで測定しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、当初認識以降の債務不履行発生リスクの変化に基づき判断しており、その判断にあたっては格付けの著しい低下、遅延債権増加による取引停止、その他の支払い不能をおこすような兆候等を考慮しております。なお、支払期日を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しております。

予想信用損失の測定にあたっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日における過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。

信用減損に該当するか否かは、債務者の財務状況の著しい悪化等の客観的証拠により判断しております。金融資産の全部又は一部が回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接減額しております。

ロ. 非デリバティブ金融負債

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、償却原価で測定される金融負債、条件付対価に係る負債を認識しております。

(償却原価で測定される金融負債)

当社グループは、償却原価で測定される金融負債として、営業債務、その他の債務、有利子負債（借入金、コマーシャル・ペーパー、社債、新株予約権付社債（新株予約権部分を除く））等を認識しております。

当該金融負債は、当初認識時に公正価値から取引費用を直接控除して認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消し又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(条件付対価に係る負債)

当社グループは、企業結合における条件付対価に係る負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として認識しております。当該金融負債は、公正価値で測定し、その変動は純損益として認識しております。

ハ. 新株予約権付社債

当社グループは、新株予約権付社債の発行による収入を発行条件に基づき、負債部分と資本部分に分類しております。

新株予約権付社債の負債部分は、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により当初認識しております。資本部分は、新株予約権付社債の公正価値の総額と負債部分の公正価値との差額として当初認識しております。新株予約権付社債の発行に関連する取引費用は、当初認識時に負債部分及び資本部分の帳簿価額の比率に応じて按分し、負債部分及び資本部分の金額から控除しております。

当初認識後は、新株予約権付社債の負債部分は実効金利法を用いた償却原価により測定し、新株予約権付社債の資本部分については再測定を行っておりません。

ニ. デリバティブ金融商品（ヘッジ会計を含む）

当社グループは、為替変動リスク、金利変動リスク及び商品の価格変動リスク等をヘッジする目的でデリバティブ金融商品を保有しております。

デリバティブ金融商品は、公正価値で当初認識され、関連する取引費用を発生時に純損益として認識しております。当初認識後は、公正価値で測定し、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品がヘッジ会計の要件を満たすかによりその変動を以下のように会計処理しております。

（ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品）

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品の公正価値の変動は、純損益として認識しております。

（ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品）

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたって、ヘッジ開始時に、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略及びヘッジ関係の有効性の評価方法を含めたヘッジ手段とヘッジ対象の関係を正式に文書化しております。

当社グループは、ヘッジ対象期間において、ヘッジ手段と関連するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して非常に高い相殺効果を有することが見込まれるかについて、ヘッジ開始時及びその後も継続的に評価を実施しております。

当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品をヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。キャッシュ・フロー・ヘッジは、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産又は負債に関連する特定のリスク、又は発生可能性が非常に高い予定取引に起因し、純損益に影響を与えるものに対するヘッジであります。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同じ連結会計年度において、その他の包括利益から純損益に振り替えております。ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、予定取引の発生がもはや見込まれない場合、又はヘッジの指定を取り消した場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。リスク管理目的に変更がない限り、任意のヘッジ指定の取り消しは認められておりません。このため、ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。

ホ. 資本

（普通株式）

普通株式は資本に分類しております。普通株式及びストック・オプションの発行に直接関連して発生した費用（税効果考慮後）を資本から控除して認識しております。

（自己株式）

自己株式を取得した場合には、直接関連して発生した費用（税効果考慮後）を含めた支払対価を資本から控除して認識しております。自己株式を処分した場合には、受取対価と自己株式の帳簿価額との差額を資本として認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。棚卸資産の取得原価には、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費が含まれており、移動平均法に基づいて配分されております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額としております。

(6) 有形固定資産

イ. 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

有形固定資産の取得原価には、当該資産の取得に直接関連する支出を含んでおります。自家建設資産の取得原価には、材料費、直接労務費、当該資産を意図した方法で稼動可能な状態にするための直接費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、その支出により当社グループに将来の経済的便益をもたらされることが予想され、かつ支出額が信頼性をもって測定可能な場合のみ当該資産の帳簿価額に含めて計上しております。

有形固定資産の処分により発生する帳簿価額と受取対価の差額は、純損益として認識しております。

ロ. 減価償却

土地等の減価償却を行わない有形固定資産を除き、各資産の取得価額から残存価額を差し引いた償却可能限度額をもとに、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却を行っております。

主な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|------------|--------|
| ・建物及び構築物 | 10－50年 |
| ・機械装置及び運搬具 | 4－15年 |
| ・工具器具及び備品 | 2－15年 |

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(7) のれん及び無形資産

イ. のれん

のれんは子会社の取得時に認識しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1) イ. 企業結合」に記載しております。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除して表示しております。減損損失の測定方法については、「(9) 非金融資産の減損」に記載しております。

ロ. 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しております。

開発活動に関する支出は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ無形資産として計上しております。その他の支出は、発生時に費用として認識しております。

資産計上した開発費は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。

ハ. 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した無形資産の当初認識額は、取得日現在における公正価値で測定しております。当初認識後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。

ニ. その他の無形資産

その他の無形資産は、取得原価で当初認識しております。当初認識後は、耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除して表示しております。

ホ. 償却

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| ・特許権及び商標権 | 5－10年 |
| ・ソフトウェア | 5年 |
| ・顧客関係 | 7－30年 |

償却方法及び見積耐用年数は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) リース

当社グループは、IFRS第16号に基づき、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リースの開始日に使用权資産とリース負債を認識しております。リース負債は、リース開始日における未決済のリース料の割引現在価値として当初測定しております。使用权資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で当初測定し、リースの開始日から経済的耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定期的に償却しております。なお、当社グループは、リース期間が12ヶ月以内のリース及び原資産が少額であるリースについては使用权資産とリース負債を認識せず、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。連結財政状態計算書においては、使用权資産は有形固定資産に、リース負債は1年内返済予定の長期有利子負債又は長期有利子負債に、それぞれ含めて表示しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、毎期末日に各資産又は資産が属する資金生成単位に対して減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループ（資金生成単位）に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位は、当該のれんを内部報告目的で管理している最小の単位であり、かつ事業セグメントよりも大きくならないようにしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

減損損失の戻し入れは、過去の期間に認識した減損損失を戻し入れる可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻し入れる金額は、戻し入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合における帳簿価額を上限としております。なお、のれんに係る減損損失は戻し入れておりません。

(10) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却によって回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で売却が確約されている場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類しております。売却目的で保有する非流動資産は、減価償却又は償却を行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(11) 従業員給付

従業員給付には、退職後給付制度、短期従業員給付及び株式報酬取引が含まれております。退職後給付制度は、確定給付型年金制度と確定拠出型年金制度からなります。

イ. 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度に関連する債務額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産を控除した金額で認識しております。

確定給付制度債務の現在価値は、毎年、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて算定しております。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいております。

数理計算上の差異は、発生時に即時にその他の包括利益として認識し、過去勤務費用及び清算損益は純損益として認識しております。

ロ. 確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として認識しております。

ハ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ニ. 株式報酬取引

当社は、2017年12月31日に終了する連結会計年度まで、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当社株式を購入する権利を行使できるストック・オプションを付与しておりました。ストック・オプションは付与日における公正価値で見積り、権利が確定するまでの期間にわたり、純損益として認識し、同額を資本として認識しております。

当社グループは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の免除規定を選択し、2002年11月7日以後に付与され、当社グループのIFRS移行日以前に権利が確定したストック・オプションについて、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を適用しておりません。

また、当社は、当社取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。）に対する株式報酬制度として、持分決済型の役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、「B I P信託」という。）を採用しております。B I P信託が保有する当社株式は自己株式として処理しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で見積り、付与日から権利確定期間にわたり純損益として認識し、同額を資本として認識しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額が信頼性をもって見積りができる場合に認識しております。引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割り戻しは金融費用として認識しております。

事業構造改善引当金は、事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(13) 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、建築用ガラス、自動車用ガラス、ディスプレイ用ガラス、電子部材、クロールアルカリ・ウレタン、フッ素・スペシヤリティ及びライフサイエンス製品等の販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。建築用ガラスの据え付け、バイオ医薬品原薬の開発製造受託サービス等、工事に係る収益については、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、発生したコストに基づいたインプット法等により行っております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(14) 営業利益及び事業利益

連結純損益計算書における「営業利益」は、当社グループの業績を継続的に比較・評価することに資する指標であります。「その他収益」及び「その他費用」の主な内訳には、為替差損益、固定資産売却益、固定資産除却損、減損損失、事業構造改善費用などがあります。「事業利益」には、金融収益・費用及び法人所得税費用を除いたすべての収益・費用が含まれております。

(15) 金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金、デリバティブ利益（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る利益を除く）等から構成されております。受取利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した時点で認識しております。

金融費用は、支払利息、デリバティブ損失（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る損失を除く）等から構成されております。

(16) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当社グループの当期税金は、期末日時点において施行又は実質的に施行されている税率を使用し、税務当局に納付又は税務当局から還付されると予想される額で算定しております。

当社グループの繰延税金は、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債の金額との一時差異に基づいて、期末日に施行又は実質的に施行される法律に従い一時差異が解消される時に適用されることが予測される税率を用いて算定しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除を認識し、毎期末日に見直しを行い、税務便益が実現する可能性が高い範囲内でのみ認識しております。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合には認識しておりません。

子会社等に対する持分に係る将来減算一時差異は、以下の両方を満たす可能性が高い範囲内でのみ繰延税金資産を認識しております。

- ・当該一時差異が、予測し得る期間内に解消される場合
- ・当該一時差異を使用することができ、課税所得が稼得される場合

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異について認識しております。

- ・のれんの当初認識時
- ・企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異で、親会社が一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

(17) 1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益は、親会社の所有者に帰属する当期純利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式による影響を調整して算定しております。

(18) 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、2020年12月31日に終了する連結会計年度にまだ適用されておらず、当社グループの連結財務諸表の作成に際して適用していない主な基準書等は以下のとおりであります。これらの未適用の基準書等が、当社グループの連結財務諸表に与える影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第16号 (2020年5月改訂)	リース	2020年6月1日	2021年12月期	新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免
IAS第16号 (2020年5月改訂)	有形固定資産	2022年1月1日	2022年12月期	有形固定資産－意図した使用の前の収入
IAS第37号 (2020年5月改訂)	引当金、偶発負債 及び偶発資産	2022年1月1日	2022年12月期	不利な契約－契約履行のコスト
IFRS第3号 (2020年5月改訂)	企業結合	2022年1月1日	2022年12月期	概念フレームワークへの参照
IAS第1号 (2020年1月改訂)	財務諸表の表示	2022年1月1日	2022年12月期	負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂

4 事業セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別に、「ビルディング・産業ガラス」「オートモーティブ」「電子」「化学品」の4カンパニーを置き、各カンパニーは、取扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、グローバルに事業活動を展開しております。

なお、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」につきましては、サプライチェーンの最上流に位置し最大の資産であるフロート板ガラス製造設備（ガラス溶解窯）等を、共同で活用しており、両カンパニー共用の資産・負債が併存しております。共用の状況は生産や販売の需給変動で左右されます。これらの状況を考慮し、財務諸表については分離することが困難であるため、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」にて「ガラス」セグメントとし、財務諸表を作成しております。また、経営資源の配分の決定がそれぞれの業績に密接に影響を与え、業績評価についても不可分の関係にあることから、全体最適生産、シナジー効果の維持等を目的に、両カンパニープレジデント等参加の下で「ガラスセグメント会議」等を設置し、グループ利益の最大化を協働で図っております。これらの状況を踏まえて、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」にて「ガラス」セグメントとして報告しております。

したがって、当社グループは、「ガラス」「電子」「化学品」の3つを報告セグメントとしております。

なお、各報告セグメントに属する主要な製品の種類は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、装飾ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、防災・防犯ガラス、防・耐火ガラス等）、自動車用ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス等
電子	液晶用ガラス基板、有機EL用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、ディスプレイ用周辺部材、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、半導体プロセス用部材、オプトエレクトロニクス用部材、プリント基板材料、照明用製品、理化学用製品等
化学品	塩化ビニル、塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、フッ素樹脂、撥水撥油剤、ガス、溶剤、医農薬中間体・原体、ヨウ素製品等

(1) 報告セグメント

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			セラミックス・その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
外部顧客への売上高	740,920	265,215	474,417	37,485	1,518,039	—	1,518,039
セグメント間の売上高	2,013	11,463	1,360	45,756	60,594	△60,594	—
計	742,934	276,678	475,778	83,241	1,578,633	△60,594	1,518,039
セグメント利益又は損失 (営業利益)	9,266	25,581	62,961	3,850	101,659	△34	101,624
当期純利益	—	—	—	—	—	—	55,515
その他の項目							
減価償却費及び償却費	52,500	47,265	39,355	4,334	143,456	△94	143,361
減損損失（非金融資産）	23,266	1,400	172	66	24,905	—	24,905
資本的支出	80,394	55,841	69,011	2,487	207,736	△75	207,661
持分法適用会社への投資額	26,284	1,194	2,702	3,024	33,204	—	33,204

セグメント間の取引の価格は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

「セラミックス・その他」では、セラミックス製品、物流・金融サービス等を扱っております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			セラミックス・その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
外部顧客への売上高	648,394	283,025	449,739	31,145	1,412,306	—	1,412,306
セグメント間の売上高	2,570	6,327	1,416	49,976	60,291	△60,291	—
計	650,965	289,353	451,156	81,122	1,472,597	△60,291	1,412,306
セグメント利益又は損失 (営業利益)	△16,579	37,797	50,477	4,226	75,922	△142	75,780
当期純利益	—	—	—	—	—	—	41,164
その他の項目							
減価償却費及び償却費	50,968	47,896	43,004	1,927	143,796	△79	143,716
減損損失（非金融資産）	883	262	197	—	1,343	—	1,343
資本的支出	64,141	80,686	95,216	1,536	241,581	△232	241,348
持分法適用会社への投資額	25,032	1,338	2,428	3,215	32,014	—	32,014

セグメント間の取引の価格は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

「セラミックス・その他」では、セラミックス製品、物流・金融サービス等を扱っております。

(2) 製品及びサービスに関する情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上高が10%を超える単一の相手先がないため、記載を省略しております。

(4) 地域別セグメント

各年度の売上高の地域別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
日本	530,875	496,412
アジア	475,792	448,875
アメリカ	172,629	154,532
ヨーロッパ	338,741	312,485
合計	1,518,039	1,412,306

(注) 売上高は、各拠点の所在地によっており、「アメリカ」にはブラジルを含めて記載しております。

各年度の非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
日本	375,913	417,546
アジア	645,990	667,452
アメリカ	99,849	101,616
ヨーロッパ	278,493	298,002
合計	1,400,247	1,484,617

(注1) 非流動資産には、「持分法で会計処理されている投資」、「その他の金融資産」及び「繰延税金資産」を含めておりません。

(注2) 非流動資産は、資産の所在地によっており、「アメリカ」にはブラジルを含めて記載しております。

5 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
現金及び預金	114,849	251,494
譲渡性預金	5	5
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,070	△15,375
合計	113,784	236,124

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

6 営業債権及びその他の債権

営業債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
受取手形	17,144	17,461
売掛金	248,801	251,100
貸倒引当金	△1,843	△2,385
合計	264,102	266,177

営業債権に関連する当社グループの為替変動リスクに対するエクスポージャー及び減損損失は、「注記25 金融商品」にて記載しております。

その他の債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
未収入金	18,130	15,082
その他	28,257	47,386
合計	46,387	62,468

7 棚卸資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
商品及び製品	125,707	107,310
仕掛品	57,005	58,799
原材料及び貯蔵品	108,511	108,725
合計	291,224	274,835

純損益として認識した棚卸資産の評価減の金額及び評価減の戻し入れの金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
評価減の金額	△8,136	△6,614
評価減の戻し入れの金額	7,100	5,966

8 有形固定資産

(1) 増減表

「建設仮勘定」には、建設中の有形固定資産に関する支出額が含まれます。

各有形固定資産の「個別取得」の金額は、「建設仮勘定」から振り替えられた金額を含めて表示しております。

「減価償却費」は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

取得原価

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	681,174	2,026,532	134,514	78,162	217,891	3,138,275
会計方針の変更の影響	27,058	6,595	387	4,860	—	38,901
修正再表示後1月1日残高	708,233	2,033,127	134,901	83,022	217,891	3,177,177
個別取得	54,723	207,768	12,962	9,102	△86,081	198,474
企業結合による取得	1,017	2,308	128	928	1,210	5,591
売却及び除却	△7,747	△52,432	△7,469	△1,694	△739	△70,082
為替換算差額	△3,158	△12,137	△394	136	△2,671	△18,226
その他の増減	2,709	3,730	1,230	△98	△829	6,742
12月31日残高	755,778	2,182,365	141,358	91,397	128,778	3,299,677

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	△398,141	△1,514,159	△113,766	△2,747	△526	△2,029,340
減価償却費	△29,363	△94,339	△9,246	△910	—	△133,859
減損損失	△3,492	△15,659	△2,358	△88	△3,212	△24,812
売却及び除却	6,156	48,152	7,089	1	59	61,459
為替換算差額	1,049	7,627	281	△32	△41	8,884
その他の増減	△1,469	△2,003	△844	—	—	△4,317
12月31日残高	△425,259	△1,570,382	△118,844	△3,778	△3,720	△2,121,985

帳簿価額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	283,033	512,373	20,747	75,414	217,365	1,108,934
修正再表示後1月1日残高	310,092	518,968	21,135	80,275	217,365	1,147,836
12月31日残高	330,518	611,982	22,513	87,618	125,058	1,177,691

取得原価

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	755,778	2,182,365	141,358	91,397	128,778	3,299,677
個別取得	71,571	115,130	10,989	2,470	36,452	236,615
企業結合による取得	1,535	987	80	0	21	2,625
売却及び除却	△21,553	△61,192	△7,792	△1,154	△712	△92,405
為替換算差額	△10,568	△30,073	△1,724	△954	△1,287	△44,609
その他の増減	100	△536	△899	△23	35	△1,323
12月31日残高	796,863	2,206,680	142,011	91,735	163,288	3,400,579

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	△425,259	△1,570,382	△118,844	△3,778	△3,720	△2,121,985
減価償却費	△29,538	△93,387	△9,158	△1,009	—	△133,093
減損損失	△238	△963	△17	△124	—	△1,343
売却及び除却	19,607	52,049	7,001	413	174	79,246
為替換算差額	3,938	16,488	1,561	17	174	22,180
その他の増減	433	△439	554	24	729	1,302
12月31日残高	△431,057	△1,596,634	△118,902	△4,457	△2,642	△2,153,694

帳簿価額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	330,518	611,982	22,513	87,618	125,058	1,177,691
12月31日残高	365,806	610,046	23,108	87,277	160,646	1,246,885

(2) 減損損失

有形固定資産は、ビジネス・ユニットをもとに、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の単位である資金生成単位にグルーピングされております。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方の金額で計上しております。

使用価値は、以下の主要な仮定に基づいて算定しております。

各資金生成単位における将来キャッシュ・フローは、毎年、最新の予算や中期経営計画に基づき、以降の期間の将来キャッシュ・フローは、事業の成長性を考慮した数値を使用しております。将来キャッシュ・フローの予測期間は、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を設定しております。

各資金生成単位に適用される割引率は、税引前加重平均資本コスト等を基礎に、外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等が適切に反映されるよう算定しております。

前連結会計年度において認識した減損損失は以下のとおりです。

ガラスセグメントにおいて、自動車生産台数の減少や車種構成の変化等の事業環境の変化により、北米自動車用ガラス事業にかかる有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、回収可能性を考慮した結果、22,223百万円の減損損失を認識しております。回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値を基礎としております。

上記に加えて、市場の低迷あるいは変化等により、ガラスセグメントに含まれている建築用ガラス、電子セグメントに含まれている諸事業の有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、回収可能性を考慮した結果、2,588百万円の減損損失を認識しております。回収可能価額は主に処分コスト控除後の公正価値を基礎としておりますが、一部の回収可能価額は使用価値を基礎としており、割引率9%を用いて将来キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

当連結会計年度において認識した減損損失は以下のとおりです。

市場の低迷あるいは変化等により、ガラスセグメントに含まれる自動車用ガラス事業や電子セグメント及び化学品セグメントに含まれる諸事業の有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、今後の業績見通し及び回収可能性を考慮した結果、1,343百万円の減損損失を認識しております。回収可能価額は主に処分コスト控除後の公正価値を基礎としておりますが、一部の回収可能価額は使用価値を基礎としており、割引率15%を用いて将来キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

減損損失は、連結純損益計算書上、「その他費用」に計上しております。

また、当連結会計年度の主な減損テストについては以下のとおりです。

ガラスセグメントに属する欧州自動車用ガラス事業においては、主に新型コロナウイルス感染拡大に伴う自動車生産台数の減少によって営業損益が悪化しており、有形固定資産77,769百万円が属する資金生成単位に減損の兆候が認められております。減損テストを実施した結果、使用価値に基づき算定した回収可能価額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。使用価値の見積りの基礎となる欧州自動車用ガラス事業の5年間の事業計画においては、新型コロナウイルス感染症による影響から自動車生産台数が緩やかに回復するとの前提に基づいた販売数量の増加や、生産性の向上及びコスト削減を主要な仮定としております。

電子セグメントに属するディスプレイ用特殊ガラス等においては、市場の変化に起因して営業損益が予算よりも悪化しており、有形固定資産13,232百万円が属する資金生成単位に減損の兆候が認められております。減損テストを実施した結果、使用価値に基づき算定した回収可能価額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。使用価値の見積りの基礎となるディスプレイ用特殊ガラス等の5年間の事業計画においては、スマートフォン・タブレット端末等の出荷台数予測を基礎とした市場全体のガラス需要の増加及び市場シェアの拡大による販売数量の増加、並びに高機能品への市場需要の変化等を考慮して見込んだ販売単価を主要な仮定としております。

9 のれん及び無形資産

(1) 増減表

取得原価

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)					当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)				
	のれん	無形資産				のれん	無形資産		
		顧客関係	その他	合計			顧客関係	その他	合計
1月1日残高	110,537	30,298	131,368	161,667	1月1日残高	124,659	42,482	135,829	178,311
個別取得	—	—	9,186	9,186	個別取得	—	—	4,733	4,733
企業結合による取得	21,808	9,316	354	9,671	企業結合による取得	13,545	9,433	59	9,493
売却及び除却	—	—	△5,640	△5,640	売却及び除却	—	—	△1,511	△1,511
為替換算差額	△1,954	△359	△1,546	△1,906	為替換算差額	1,182	△641	753	112
その他の増減	△5,732	3,226	2,106	5,333	その他の増減	—	—	320	320
12月31日残高	124,659	42,482	135,829	178,311	12月31日残高	139,387	51,274	140,186	191,460

償却累計額及び減損損失累計額

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)					当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)				
	のれん	無形資産				のれん	無形資産		
		顧客関係	その他	合計			顧客関係	その他	合計
1月1日残高	△21,460	△2,902	△102,119	△105,021	1月1日残高	△20,713	△5,216	△103,131	△108,347
償却費	—	△2,354	△7,146	△9,501	償却費	—	△2,919	△7,703	△10,622
減損損失	—	—	△93	△93	減損損失	—	—	—	—
売却及び除却	—	—	5,196	5,196	売却及び除却	—	—	1,295	1,295
為替換算差額	724	40	1,031	1,072	為替換算差額	△610	15	△824	△808
その他の増減	23	—	0	0	その他の増減	—	—	△316	△316
12月31日残高	△20,713	△5,216	△103,131	△108,347	12月31日残高	△21,323	△8,120	△110,679	△118,800

帳簿価額

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)					当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)				
	のれん	無形資産				のれん	無形資産		
		顧客関係	その他	合計			顧客関係	その他	合計
1月1日残高	89,076	27,396	29,248	56,645	1月1日残高	103,946	37,265	32,698	69,964
12月31日残高	103,946	37,265	32,698	69,964	12月31日残高	118,063	43,153	29,506	72,660

償却費は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) のれんを含む資金生成単位の減損テスト

各資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額の合計は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
ガラス	24,656	25,275
電子	36,773	36,478
化学品	42,516	56,309
合計	103,946	118,063

資金生成単位に配分されたのれんの回収可能価額は、主として使用価値によって算定しております。使用価値の仮定については、「注記8 有形固定資産」に記載しております。

バイオ医薬品原薬の開発製造を受託しているAGC Biologics A/S及びAGC Biologics, Inc.の買収に伴うのれん、前連結会計年度末36,479百万円、当連結会計年度末37,135百万円については化学品セグメントの金額に含まれております。当該のれんの減損テストにおいては、バイオ医薬品市場の平均成長率（10%を想定）に当社グループのシナジー効果による成長性を加味した5年間の将来キャッシュ・フローに、以後の永続価値を加えて使用価値を算出しております。また、減損テストの判定に使用した割引率（税引前）は前連結会計年度において9%、当連結会計年度において11%であります。仮に将来見込んでいた成長率を下回った場合、もしくは割引率が前連結会計年度にて11%、当連結会計年度にて11%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

ハイエンドリジッドCCL及び産業用フィルム等の製造・販売を行う米国Taconic社のADD部門グローバルオペレーションの買収に伴うのれん、前連結会計年度22,275百万円、当連結会計年度22,416百万円については電子セグメントの金額に含まれております。当該のれんの減損テストにおいては、ハイエンドリジッドCCL市場における拡販や事業基盤の確立を勘案した5年間の将来キャッシュ・フローに、以後の永続価値を加えて使用価値を算出しております。また、減損テストの判定に使用した割引率（税引前）は前連結会計年度において12%、当連結会計年度において13%であります。仮に将来見込んでいた成長率を下回った場合、もしくは割引率が前連結会計年度において1%、当連結会計年度において3%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

上記を除いたのれんを含む資金生成単位の減損テストに使用した主な割引率（税引前）は、前連結会計年度において6～12%、当連結会計年度において6～14%であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度にて、のれんの減損損失は認識しておりません。

(3) 無形資産の減損損失

前連結会計年度において、ガラスセグメント及び電子セグメントに含まれている諸事業にて93百万円の減損損失を認識しております。

当連結会計年度において、無形資産の減損損失は認識しておりません。

減損損失は、連結純損益計算書上、「その他費用」に計上しております。使用価値の仮定、減損損失の認識に至った事象、状況は「注記8 有形固定資産」に記載しております。

10 リース

当社グループは、一部の建物や生産設備等をリースしており、その契約条項に基づき会計処理しております。

(1) 使用権資産

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	合計額
1月1日残高	35,380	7,257	581	4,860	48,080
減価償却費	△8,510	△2,847	△410	△910	△12,679
リース開始による増加	5,930	6,262	337	4,678	17,209
12月31日残高	32,252	10,524	505	8,702	51,985

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	合計額
1月1日残高	32,252	10,524	505	8,702	51,985
減価償却費	△8,317	△2,924	△399	△1,009	△12,650
リース開始による増加	26,364	1,939	550	1,932	30,786
12月31日残高	50,353	9,146	657	9,372	69,530

(2) リース負債

リース負債の契約上の満期については、「注記25 金融商品 (3) 流動性リスク」に記載しております。

(3) 純損益に認識された金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）	当連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
リース負債に係る金利費用	△1,548	△1,661
短期リース及び少額資産のリースに係る費用	△8,019	△8,234

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書で認識された金額

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、前連結会計年度において21,400百万円、当連結会計年度において21,665百万円であります。

11 持分法適用会社

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
持分法で会計処理されている投資	33,204	32,014

持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益の持分取込額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
持分法による投資利益	1,088	584
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△799	△2
合計	289	582

前連結会計年度及び当連結会計年度において、持分法適用会社のうち、個々に重要性のある関連会社又は共同支配企業は該当ありません。

12 繰延税金資産・負債

(1) 未認識の繰延税金資産

当社グループは、将来減算一時差異、将来課税所得計画及びタックス・プランニングを考慮して繰延税金資産を認識しております。ただし、以下の項目については繰延税金資産を認識しておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
繰越欠損金	328,077	376,834
将来減算一時差異	254,856	331,182
合計	582,933	708,016

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の金額と繰越期限は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
1年目	21,644	3,780
2年目	1,809	4,444
3年目	2,150	4,340
4年目	4,668	8,795
5年目以降	297,804	355,473
合計	328,077	376,834

(2) 未認識の繰延税金負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金負債を認識していない子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異の総額は、それぞれ182,116百万円、125,850百万円です。

上記の将来加算一時差異は、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高いため、当該一時差異に係る繰延税金負債を認識しておりません。

(3) 認識された繰延税金資産・負債

繰延税金資産・負債は以下の項目に起因するものであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	9,062	9,904
減価償却費	4,141	4,683
減損損失	1,118	1,201
繰越欠損金	21,224	23,007
リース負債	10,762	13,890
その他	21,024	25,906
繰延税金資産合計	67,332	78,593
繰延税金負債		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	△21,117	△21,305
退職給付信託設定益	△5,663	△5,770
減価償却費	△21,374	△20,481
固定資産圧縮積立金	△4,199	△3,873
使用権資産	△10,801	△13,862
その他	△24,726	△22,510
繰延税金負債合計	△87,881	△87,803
繰延税金資産の純額	△20,549	△9,209

(4) 繰延税金資産・負債の増減内容

繰延税金資産・負債の増減内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
1月1日残高（純額）	△14,848	△20,549
純損益で認識された額	△3,746	5,896
その他の包括利益で認識された額	△8,544	△22
その他企業結合等	6,590	5,466
12月31日残高（純額）	△20,549	△9,209

13 営業債務及びその他の債務
営業債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
支払手形	1,409	10,140
買掛金	151,093	141,734
合計	152,502	151,874

その他の債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
未払金	64,736	73,837
未払費用	39,126	40,614
その他	36,859	71,858
合計	140,722	186,310

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
短期借入金	53,845	102,229
コマーシャル・ペーパー	24,594	4,654
1年内返済予定の長期借入金	69,096	75,815
短期リース負債	11,005	11,347
流動負債合計	158,541	194,047
長期借入金	341,037	473,162
社債	59,859	59,885
長期リース負債	43,404	60,865
非流動負債合計	444,301	593,912
有利子負債合計	602,843	787,960

当社グループの金利変動リスク、為替変動リスク及び流動性リスクに関する情報は、「注記25 金融商品」に記載しております。

担保に供している資産については、「注記28 担保」に記載しております。

(1) 社債

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年) (%) (注2)	担保	償還 期限
旭硝子株式会社 (当社)	第14回社債	2013年 6月3日	19,973	19,981	1.01	なし	2023年 6月2日
旭硝子株式会社 (当社)	第15回社債	2017年 5月29日	19,944	19,951	0.31	なし	2027年 5月28日
A G C株式会社 (当社)	第1回社債	2018年 10月12日	19,941	19,952	0.23	なし	2025年 10月10日
合計(注1)	—	—	59,859 (—)	59,885 (—)	—	—	—

(注1) 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

(注2) 「利率」欄には、それぞれの社債において適用されている表面利率を記載しており、実行金利とは異なっております。

(2) 借入金等

当連結会計年度における「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「1年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」の平均利率は、それぞれ0.8%、0.3%、0.4%、0.5%であります。

「長期借入金」の返済期限は、2022年～2030年であります。

(3) 財務活動から生じた負債

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：百万円)

	借入金	コマーシャル・ペーパー	社債	リース負債	財務活動から生じた負債合計
1月1日残高	422,518	18,745	89,834	10,681	541,780
会計方針の変更の影響	—	—	—	39,247	39,247
修正再表示後1月1日残高	422,518	18,745	89,834	49,929	581,028
キャッシュ・フロー	47,078	6,083	△30,000	△11,832	11,329
非 資 金 変 動	リース負債の増加	—	—	17,209	17,209
	為替換算差額	△5,942	△234	—	△6,343
	連結範囲の変更	323	—	—	106
	その他	—	—	25	△836
12月31日残高	463,978	24,594	59,859	54,409	602,843

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：百万円)

	借入金	コマーシャル・ペーパー	社債	リース負債	財務活動から生じた負債合計
1月1日残高	463,978	24,594	59,859	54,409	602,843
キャッシュ・フロー	189,431	△19,867	—	△11,769	157,794
非 資 金 変 動	リース負債の増加	—	—	30,209	30,209
	為替換算差額	△2,420	△72	—	△944
	連結範囲の変更	217	—	—	1,071
	その他	—	—	25	△764
12月31日残高	651,207	4,654	59,885	72,213	787,960

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
事業構造改善引当金	2,178	593
その他	1,789	969
流動負債合計	3,968	1,563
事業構造改善引当金	930	5,008
その他	7,355	7,345
非流動負債合計	8,286	12,353

「その他」には、識別可能なリスクに係る未確定債務に関連した諸引当である、資産除去債務や環境関連支出等に関する引当金が含まれております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、重要な資産除去債務はありません。

引当金の増減内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
	事業構造改善引当金	その他	合計
1月1日残高	3,109	9,145	12,254
期中増加額	5,893	1,591	7,484
目的使用による減少額	△2,863	△2,388	△5,252
期中戻入額	△589	△114	△704
その他	53	81	134
12月31日残高	5,601	8,314	13,916

当連結会計年度における事業構造改善引当金については、事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失を見積り、認識・測定しております。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

16 退職給付

当社グループは、退職給付制度として、確定給付型年金制度である確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

確定給付型年金制度における給付の水準は、個々の従業員の勤務期間中における貢献度に応じて一定のポイントに基づいて決定しております。資産の管理・運用・給付は、主に企業年金基金によって行われております。企業年金の運用利回りは制度の持続可能性を反映して決定しております。

(1) 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度の連結財政状態計算書上の金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
確定給付制度債務の現在価値	△373,076	△374,969
制度資産の公正価値	347,448	346,282
合計	△25,628	△28,686
前払年金費用(注)	36,826	36,049
退職給付に係る負債	△62,454	△64,736

(注) 前払年金費用は、連結財政状態計算書上、「その他の非流動資産」に含まれております。

(当社の企業年金制度)

当社では、法的に独立したAGC企業年金基金によって制度が運営されております。AGC企業年金基金には代議員会が設置され、事業主において選出する者と加入者が互選する者、各々半数ずつで構成されております。代議員より役員として理事と監事を互選し、理事長(代議員会の議長)を選出しております。

確定給付企業年金法等において、当社には年金給付を行うAGC企業年金基金への掛金の拠出等の義務が課されております。基金の理事には法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、AGC企業年金基金の規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実に、積立金の管理及び運用に関する業務を遂行する義務等の責任が課されております。また、自己又はAGC企業年金基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為は、理事の禁止行為とされております。

イ. 確定給付制度債務の現在価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1月1日残高	△363,984	△373,076
制度から支払われた給付	16,708	18,098
当期勤務費用	△10,703	△11,341
利息費用	△4,172	△3,341
過去勤務費用及び清算	6,028	△59
数理計算上の差異	△16,371	△5,914
人口統計上の仮定の変更による	83	△4,033
財務上の仮定の変更による	△12,700	△739
その他	△3,754	△1,141
為替換算差額	△67	515
企業結合及び処分の影響額	△782	△30
その他	268	180
12月31日残高	△373,076	△374,969

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、いずれも主に16年であります。

ロ. 制度資産の公正価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1月1日残高	302,974	347,448
事業主による拠出	35,336	6,050
従業員による拠出	141	140
給付支給額	△14,939	△16,507
利息収益(注)	2,591	2,276
清算	△6,183	△15
制度資産に係る収益(利息収益を除く)	28,154	6,857
為替換算差額	△801	202
企業結合及び処分の影響額	790	10
その他	△615	△180
12月31日残高	347,448	346,282

(注) 利息収益は、制度資産の公正価値に割引率を乗じた金額で測定しております。

当社グループは、翌連結会計年度において確定給付制度へ、8,703百万円拠出する予定であります。

当社においては、AGC企業年金基金の規約に基づき将来にわたり財政の均衡を保つことができるように5年毎に基金の事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うことが規定されております。

再計算では、掛金に係る基礎率(予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数、予定新規加入者数等)を見直し、掛金の妥当性を再検証しております。

ハ. 制度資産の構成項目

制度資産は、確定給付制度の持続可能性を確保する目的で運用しております。制度資産は、主として株式及び債券に投資されており、これらの市場リスクにさらされております。制度資産への投資によるリスクとリターンの目標は方針として策定されております。投資の成果は適切にモニタリングされ、積み立ての状況や投資先の市場の動向に留意しつつ、定期的の方針の見直しを行っております。

制度資産の構成項目は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)			当連結会計年度末 (2020年12月31日)		
	活発な市場における公表価格があるもの	活発な市場における公表価格がないもの	計	活発な市場における公表価格があるもの	活発な市場における公表価格がないもの	計
株式	72,573	59,360	131,934	91,399	50,027	141,426
債券	53,098	88,223	141,321	65,096	97,352	162,449
その他	3,264	70,927	74,192	3,072	39,334	42,406
合計	128,937	218,511	347,448	159,567	186,714	346,282

活発な市場における公表価格がないものの株式には、国内及び海外の上場株式で構成される私募投資信託が含まれております。また、「その他」には現金同等物及び保険契約等が含まれております。

ニ. 確定給付制度に関する費用の内訳

確定給付制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期勤務費用	△10,703	△11,341
利息費用	△4,172	△3,341
利息収益	2,591	2,276
過去勤務費用及び清算損益	△154	△74
合計	△12,439	△12,481

上記費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」等に計上しております。

ホ. 数理計算上の仮定

期末日現在の主要な数理計算上の仮定は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
割引率 (%)	0.5	0.6

数理計算上の仮定には、上記以外に予定昇給率、死亡率、予定退職率等が含まれます。

ヘ. 数理計算上の仮定の感応度分析

期末日時点で、以下に示された割合で割引率が変動した場合、確定給付制度債務の増減額は以下のとおりであります。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
割引率 (0.5%高)	25,485
割引率 (0.5%低)	△28,293

(2) 確定拠出型年金制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
確定拠出制度に関する費用	△2,268	△2,348

上記費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

17 株式報酬

(1) ストック・オプション制度

イ. ストック・オプション制度の内容

当社は、2017年12月31日に終了する連結会計年度まで、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当社株式を購入する権利を付与するストック・オプションを付与しておりました。当制度の下では、新株予約権1個当たり普通株式200株が付与対象者に付与されます。権利行使期間内に、権利行使されない場合には、当該オプションは失効いたします。

全般的な契約条件については、以下のとおりであります。付与時点における株式数にて表示しております。

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2007年7月2日 (株式報酬型)	53,200	(注1)	2007年7月3日から 2037年7月2日 (注1)	1
2008年7月1日 (株式報酬型)	53,000	(注1)	2008年7月2日から 2038年7月1日 (注1)	1
2009年7月1日 (株式報酬型)	129,400	(注1)	2009年7月2日から 2039年7月1日 (注1)	1
2010年7月1日 (株式報酬型)	86,400	(注1)	2010年7月2日から 2040年7月1日 (注1)	1
2010年9月1日 (通常型)	41,000	付与日(2010年9月1日)以降、権利確定日(2013年8月31日)まで継続して勤務していること	2013年9月1日から 2019年8月31日	4,310
2011年7月1日 (株式報酬型)	86,000	(注1)	2011年7月2日から 2041年7月1日 (注1)	1
2011年7月1日 (通常型)	35,200	付与日(2011年7月1日)以降、権利確定日(2014年6月30日)まで継続して勤務していること	2014年7月1日から 2020年6月30日	4,820
2012年7月2日 (株式報酬型)	204,000	(注1)	2012年7月3日から 2042年7月2日 (注1)	1
2012年7月2日 (通常型)	61,600	付与日(2012年7月2日)以降、権利確定日(2015年7月1日)まで継続して勤務していること	2015年7月2日から 2021年7月1日	2,810
2013年3月26日 (株式報酬型)	55,600	(注1)	2013年3月27日から 2043年3月26日 (注1)	1
2013年7月1日 (株式報酬型)	118,400	(注1)	2013年7月2日から 2043年7月1日 (注1)	1
2013年7月1日 (通常型)	66,200	付与日(2013年7月1日)以降、権利確定日(2016年6月30日)まで継続して勤務していること	2016年7月1日から 2022年6月30日	3,805
2014年7月1日 (株式報酬型)	128,800	(注1)	2014年7月2日から 2044年7月1日 (注1)	1
2014年7月1日 (通常型)	66,000	付与日(2014年7月1日)以降、権利確定日(2017年6月30日)まで継続して勤務していること	2017年7月1日から 2023年6月30日	3,035
2015年1月27日 (株式報酬型)	4,800	(注1)	2015年1月28日から 2045年1月27日 (注1)	1
2015年7月1日 (株式報酬型)	90,200	(注1)	2015年7月2日から 2045年7月1日 (注1)	1

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2015年7月1日 (通常型)	75,200	付与日(2015年7月1日)以降、権利確定日(2018年6月30日)まで継続して勤務していること	2018年7月1日から 2024年6月30日	4,000
2016年2月22日 (株式報酬型)	12,200	(注1)	2016年2月23日から 2046年2月22日(注1)	1
2016年7月1日 (株式報酬型)	139,200	(注1)	2016年7月2日から 2046年7月1日(注1)	1
2016年7月1日 (通常型)	76,000	付与日(2016年7月1日)以降、権利確定日(2019年6月30日)まで継続して勤務していること	2019年7月1日から 2025年6月30日	3,260
2017年3月24日 (株式報酬型)	24,200	(注1)	2017年3月25日から 2047年3月24日(注1)	1
2017年7月3日 (株式報酬型)	60,200	(注1)	2017年7月4日から 2047年7月3日(注1)	1

(注1) 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できます。

(注2) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。付与時点において当該株式併合が行われたと仮定し、「株式数」及び「行使価格」を算定しております。

ロ. オプション数及び平均行使価格

期中に付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は以下のとおりであります。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格(円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格(円)
1月1日現在の未行使残高	1,333,200	932	1,219,000	882
期中の付与	—	—	—	—
期中の失効	2,800	3,970	1,600	3,903
期中の行使	78,400	173	61,400	91
期中の満期消滅	33,000	4,310	34,400	4,820
12月31日現在の未行使残高	1,219,000	882	1,121,600	800
12月31日現在の行使可能残高	1,219,000	882	1,121,600	800

契約有効期間の加重平均は、前連結会計年度は18.9年、当連結会計年度は18.3年であります。

前連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は3,593円、当連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は3,115円であります。

ハ. オプションの公正価値

前連結会計年度および当連結会計年度において、付与されたストック・オプションはありません。

ニ. IFRS第2号が適用されていない持分決済型株式報酬取引

イ. の記載のうち、IFRS第1号の免除規定によりIFRS第2号が適用されていないストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。付与時点における株式数にて表示しております。

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2007年7月2日 (株式報酬型)	53,200	(注1)	2007年7月3日から 2037年7月2日 (注1)	1
2008年7月1日 (株式報酬型)	53,000	(注1)	2008年7月2日から 2038年7月1日 (注1)	1
2009年7月1日 (株式報酬型)	129,400	(注1)	2009年7月2日から 2039年7月1日 (注1)	1
2010年7月1日 (株式報酬型)	86,400	(注1)	2010年7月2日から 2040年7月1日 (注1)	1
2011年7月1日 (株式報酬型)	86,000	(注1)	2011年7月2日から 2041年7月1日 (注1)	1

(注1) 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できます。

(注2) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。付与時点において当該株式併合が行われたと仮定し、「株式数」を算定しております。

ホ. スtock・オプション制度により計上された費用

本制度により計上された費用は、前連結会計年度は5百万円であります。

当該費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

また、前連結会計年度において本制度におけるストック・オプションは全て権利確定済みのため、当連結会計年度において、本制度により計上された費用はありません。

(2) 役員報酬B I P信託を用いた株式報酬制度

イ. 役員報酬B I P信託を用いた株式報酬制度の内容

当社は、当社取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）を対象に、中長期的な企業価値向上への貢献意欲と、中期経営計画における業績目標達成に向けた意欲を一層高めることを目的に、本制度を導入しております。

本制度は、B I P信託が当社株式を取得し、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する仕組みであります。

ロ. 役員報酬B I P信託を用いた株式報酬制度により計上された費用

本制度により、前連結会計年度においては254百万の費用、当連結会計年度においては59百万円の費用の戻入を計上しております。

当該費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

ハ. 期中に付与された当社株式の加重平均公正価値

期中に付与された当社株式の加重平均公正価値は、観察可能な市場価格を基礎に測定しており、予想配当等を公正価値の測定に織り込んでおります。

期中に付与された当社株式の加重平均公正価値は、前連結会計年度は3,545円、当連結会計年度は2,938円であります。

18 資本

(1) 資本金及び資本剰余金

(単位：千株)

	全額払込済の発行済株式数 (無額面普通株式)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1月1日現在	227,441	227,441
増減	-	-
12月31日現在	227,441	227,441
授権株式数	400,000	400,000

資本剰余金は、資本取引から発生した金額のうち、資本金に含まれない金額により構成されております。

日本の会社法では、株式の発行に対しての払い込み又は給付の2分の1以上を資本金に、残りを資本剰余金に含まれる項目に組み入れることが規定されております。

(2) 利益剰余金

利益剰余金には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を売却した場合等に、その他の資本の構成要素で認識されていた累積利得又は損失を振り替えた金額が含まれております。

また、当社グループのIFRS移行日時時点で、従前の基準で認識されていた為替換算調整勘定を振り替えた金額が含まれております。

(3) 自己株式

(単位：千株)

	自己株式	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1月1日現在	6,256	6,181
単元未満株式の買増請求に基づく減少	△0	△0
単元未満株式の買取による増加	4	4
ストック・オプションの行使による減少	△78	△61
役員報酬B I P信託の受益者に対する交付による減少	△1	△5
12月31日現在	6,181	6,117

(4) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
確定給付負債（資産）の純額の再測定	△31,445	△31,203
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	55,786	51,397
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	△665	439
在外営業活動体の換算差額	166,833	129,602
合計	190,510	150,236

(確定給付負債（資産）の純額の再測定)

確定給付負債（資産）の純額の再測定には、期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響、制度資産に係る収益（実績額）と制度資産に係る利息収益（予定額）の差額等が含まれます。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

(キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動)

未発生ヘッジ取引に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ手段の公正価値の純変動額の累積額のうち、ヘッジが有効な部分からなります。

(在外営業活動体の換算差額)

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額からなります。

(5) 配当

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	13,289	60.00	2018年12月31日	2019年3月29日
2019年7月30日 取締役会	普通株式	13,292	60.00	2019年6月30日	2019年9月6日

(注) 1. 2019年3月28日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

(注) 2. 2019年7月30日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

(当連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	13,294	60.00	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年7月31日 取締役会	普通株式	13,296	60.00	2020年6月30日	2020年9月8日

(注) 1. 2020年3月27日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

(注) 2. 2020年7月31日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

また、配当の効力発生日が、翌連結会計年度となるものは、以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	13,294	60.00	2019年12月31日	2020年3月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

(当連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	13,297	60.00	2020年12月31日	2021年3月31日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

19 その他の包括利益

各年度のその他の包括利益の期中の変動額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)			当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
	税効果前	税効果	純額	税効果前	税効果	純額
確定給付負債（資産）の純額の再測定	11,782	△5,080	6,702	943	△985	△41
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	8,879	△3,034	5,844	△4,644	1,386	△3,258
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	△1,085	273	△811	1,572	△398	1,173
在外営業活動体の換算差額	△5,252	△704	△5,956	△42,324	△25	△42,349
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△799	△0	△799	△2	0	△2
合計	13,525	△8,544	4,980	△44,456	△22	△44,478

在外営業活動体の換算差額に含まれている組替調整額は、前連結会計年度は△625百万円(税効果前)、220百万円(税効果)であります。当連結会計年度はありません。

なお、非支配持分に帰属する金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)			当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
	税効果前	税効果	純額	税効果前	税効果	純額
確定給付負債（資産）の純額の再測定	△454	61	△393	△305	21	△283
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	3	△1	2	△5	1	△3
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	△59	16	△42	96	△28	68
在外営業活動体の換算差額	1,609	—	1,609	△5,117	—	△5,117
合計	1,099	76	1,175	△5,331	△5	△5,336

20 収益

(1) 収益の分解

当社グループは、「注記4 事業セグメント」に記載のとおり、「ガラス」「電子」「化学品」の3つを報告セグメントとしております。また、売上高は製品群別及び地域別に分解しております。これらの分解した売上高と各報告セグメントの売上高との関係は以下のとおりであります。

イ. 製品群別の展開

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
ガラス	板ガラス	352,659	324,875
	自動車用ガラス	388,261	323,519
	小計	740,920	648,394
電子	ディスプレイ	174,716	177,225
	電子部材	90,498	105,799
	小計	265,215	283,025
化学品	クロールアルカリ・ウレタン	292,766	264,087
	フッ素・スペシャリティ	119,919	105,710
	ライフサイエンス	61,731	79,941
	小計	474,417	449,739
セラミックス・その他		37,485	31,145
合計		1,518,039	1,412,306

ロ. 地域別の展開

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	ガラス	電子	化学品	セラミックス ・その他	合計
日本・アジア	329,036	245,151	394,994	37,485	1,006,667
アメリカ	116,497	19,167	36,964	—	172,629
ヨーロッパ	295,387	895	42,458	—	338,741
合計	740,920	265,215	474,417	37,485	1,518,039

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	ガラス	電子	化学品	セラミックス ・その他	合計
日本・アジア	293,130	258,735	362,276	31,145	945,288
アメリカ	100,215	23,237	31,079	—	154,532
ヨーロッパ	255,048	1,052	56,383	—	312,485
合計	648,394	283,025	449,739	31,145	1,412,306

（注） 地域別の売上高は、各拠点の所在地によっており、「アメリカ」にはブラジルを含めて記載しております。

ガラスセグメントにおいては、建築用ガラス、自動車用ガラス等の販売及び関連製品の納入・取付工事を行っており、国内外の住宅・ビル関連企業、自動車メーカー等を主な顧客としております。

電子セグメントにおいては、液晶用ガラス基板等のディスプレイ用ガラス、オプトエレクトロニクス用部材、半導体関連製品等の納入を行っており、国内外のパネルメーカー、エレクトロニクス業界の企業等を主な顧客としております。

化学品セグメントにおいては、クロールアルカリ・ウレタン、フッ素・スペシャリティ及びライフサイエンス製品等の納入を行っており、主に商社等の卸売業者及び当社グループの販売拠点等を通してグローバルに販売しております。

これらは、「注記3 重要な会計方針」に記載した方針に従って、会計処理しております。履行義務にかかる対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に回収しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債に関する情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
契約資産	1,068	946
契約負債	17,159	39,086

契約資産は主に、報告日時点で完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、債権管理等の観点から、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高のうち、翌連結会計年度以降に認識する収益の額に重要なものはありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありません。

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

21 費用の性質別分類

費用の性質別分類と事業利益の関係は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,518,039	1,412,306
人件費	△314,806	△304,949
減価償却費及び償却費	△143,361	△143,716
その他	△958,246	△887,859
営業利益	101,624	75,780
為替差益	5,983	3,608
固定資産売却益	2,241	516
事業構造改善引当金戻入益	805	589
その他	3,713	2,028
その他収益	12,743	6,743
固定資産除却損	△4,705	△9,894
減損損失	△24,454	△1,213
事業構造改善費用	△6,492	△7,951
その他	△2,713	△3,752
その他費用	△38,365	△22,812
事業利益	76,002	59,711

研究開発費の合計額は、前連結会計年度47,450百万円、当連結会計年度46,444百万円であります。

事業構造改善費用に含まれている減損損失は、前連結会計年度450百万円、当連結会計年度130百万円であります。

22 金融収益及び金融費用

金融収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
受取利息	8,561	2,619
受取配当金	5,016	3,083
その他	328	201
合計	13,906	5,903

金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
支払利息	△12,281	△7,620
その他	△1,414	△872
合計	△13,696	△8,492

「受取利息」及び「支払利息」は、主に償却原価で測定される金融資産及び金融負債から発生しております。
「受取配当金」は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から発生しております。

23 法人所得税費用

(1) 法人所得税費用の構成

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期法人所得税費用	△16,951	△21,854
繰延法人所得税費用	△3,746	5,896
合計	△20,698	△15,957

繰延法人所得税費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延法人所得税費用の減少額は613百万円、500百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において税率の変更による繰延税金所得税費用の重要な変動はありません。

(2) その他の包括利益で認識された法人所得税

その他の包括利益で認識された法人所得税は、「注記19 その他の包括利益」にて記載しております。

(3) 法定実効税率と平均実際負担税率との差異原因

当社及び国内連結子会社の法人所得税費用は、主に法人税（国税）、住民税及び事業税（地方税）から構成されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率は、それぞれ30.4%、30.4%であります。

また、在外子会社については、その所在地における法人税等が課されております。

当社の法定実効税率と連結純損益計算書における法人所得税費用の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当社の法定実効税率	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	1.4
受取配当等の永久に益金に算入されない項目	△1.4	△2.1
在外子会社の税率差異	△4.0	△7.1
未認識の一時差異の変動額	0.9	6.3
その他	0.4	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.2	27.9

24 1株当たり当期純利益

(1) 基本的1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	44,434	32,715
普通株式の加重平均株式数 (千株)	221,232	221,297
基本的1株当たり当期純利益 (円)	200.85	147.84

(2) 希薄化後1株当たり当期純利益

希薄化後1株当たり当期純利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	44,434	32,715
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益への調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益 (百万円)	44,434	32,715
普通株式の加重平均株式数 (千株)	221,232	221,297
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響		
新株予約権方式によるストック・オプション (千株)	994	895
希薄化後の普通株式の加重平均株式数 (千株)	222,226	222,193
希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	199.95	147.24

25 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、財務目標として、ROE（親会社所有者帰属持分当期純利益率）、D/Eレシオ（有利子負債・純資産比率）を掲げ、利益向上のみならず資産回転率も向上させ、財務目標を達成することを目指しております。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、当社グループが、契約相手先が債務を履行できなくなることにより、財務的損失を被るリスクであります。

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金等のその他の債権及びその他の金融資産は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

金融資産の帳簿価額の合計額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しております。

イ. 信用リスクエクスポージャー

営業債権、その他の債権及びその他の金融資産の年齢分析は以下のとおりであります。

前連結会計年度末（2019年12月31日）

（単位：百万円）

	貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産		合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	
期日経過前	27,085	—	248,540	275,626
30日以内	155	—	11,004	11,159
30日超～90日以内	—	187	3,916	4,103
90日超	—	5,315	5,798	11,114
合計	27,241	5,502	269,260	302,004

当連結会計年度末（2020年12月31日）

（単位：百万円）

	貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産		合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	
期日経過前	36,412	—	255,542	291,955
30日以内	26	—	10,266	10,292
30日超～90日以内	—	12	1,946	1,958
90日超	—	5,433	3,795	9,228
合計	36,438	5,446	271,551	313,435

ロ. 貸倒引当金

営業債権、その他の債権及びその他の金融資産の貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度において貸倒引当金の変動に寄与した金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動はありません。

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用損失	全期間にわたる予想信用損失		合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	
1月1日現在	516	3,019	4,182	7,717
直接償却額	—	—	△795	△795
再測定額	△270	104	133	△32
その他	—	—	7	7
12月31日現在	246	3,123	3,527	6,897

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用損失	全期間にわたる予想信用損失		合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	
1月1日現在	246	3,123	3,527	6,897
直接償却額	△0	—	△741	△742
再測定額	26	471	1,161	1,660
その他	—	—	0	0
12月31日現在	272	3,595	3,948	7,815

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、困難に直面するリスクであります。

借入金や社債などの金融負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金調達手段の多様化、各金融機関からのコミットメントラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより、当該リスクを管理しております。

金融負債の契約上の満期は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2019年12月31日)								
	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金	463,978	479,554	127,720	80,147	85,202	52,208	57,319	76,955
コマーシャル・ペーパー	24,594	24,691	24,691	—	—	—	—	—
社債	59,859	61,431	309	309	309	20,208	108	40,188
リース負債	54,409	68,701	12,352	8,544	6,716	5,835	7,542	27,710
有利子負債計	602,843	634,378	165,073	89,000	92,228	78,252	64,969	144,854
その他(注)	266,065	266,635	256,115	1,631	8,888	—	—	—
合計	868,908	901,014	421,189	90,632	101,116	78,252	64,969	144,854

(注) その他は「営業債務」、「その他の債務」及び「その他の非流動負債」からなります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超
デリバティブ金融負債				
通貨デリバティブ	1,075	1,075	1,049	26
金利デリバティブ	819	786	403	383
商品デリバティブ	943	943	931	11
合計	2,837	2,804	2,383	420

(単位：百万円)

当連結会計年度末 (2020年12月31日)								
	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金	651,207	663,249	181,570	92,539	85,898	81,803	69,973	151,464
コマーシャル・ペーパー	4,654	4,669	4,669	—	—	—	—	—
社債	59,885	61,323	309	309	20,309	208	20,100	20,087
リース負債	72,213	90,244	12,500	10,844	9,384	8,610	7,703	41,200
有利子負債計	787,960	819,486	199,048	103,693	115,592	90,623	97,777	212,752
その他(注)	293,530	294,137	275,254	18,883	—	—	—	—
合計	1,081,491	1,113,624	474,302	122,576	115,592	90,623	97,777	212,752

(注) その他は「営業債務」、「その他の債務」及び「その他の非流動負債」からなります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年内	1年超
デリバティブ金融負債				
通貨デリバティブ	2,523	2,529	1,756	772
金利デリバティブ	766	697	325	372
商品デリバティブ	301	302	172	129
合計	3,591	3,528	2,253	1,273

満期分析に含まれているキャッシュ・フローが著しく早期に発生すること、又は著しく異なる金額で発生すること
は見込まれておりません。

(4) 為替変動リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。為替変動リスクを管理するため、為替予約や通貨スワップ等を利用し、為替変動リスクをヘッジしております。

主要な為替レートは以下のとおりであります。

(単位：円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート
米ドル	109.05	109.56	106.82	103.50
ユーロ	122.07	122.54	121.81	126.95

イ. 為替変動リスクのエクスポージャー

為替変動リスクのエクスポージャーは以下のとおりであります。なお、エクスポージャーの金額は、為替予約や通貨スワップ等により為替変動リスクを回避している金額を除いております。

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)		当連結会計年度末 (2020年12月31日)	
	千米ドル	千ユーロ	千米ドル	千ユーロ
外貨建金融商品	△231,948	△46,456	△196,836	840

ロ. 為替変動リスクの感応度分析

当社グループが期末日にて保有する外貨建金融商品において、期末日における為替レートが、米ドル、ユーロに対してそれぞれ1%円高となった場合に税引前利益に影響を与える金額は以下のとおりであります。

この分析は、為替変動リスクの各エクスポージャーに1%を乗じて算定し、各為替レートの変動が他の変数（他の為替レート、金利等）に与える影響はないものと仮定しております。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
米ドル (1%円高)	254	203
ユーロ (1%円高)	56	△1

(5) 金利変動リスク

変動金利の有利子負債は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引を用いております。

イ. 金利変動リスクのエクスポージャー

金利変動リスクのエクスポージャーは、以下のとおりであります。なお、エクスポージャーの金額は、金利スワップ取引により変動リスクを回避している金額を除いております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)			当連結会計年度末 (2020年12月31日)		
	1年内	1年超	合計	1年内	1年超	合計
借入金	53,845	-	53,845	102,229	-	102,229
コマーシャル・ペーパー	24,594	-	24,594	4,654	-	4,654
短期有利子負債	78,439	-	78,439	106,884	-	106,884
借入金	47,773	178,118	225,891	54,860	210,477	265,338
長期有利子負債	47,773	178,118	225,891	54,860	210,477	265,338

ロ. 金利変動リスクの感応度分析

当社グループが期末日にて保有する変動性金利金融商品において、期末日における金利が、1%上昇した場合に税引前利益に影響を与える金額は以下のとおりであります。

この分析は、金利変動リスクのエクスポージャーに1%を乗じて算定し、金利の変動が他の変数（為替レート等）に与える影響はないものと仮定しております。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
変動金利性金融商品	△3,043	△3,722

(6) 公正価値

イ. 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(デリバティブ)

通貨デリバティブは先物相場や契約を締結している金融機関から提示された価格等、金利デリバティブは契約を締結している金融機関から提示された価格等、商品デリバティブは契約を締結している取引先から提示された価格等に基づいております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、第三者による鑑定評価及びその他の適切な評価方法により見積もっております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(社債)

市場価格に基づき、公正価値を算定しております。

(上記以外の金融商品)

上記以外の金融商品は主に短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

ロ. 金融商品の公正価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。
(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)		当連結会計年度末 (2020年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定する金融資産				
その他の流動資産及びその他の金融資産				
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	4,694	4,694	3,314	3,314
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	—	761	761
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	127,830	127,830	122,250	122,250
償却原価で測定される金融資産				
現金及び現金同等物	113,784	113,784	236,124	236,124
営業債権	264,102	264,102	266,177	266,177
その他の債権	20,554	20,554	31,609	31,609
その他の金融資産	9,381	9,381	6,887	6,887
公正価値で測定する金融負債				
その他の流動負債及びその他の非流動負債				
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	1,880	1,880	3,445	3,445
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	957	957	146	146
償却原価で測定される金融負債				
営業債務	152,502	152,502	151,874	151,874
有利子負債（短期及び長期）				
借入金	463,978	468,575	651,207	654,876
コマーシャル・ペーパー	24,594	24,594	4,654	4,654
社債	59,859	60,668	59,885	60,548
その他の債務	103,613	103,613	123,379	123,379
その他の非流動負債	9,949	9,949	18,276	18,276

ハ. 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で測定する金融商品を評価方法ごとに分析したものであります。公正価値の測定に利用するインプットをもとにそれぞれのレベルを以下のように分類しております。

インプットには、株価、為替レート並びに金利及び商品価格等に係る指数が含まれております。

- ・レベル1：活発な市場における公表価格
- ・レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

(単位：百万円)

前連結会計年度末（2019年12月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	—	4,694	—	4,694
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	4,694	—	4,694
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	—	—	—
資本性金融商品	118,910	—	8,919	127,830
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	118,910	—	8,919	127,830
デリバティブ金融負債	—	2,837	—	2,837
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	1,880	—	1,880
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	957	—	957

(単位：百万円)

当連結会計年度末（2020年12月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	—	4,075	—	4,075
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	3,314	—	3,314
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	761	—	761
資本性金融商品	111,425	—	10,825	122,250
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	111,425	—	10,825	122,250
デリバティブ金融負債	—	3,591	—	3,591
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	3,445	—	3,445
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	146	—	146

レベル間の重要な振り替えが行われた金融商品の有無は毎期末日に判断しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル間の重要な振り替えが行われた金融商品はありません。

レベル3に分類された金融商品に係る期中変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1月1日残高	8,342	8,919
取得	543	1,797
売却	△58	△364
その他の包括利益	162	611
その他の変動	△69	△139
12月31日残高	8,919	10,825

ニ. 資本性金融商品

株式等の資本性金融商品は、主に中長期的な関係の維持・強化を図るために保有しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。資本性金融商品の主な銘柄、及び公正価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
トヨタ自動車㈱	28,172	29,059
三菱地所㈱	31,643	25,093
スズキ㈱	13,563	14,202
三菱瓦斯化学㈱	8,093	10,501
本田技研工業㈱	10,536	9,783
その他	35,820	33,612
合計	127,830	122,250

資本性金融商品は、公正価値（市場価格等）の状況と事業上の必要性の検討を踏まえ売却を行っており、期中で売却等した銘柄の公正価値及びその他の資本の構成要素として認識していた累積利得又は損失の合計額（税効果前）は以下のとおりであります。認識していた累積利得又は損失は、売却等によりその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
公正価値	累積利得又は損失 (税効果前)	公正価値	累積利得又は損失 (税効果前)
50,832	30,228	2,509	1,583

資本性金融商品から認識される、受取配当金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
当期中に認識の中止を 行った金融資産	期末日現在で 保有する金融資産	当期中に認識の中止を 行った金融資産	期末日現在で 保有する金融資産
1,571	3,445	45	3,037

(7) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、予定取引に関するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために商品先物取引及び為替予約を、また、変動金利の借入に関連するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために金利スワップ等を利用しております。これらのデリバティブは実需に見合う取引に限定し、投機及びトレーディング目的では保有しておりません。

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたり、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、正式に指定し、文書化を行っております。また、ヘッジ開始時において、ヘッジの効果が有効であると見込まれるかどうかを評価することに加えて、その後も継続的にそのデリバティブがヘッジ対象の将来キャッシュ・フローの変動の影響を有効に相殺するかどうかについて評価を行っております。

当社グループは、原燃材料価格に係るキャッシュ・フローの変動をヘッジすることを目的として、ガス、オイル等の原燃材料スワップを締結し商品価格変動リスクをヘッジしております。当社グループの利用する原燃材料については、それらの市況価格に相関するものであり、市況価格を反映したヘッジ手段との経済的関係があると判断しております。商品価格リスクは、原燃材料価格の変動が当社グループの連結財務諸表に影響を及ぼします。そのため、当社グループでは、主に原燃材料価格をリスク要素として指定し、ヘッジ会計を適用しております。なお、指定されたリスク要素は商品価格リスクの大部分を占めております。また、当社グループは、ヘッジ関係の開始時にヘッジ対象の数量とヘッジ手段の数量に基づいて適切なヘッジ比率を設定しており、原則として1対1の関係となるよう設定しております。

なお、ヘッジの非有効部分については、主にヘッジ対象の原燃材料価格の変動に対してヘッジ手段の公正価値の変動では、カバーできない部分があることによって発生しております。

また、当社グループは、外貨建予定取引のキャッシュ・フローの変動をヘッジすることを目的とし、為替予約を締結し、為替変動リスクをヘッジしております。上記リスクに対するヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象の為替変動リスクが、ヘッジ手段の公正価値の変動により相殺される経済的関係にあることを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか又は密接に合致しているかどうかの定性的な評価、を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。

原燃材料価格変動リスク及び為替変動リスクに係るキャッシュ・フロー・ヘッジの詳細は以下のとおりであります。

イ. 連結財政状態計算書におけるヘッジ会計の影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結財政状態計算書におけるヘッジ手段の帳簿価額及びヘッジ非有効部分の算定の基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	ヘッジ手段の帳簿価額		ヘッジ手段 公正価値変動額
商品価格リスク	スワップ契約	その他の流動資産	－	△2,742
		その他の金融資産	－	
		その他の流動負債	770	
		その他の非流動負債	187	

上記の契約は、当連結会計年度末から3年以内に満期を迎える予定であり、その大部分は1年以内に満期を迎える予定であります。

(当連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	ヘッジ手段の帳簿価額		ヘッジ手段 公正価値変動額
商品価格リスク(注1)	スワップ契約	その他の流動資産	530	△807
		その他の金融資産	231	
		その他の流動負債	73	
		その他の非流動負債	53	
為替変動リスク	為替予約	その他の流動資産	－	154
		その他の金融資産	－	
		その他の流動負債	20	
		その他の非流動負債	－	

注 1 上記の契約は、当連結会計年度末から3年以内に満期を迎える予定であり、その大部分は1年以内に満期を迎える予定であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるヘッジ手段の想定元本は以下のとおりであります。

(前連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	想定元本
商品価格リスク	スワップ契約	5,709

(当連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	想定元本
商品価格リスク	スワップ契約	6,741
為替変動リスク	為替予約	4,638

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるヘッジ非有効金額の算定の基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動額及びキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ対象 価値変動額	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金
商品価格リスク	2,742	△957

(当連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ対象 価値変動額	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金
商品価格リスク	807	635
為替変動リスク	△154	△20

ロ. 連結純損益計算書及び連結包括利益計算書におけるヘッジ会計の影響

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結純損益計算書及び連結包括利益計算書における損益は以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	その他の包括利益に認識されたヘッジ損益	純損益に認識したヘッジ非有効部分	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から棚卸資産の取得原価に振り替えた金額
商品価格リスク	△2,742	—	△1,784

当連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フロー・ヘッジを終了したものはありません。

(当連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	その他の包括利益に認識されたヘッジ損益	純損益に認識したヘッジ非有効部分	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から棚卸資産の取得原価に振り替えた金額
商品価格リスク	△807	—	△1,442

リスク種類	その他の包括利益に認識されたヘッジ損益	純損益に認識したヘッジ非有効部分	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に振り替えた金額
為替変動リスク	154	—	174

当連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フロー・ヘッジを終了したものはありません。

26 企業結合

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（米国Taconic社のADD部門グローバルオペレーションの買収）

前連結会計年度においては取得対価の調整及び配分が確定していなかったため暫定的な金額で報告しておりましたが、当連結会計年度において確定いたしました。暫定的な金額からは主に無形資産が増加し、のれんの金額が7,929百万円減少しております。以下の(2)から(5)については、暫定的な金額からの修正を反映しております。

(1) 企業結合の概要は以下のとおりであります。

① 相手先企業の名称及び事業の内容

相手先企業の名称 米国Taconic社

事業の内容 ハイエンドリジットCCL及び産業用フィルム等の製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、モビリティ、エレクトロニクス、ライフサイエンスを戦略事業と位置付けており、今回の買収はモビリティ及びエレクトロニクス事業の強化を目的としています。2018年12月に完了したPark Electrochemical社のエレクトロニクス事業買収と今回の買収により、5Gや自動運転の普及等により高い成長の見込まれるハイエンドリジットCCL市場での事業基盤を確立し、また、当社グループの有するフッ素やガラス材料等と買収事業を融合することで、幅広いお客様のニーズに貢献していくことを目的としています。

③ 取得日 2019年6月11日

④ 支配の獲得方法 現金を対価とした事業の譲受

(2) 取得対価及びその内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

取得対価：	
現金	34,238
取得対価の合計	34,238

（注） 繰延対価6百万ドルが含まれており、連結財政状態計算書上、「その他の債務」に計上しております。

(3) 取得に直接要した費用は652百万円であり、連結純損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 発生したのれんの金額及び発生原因は以下のとおりであります。

① 発生したのれんの金額 21,615百万円

取得対価の配分が完了したことに伴い、のれんの金額は確定しております。

② 発生要因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

なお、認識されたのれんは税務上損金算入が見込まれるものではありません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値
資産	
現金及び現金同等物	1,039
営業債権	1,113
棚卸資産	1,371
有形固定資産	1,832
無形資産	10,447
その他	160
資産合計	15,965
負債	
営業債務	269
繰延税金負債	2,352
その他	721
負債合計	3,343

(6) 取得日以降の被取得企業の売上高及び当期純利益、企業結合が期首に行われたと仮定した場合の結合後企業の売上高及び当期純利益は影響が軽微のため、記載を省略しております。

(Molecular Medicine S.p.A. 株式取得)

(1) 企業結合の概要は以下のとおりであります。

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 Molecular Medicine S.p.A. (現 AGC Biologics S.p.A.)

事業の内容 遺伝子・細胞治療医薬品開発・CDMO

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、バイオ医薬品のCDMO事業を含むライフサイエンス事業を戦略事業のひとつと位置付けており、2025年に1,000億円以上の売上規模を目指しています。このたびMolecular Medicine S.p.A.の買収により、先端技術分野である遺伝子・細胞治療の領域に新たに参入し、合成医薬品・既存バイオ医薬品のみならず、遺伝子・細胞治療までのCDMO事業の幅を広げることになります。

③ 取得日 2020年7月31日

④ 支配の獲得方法 株式の取得

⑤ 取得した議決権比率 93.23%

(2) 取得対価及びその内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得対価：	
現金	27,782
取得対価の合計	27,782

(3) 取得に直接要した費用は885百万円であり、連結純損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しておりません。

(4) 発生したのれんの金額及び発生原因は以下のとおりであります。

① 発生したのれん金額 13,394百万円

なお、取得対価の配分が完了していないため、のれん金額は暫定的に算定された金額であります。

② 発生要因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値
資産	
現金及び現金同等物	1,794
営業債権	1,358
棚卸資産	328
有形固定資産	2,358
無形資産	9,482
繰延税金資産	3,813
その他	498
資産合計	19,634
負債	
営業債務	1,672
その他	2,528
負債合計	4,200

(注) 支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。当第4四半期連結会計期間において、当初の暫定的な金額を修正しております。主に無形資産が増加し、当初の暫定的に算定されたのれんの金額20,078百万円は6,684百万円減少しております。

なお、上記の資産及び負債の認識額に対する比例持分に基づいて算定された非支配持分の公正価値は1,045百万円であります。

(6) 取得日以降の被取得企業の売上高及び当期純利益、企業結合が期首に行われたと仮定した場合の結合後企業の売上高及び当期純利益は影響が軽微のため、記載を省略しております。

(7) 当社グループは株式の追加取得により、2020年9月30日にMolecular Medicine S.p.A.を完全子会社化しております。

27 コミットメント

有形固定資産の取得に関して契約上確約している重要なコミットメントは、前連結会計年度末30,368百万円、当連結会計年度末19,324百万円であります。

28 担保

担保に供している資産及び担保を付している債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
有形固定資産	5,941	5,138
その他の金融資産	—	180
合計	5,941	5,318

担保を付している債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
長期借入金	98	61
合計	98	61

上記以外に、所有権に対する制限及び負債の担保として抵当権が設定されたものはありません。

29 偶発事象

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、前連結会計年度末90百万円、当連結会計年度末71百万円の保証等を行っております。このうち、保証予約等はそれぞれ37百万円、25百万円であります。

30 関連当事者

(関連当事者との取引)

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

(取締役への報酬の内訳)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
月例報酬及び賞与	420	384
株式報酬 (注)	147	65
合計	567	449

(注) 「株式報酬」の支給金額は、当事業年度における費用計上額のうち、固定部分のみ費用計上した金額を記載しています。また、業績連動部分については、前事業年度までの費用計上額から93百万円の戻し入れが、別途、発生しています。

31 関係会社

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、個々に重要性のある非支配持分を有する子会社は該当ありません。持分法適用会社については、「注記11 持分法適用会社」にて記載しております。

32 重要な後発事象

(インドシナ半島のクロール・アルカリ事業3社の統合再編)

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、当社子会社であるAGC Chemicals (Thailand) Co., Ltd.、Vinythai Public Company Limited及びAGC Chemicals Vietnam Co., Ltd.の再編統合を2022年前半完了を目標に実施し、統合新社を設立することを決議しました。

なお、当社グループの連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	357,504	654,545	1,012,771	1,412,306
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	15,943	16,456	26,014	57,121
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	13,534	11,440	13,507	32,715
基本的1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	61.17	51.70	61.04	147.84

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期純利益 (△は純損失) (円)	61.17	△9.46	9.34	86.79

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,222	100,487
受取手形	5,840	5,708
売掛金	113,686	119,840
商品及び製品	30,900	32,501
仕掛品	34,766	31,002
原材料及び貯蔵品	26,337	25,108
前払費用	3,895	3,579
短期貸付金	38,278	48,116
未収入金	22,660	22,822
その他	9,870	11,948
流動資産合計	305,458	401,115
固定資産		
有形固定資産		
建物	60,737	78,261
構築物	17,944	19,046
機械及び装置	99,093	112,516
車両運搬具	157	143
工具、器具及び備品	7,668	8,565
土地	26,972	26,814
リース資産	503	466
建設仮勘定	37,559	40,926
有形固定資産合計	※2 250,636	※2 286,740
無形固定資産		
ソフトウェア	7,672	6,379
その他	1,832	1,501
無形固定資産合計	9,505	7,881
投資その他の資産		
投資有価証券	121,227	114,041
関係会社株式	420,299	380,366
関係会社出資金	183,314	193,508
長期貸付金	62,091	53,624
固定化債権	4,031	4,024
長期前払費用	3,502	3,130
前払年金費用	15,701	12,491
その他	2,709	2,592
貸倒引当金	△6,731	△7,222
投資その他の資産合計	806,146	756,556
固定資産合計	1,066,288	1,051,178
資産合計	1,371,747	1,452,293

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	89,765	89,499
短期借入金	176,177	177,275
コマーシャル・ペーパー	20,000	—
未払金	29,602	45,751
未払費用	4,012	4,348
前受金	724	802
預り金	37,440	38,699
賞与引当金	4,651	4,778
役員賞与引当金	111	97
定期修繕引当金	3,323	2,905
事業構造改善引当金	1,119	231
その他	1,615	2,240
流動負債合計	368,542	366,629
固定負債		
社債	60,000	60,000
長期借入金	174,971	330,002
繰延税金負債	9,107	6,476
退職給付引当金	3,314	3,767
債務保証損失引当金	40	37
その他	3,703	4,060
固定負債合計	251,137	404,344
負債合計	619,680	770,973
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,873	90,873
資本剰余金		
資本準備金	91,164	91,164
資本剰余金合計	91,164	91,164
利益剰余金		
利益準備金	22,618	22,618
その他利益剰余金		
特別償却準備金	522	247
固定資産圧縮積立金	9,169	8,488
別途積立金	293,000	393,000
繰越利益剰余金	218,192	52,664
利益剰余金合計	543,502	477,019
自己株式	△28,468	△28,170
株主資本合計	697,071	630,886
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,723	48,340
評価・換算差額等合計	52,723	48,340
新株予約権	2,271	2,092
純資産合計	752,067	681,320
負債純資産合計	1,371,747	1,452,293

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	516,708	505,041
売上原価	384,710	384,425
売上総利益	131,998	120,616
販売費及び一般管理費	※2 126,077	※2 120,737
営業利益又は営業損失(△)	5,920	△120
営業外収益		
受取利息	1,420	1,131
受取配当金	163,835	40,923
その他	5,105	2,821
営業外収益合計	170,361	44,875
営業外費用		
支払利息	6,658	2,592
その他	491	817
営業外費用合計	7,149	3,409
経常利益	169,132	41,345
特別利益		
固定資産売却益	950	—
投資有価証券売却益	30,199	1,522
関係会社株式売却益	1,473	50
債務保証損失引当金戻入額	1	3
事業構造改善引当金戻入額	—	150
特別利益合計	32,625	1,726
特別損失		
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	2,864	3,667
減損損失	66	—
投資有価証券評価損	499	1,480
関係会社株式評価損	4,478	※3 76,983
貸倒引当金繰入額	3,680	496
事業構造改善費用	2,357	—
環境対策費	62	263
特別損失合計	14,010	82,892
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	187,747	△39,820
法人税、住民税及び事業税	3,561	762
法人税等調整額	5,710	△833
法人税等合計	9,272	△71
当期純利益又は当期純損失(△)	178,475	△39,748

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90,873	91,164	—	22,618	797	9,638	293,000	65,729
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△274	—	—	274
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△468	—	468
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△26,582
当期純利益又は当期純損失(△)	—	—	—	—	—	—	—	178,475
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△172
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△274	△468	—	152,463
当期末残高	90,873	91,164	—	22,618	522	9,169	293,000	218,192

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△28,821	544,999	66,703	2,482	614,185
当期変動額					
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△26,582	—	—	△26,582
当期純利益又は当期純損失(△)	—	178,475	—	—	178,475
自己株式の取得	△15	△15	—	—	△15
自己株式の処分	368	195	—	—	195
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△13,979	△211	△14,190
当期変動額合計	352	152,072	△13,979	△211	137,881
当期末残高	△28,468	697,071	52,723	2,271	752,067

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90,873	91,164	—	22,618	522	9,169	293,000	218,192
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△274	—	—	274
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△680	—	680
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	100,000	△100,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△26,591
当期純利益又は当期純損失(△)	—	—	—	—	—	—	—	△39,748
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△143
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△274	△680	100,000	△165,527
当期末残高	90,873	91,164	—	22,618	247	8,488	393,000	52,664

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△28,468	697,071	52,723	2,271	752,067
当期変動額					
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△26,591	—	—	△26,591
当期純利益又は当期純損失(△)	—	△39,748	—	—	△39,748
自己株式の取得	△13	△13	—	—	△13
自己株式の処分	311	167	—	—	167
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△4,382	△178	△4,561
当期変動額合計	297	△66,185	△4,382	△178	△70,747
当期末残高	△28,170	630,886	48,340	2,092	681,320

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。なお、市場価格のない子会社及び関連会社株式について、実質価額が著しく低下したときには評価損を計上しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(4) 定期修繕引当金

設備の定期的な点検や整備に備えて、定期点検の見積り費用と定期点検までの稼働期間を勘案した金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度から償却しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度の翌事業年度から償却しております。

(6) 債務保証損失引当金

子会社等に対する保証債務の履行による損失見込額相当額を計上しております。

(7) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(4) 財務諸表等に係る事項の金額

記載金額は百万円未満切り捨てにより表示しております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

(固定資産の減損に関する会計上の見積り)

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失としております。

当事業年度において、電子セグメントに属するディスプレイ用特殊ガラス等においては、市場の変化に起因して営業損益が予算よりも悪化しており、有形固定資産7,477百万円が属する資産グループに減損の兆候が認められております。減損損失の認識の要否の判定の結果、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となるディスプレイ用特殊ガラス等の5年間の事業計画においては、スマートフォン・タブレット端末等の出荷台数予測を基礎とした市場全体のガラス需要の増加及び市場シェアの拡大による販売数量の増加、並びに高機能品への市場需要の変化等を考慮して見込んだ販売単価を主要な仮定としており、将来キャッシュ・フローは今後の市場の経済状況等の影響を受けます。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権・債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	87,586百万円	104,034百万円
長期金銭債権	65,719	57,242
短期金銭債務	95,900	71,253
長期金銭債務	356	336

※2 国庫補助金等による固定資産圧縮額

前事業年度(2019年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は201百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物173百万円、構築物28百万円であります。

当事業年度(2020年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は10百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は構築物10百万円であります。

3 保証債務

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
債務保証残高	116,867百万円	140,039百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との主な取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
関係会社に対する売上高	161,858百万円	170,045百万円
関係会社からの仕入高	204,937	210,349
関係会社との営業取引以外の取引高	162,318	41,302

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20%、当事業年度20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80%、当事業年度80%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
運搬費及び保管費	25,634百万円	24,773百万円
給料及び手当	19,818	20,001
賞与引当金繰入額	2,033	2,072
退職給付費用	3,135	2,967
減価償却費	3,291	3,485
研究開発費	40,043	39,372

※3 関係会社株式評価損

当事業年度における「関係会社株式評価損」には、主として建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業を営むAGC Glass Europe S.A. 株式に係る評価損が73,600百万円含まれております。なお、評価損計上後の同社株式の帳簿価額は23,590百万円です。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度 (2019年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	46,792	78,620	31,827
関連会社株式	1,305	16,604	15,298
合計	48,098	95,224	47,126

当事業年度 (2020年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	46,792	89,379	42,586
関連会社株式	1,305	21,194	19,888
合計	48,098	110,573	62,475

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
子会社株式	369,649	329,698
関連会社株式	2,551	2,568
合計	372,200	332,267

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券及び関係会社株式評価損	58,921百万円	82,960百万円
退職給付引当金	6,882	7,489
棚卸資産	3,319	2,877
減価償却費損金算入限度超過額	3,044	2,407
短期貸付金	2,678	2,676
減損損失	2,188	2,187
長期貸付金	2,048	2,195
賞与引当金	1,449	1,489
その他	6,665	5,211
繰延税金資産小計	87,196	109,495
評価性引当額	△63,627	△85,416
繰延税金資産合計	23,568	24,078
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△22,750	△20,953
退職給付信託設定益	△5,663	△5,770
固定資産圧縮積立金	△4,011	△3,711
その他	△252	△119
繰延税金負債合計	△32,676	△30,554
繰延税金資産（負債）の純額	△9,107	△6,476

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.4%	当事業年度においては、税引前当期純損失が計上されているため、記載していません。
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△27.3	
試験研究費特別控除	△0.7	
評価性引当額	0.9	
その他	1.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.9	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	60,737	22,106	365	4,216	78,261	109,563
	構築物	17,944	3,317	173	2,041	19,046	58,968
	機械及び装置	99,093	39,950	4,679	21,849	112,516	443,378
	車両運搬具	157	43	2	54	143	843
	工具、器具及び備品	7,668	4,672	188	3,586	8,565	53,654
	土地	26,972	19	177	-	26,814	-
	リース資産	503	309	-	345	466	4,886
	建設仮勘定	37,559	87,580	84,213	-	40,926	-
	計	250,636	157,999	89,801	32,094	286,740	671,294
無形固定資産	ソフトウェア	7,672	1,904	45	3,152	6,379	-
	その他	1,832	4	0	335	1,501	-
	計	9,505	1,909	46	3,487	7,881	-

注 1 「建物」の「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

AGC横浜テクニカルセンター 研究開発体制の構築 14,787百万円

2 「機械及び装置」の「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

愛知工場 板ガラス製造設備更新 4,098百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	6,731	496	4	7,222
賞与引当金	4,651	4,778	4,651	4,778
役員賞与引当金	111	97	111	97
定期修繕引当金	3,323	2,905	3,323	2,905
事業構造改善引当金	1,119	0	887	231
債務保証損失引当金	40	-	3	37

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 又は買増し 取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告(公告掲載アドレス http://www.agc.com) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

注 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及び確認書	事業年度 (第95期)	自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	2020年 3月27日 関東財務局長に提出
(2) 四半期報告書 及び確認書	(第96期 第1四半期)	自 2020年 1月 1日 至 2020年 3月31日	2020年 5月20日 関東財務局長に提出
	(第96期 第2四半期)	自 2020年 4月 1日 至 2020年 6月30日	2020年 8月 4日 関東財務局長に提出
	(第96期 第3四半期)	自 2020年 7月 1日 至 2020年 9月30日	2020年11月 2日 関東財務局長に提出
(3) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第 9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提 出するものであります。		2020年 3月30日 関東財務局長に提出
(4) 訂正発行登録書			2020年 3月30日 関東財務局長に提出
(5) 内部統制報告書	事業年度 (第95期)		2020年 3月27日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2021年3月30日

A G C 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前野 充次
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川 勤
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梶原 崇宏
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA G C株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、A G C株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記.8「有形固定資産」に記載のとおり、AGC株式会社の当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上されている有形固定資産1,246,885百万円には、ガラスセグメントに属する欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産77,769百万円が含まれており、総資産の3.1%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記.3「重要な会計方針(9)非金融資産の減損」に記載のとおり、有形固定資産については、毎期末日に各資産または資産が属する資金生成単位を対象として減損の兆候の有無が判断され、減損の兆候が存在する場合には減損テストが実施される。減損テストの結果、帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>欧州自動車用ガラス事業においては、主に新型コロナウイルス感染拡大に伴う自動車生産台数の減少によって営業損益が悪化しており、有形固定資産が属する資金生成単位に減損の兆候が認められている。このため、当連結会計年度末において減損テストが実施されているが、減損テストの結果、回収可能価額が資金生成単位の帳簿価額を上回ったことから、減損損失は認識されていない。経営者は回収可能価額として使用価値を用いており、使用価値は経営者が作成した5年間の欧州自動車用ガラス事業の事業計画を基礎とし、それ以降の事業の成長性を考慮して見積もられた将来キャッシュ・フローを、現在価値に割り引いて算定されている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる欧州自動車用ガラス事業の事業計画においては、新型コロナウイルス感染症による影響から自動車生産台数が緩やかに回復するとの前提に基づいた販売数量の増加や、生産性の向上及びコスト削減が見込まれており、これらの仮定には高い不確実性を伴う。このため、これらの仮定に関する経営者による判断が、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。また、使用価値の算定に用いられる割引率の見積りは、計算手法及びインプットデータの選択にあたり、評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。なお、一部の監査手続については、同事業を営む連結子会社であるAGC Glass Europe S.A.の監査人に監査の実施を指示したうえで、監査手続の実施結果について報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているか否かを評価した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ● AGC Glass Europe S.A.における資金生成単位の使用価値の算定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性の評価(*) ● AGC株式会社における割引率の見積りに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性の評価(**) <p>(2) 使用価値の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる欧州自動車用ガラス事業の事業計画に含まれる主要な仮定の合理性を評価するための次の手続(*) <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の販売数量についての、新型コロナウイルス感染症の拡大以前の過去の販売数量実績及び外部の調査機関が公表している欧州自動車市場の将来予測との比較 ・ 生産性の向上及びコスト削減についての、経営者に対する質問及び関連資料の閲覧 ● 当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用した、割引率の計算手法の適切性の評価及び算定の基礎となるインプットデータと外部機関が公表している情報源との照合(**) ● 過去の予算の達成状況と差異原因についての検討結果を踏まえて、上記の事業計画に含まれる主要な仮定及び割引率を変動させた場合の、減損損失の認識に与える影響の検討(*) <p>* AGC Glass Europe S.A.の監査人が実施した手続 ** 当監査法人が実施した手続</p>

ディスプレイ用特殊ガラス等の生産設備に係る有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記.8「有形固定資産」に記載のとおり、AGC株式会社の当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上されている有形固定資産1,246,885百万円には、電子セグメントにおけるディスプレイ用特殊ガラス等の生産設備に係る有形固定資産13,232百万円が含まれており、総資産の0.5%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記.3「重要な会計方針(9)非金融資産の減損」に記載のとおり、有形固定資産については、毎期末日に各資産または資産が属する資金生成単位を対象として減損の兆候の有無が判断され、減損の兆候が存在する場合には減損テストが実施される。減損テストの結果、帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>ディスプレイ用特殊ガラス等においては、市場の変化に起因して営業損益が予算よりも悪化しており、有形固定資産が属する資金生成単位に減損の兆候が認められている。このため、当連結会計年度末において減損テストが実施されているが、減損テストの結果、回収可能価額が資金生成単位の帳簿価額を上回ったことから、減損損失は認識されていない。経営者は回収可能価額として使用価値を用いており、使用価値は経営者が作成したディスプレイ用特殊ガラス等の5年間の事業計画を基礎とし、それ以降の事業の成長性を考慮して見積もられた将来キャッシュ・フローを、現在価値に割引いて算定されている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となるディスプレイ用特殊ガラス等の事業計画の売上高の仮定には高い不確実性を伴う。具体的には、スマートフォン・タブレット端末等の出荷台数予測を基礎とした市場全体のガラス需要の増加及び市場シェアの拡大による販売数量の増加を見込んでいる。また、販売単価については高機能品への市場需要の変化等を考慮して見込んでいる。このため、これらの仮定に関する経営者による判断が、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。また、使用価値の算定に用いられる割引率の見積りは、評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、ディスプレイ用特殊ガラス等の生産設備に係る有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ディスプレイ用特殊ガラス等の生産設備に係る有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>資金生成単位の減損テストにおける使用価値の算定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 使用価値の見積りの合理性の評価</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となるディスプレイ用特殊ガラス等における事業計画に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に質問するとともに、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場全体のガラス需要の増加について、算定の基礎となるスマートフォン・タブレット端末等の出荷台数予測と、外部の調査機関が公表している予測データを照合した。 ● 市場シェアの拡大見込みについて、関連資料の閲覧により施策の内容を把握するとともに、直近の市場シェア推移及び過去の販売実績と比較した。 ● 販売単価見込みの前提となる高機能品への市場需要の変化等について、市場動向と比較するとともに、過去の実績単価と比較した。 <p>また、使用価値の算定に用いられた割引率について、当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家が開与して、計算手法を評価するとともに、外部機関が公表している情報と比較した。</p> <p>加えて、過去の予算の達成状況と差異原因についての検討結果を踏まえて、上記の事業計画に含まれる主要な仮定及び割引率を変動させた場合の、減損損失の認識に与える影響について検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、AGC株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、AGC株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月30日

A G C 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前野 充次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 勤

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶原 崇宏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA G C株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A G C株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

AGC Glass Europe S.A. に対する投資の評価の合理性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（損益計算書関係）に記載のとおり、AGC 株式会社当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式380,366百万円には、子会社であるAGC Glass Europe S.A. に対する投資23,590百万円が含まれており、総資産の1.6%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）1. (1) 有価証券に記載のとおり、市場価格のない子会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、株式の実質価額が著しく低下したときには、投資について評価損の認識が必要となる。</p> <p>AGC Glass Europe S.A. に対する投資について、当事業年度末において、同社の純資産額を基礎として算定された実質価額が著しく低下していることから、取得価額との差額73,600百万円が関係会社株式評価損として計上されている。</p> <p>連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性」に記載のとおり、欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産が属する資金生成単位に減損の兆候が認められているが、減損テストの結果、回収可能価額が資金生成単位の帳簿価額を上回ったことから、減損損失は認識されていない。減損損失の計上が必要と判断された場合、AGC Glass Europe S.A. に対する投資について追加的な評価損の計上が必要となることから、減損テストの結果は、AGC Glass Europe S.A. に対する投資の実質価額の算定及び評価損の測定に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、AGC Glass Europe S.A. に対する投資の評価の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、AGC Glass Europe S.A. に対する投資の評価の合理性について、AGC 株式会社における市場価格のない子会社株式の評価の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価したうえで、実質価額が同社の純資産額を基礎として算定され、著しい低下の有無の判定及び評価損の金額の測定が行われていることを確認した。</p> <p>また、実質価額の算定に重要な影響を与える、欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産が属する資金生成単位の使用価値の見積りについて、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「欧州自動車用ガラス事業の有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性」に記載の監査上の対応を行った。</p>

ディスプレイ用特殊ガラス等の生産設備に係る有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定における将来キャッシュ・フローの見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（追加情報）に記載のとおり、AGC株式会社の当事業年度の貸借対照表に計上されている有形固定資産286,740百万円には、電子セグメントにおけるディスプレイ用特殊ガラス等の生産設備に係る有形固定資産7,477百万円が含まれており、総資産の0.5%を占めている。</p> <p>これらの固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>ディスプレイ用特殊ガラス等においては、市場の変化に起因して営業損益が予算よりも悪化しており、有形固定資産が属する資産グループに減損の兆候が認められている。このため、当事業年度末において減損損失の認識の要否の判定が行われているが、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断されている。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの総額は、経営者が作成したディスプレイ用特殊ガラス等の5年間の事業計画を基礎とし、それ以降の事業の成長性を考慮して見積もられているが、売上高の仮定には高い不確実性を伴う。具体的には、スマートフォン・タブレット端末等の出荷台数予測を基礎とした市場全体のガラス需要の増加及び市場シェアの拡大による販売数量の増加を見込んでいます。また、販売単価については高機能品への市場需要の変化等を考慮して見込んでいます。このため、これらの仮定に関する経営者による判断が、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、ディスプレイ用特殊ガラス等の生産設備に係る有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定における将来キャッシュ・フローの見積りの合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「ディスプレイ用特殊ガラス等の生産設備に係る有形固定資産の減損テストにおける使用価値の見積りの合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、使用価値の算定に用いられた割引率の見積りに対する監査手続を除き、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月30日
【会社名】	A G C株式会社
【英訳名】	AGC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 平井 良典
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 宮地 伸二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役平井良典及び代表取締役宮地伸二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。